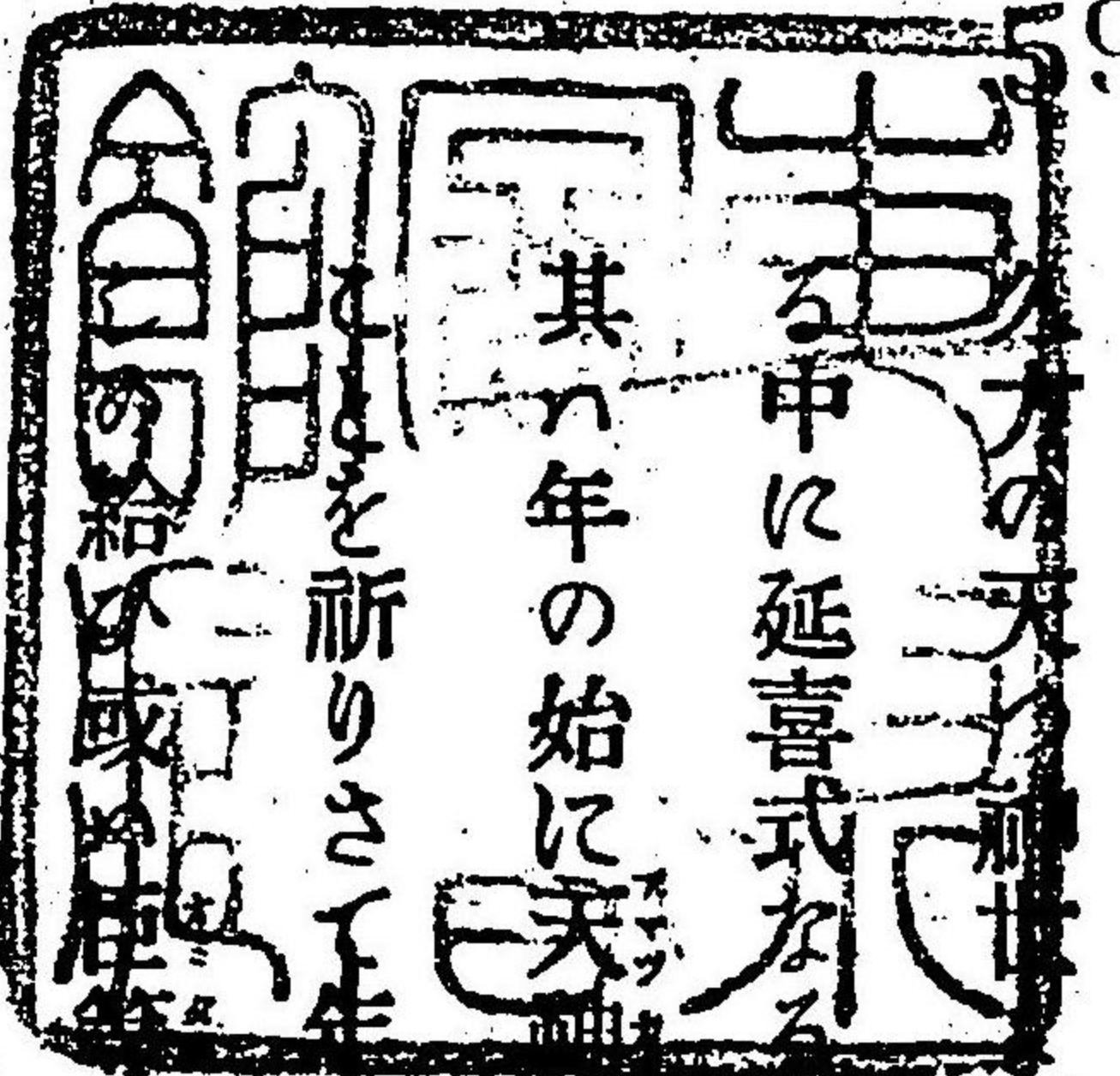


祝詞正訓講義録序



國を治むる道<sup>ミチ</sup>を傳へさせ給ひし書<sup>ツキ</sup>はしむいと多<sup>オホク</sup>なる中に延喜式なる祝詞の卷なんこよなく尊き本つ御書にはあをける  
 其ハ年の始に天神地祇を御年神と稱へ奉りて其年の豊<sup>ユキ</sup>登らん  
 ことを祈りさて年の終りの新嘗祭<sup>ニホヒメノマツリ</sup>はりへ奉りてその神功に報ひ奉ら  
 の家々に傳せれる神代の古事を天皇の御前に奏さ  
 じめ給へる事<sup>コト</sup>の謂ゆる本に報ひ始に反るの禮儀にて神ながらなる大  
 道の本なりけるまた年毎の六月と十二月に天下の大社に幣帛さ  
 へけ奉りて大御世をこひ終ぎ給ひ或ハ大祓の神事を行はしめて萬民

序

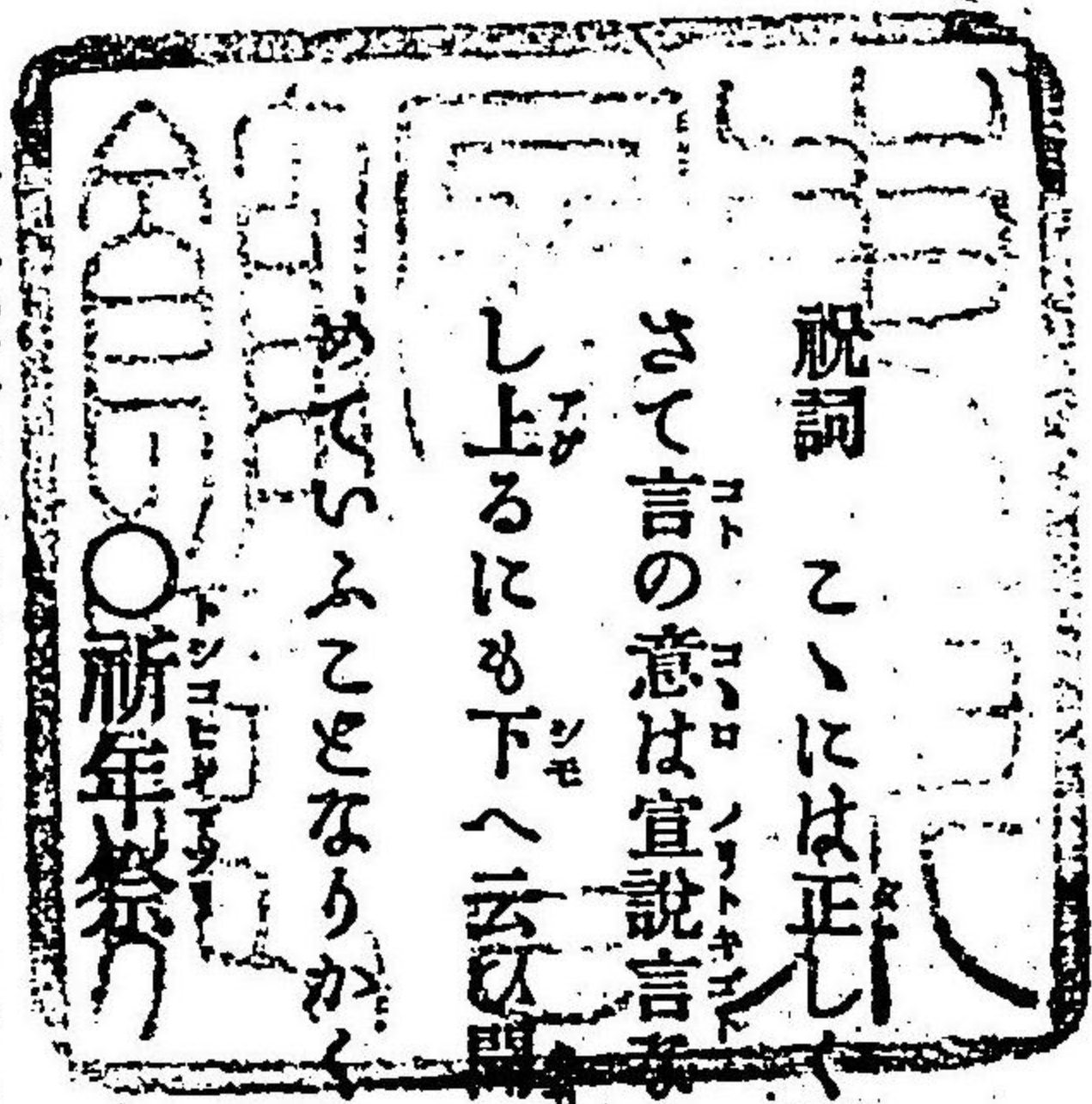
の罪科を除かため給へる事の神代のまゝなる御政事にてこれ皆皇祖  
 天神の吾天皇に依り給へる天御業にあらは此神事を盛にあら  
 んには彼の漢國人の我皇國を大平國と稱へるを古稱の再び明かな  
 らん事の疑ふへくも非きなんさて斯る尊き太卜き神事をさとり明ら  
 めんとするには此祝詞の御卷をよく讀みよく辨ふるに及く事なして  
 れ此度阪正裕のこれが解釋をものとして講義録と名けたる此書の出來  
 りと所以なりけるたのれ古學に心ざし篤くてかゝるめでさき事のな  
 れるを喜び思ふまゝに正裕がこへるに任せて一言卷の首書きをへ  
 ぬるものなり

熱田神宮官司正七位角田忠行

祝詞正訓講義録

角田忠行 関  
 阪正裕 編

祝詞 こゝには正しく乃里登基乃と唱ふべし普通に乃通登とのみいふは略言なり  
 さて言の意は宣説言なり能流といふも斗久といふも共に廣く用る言にして上へ申  
 し上るにも下へ云ひ申すにもつかふ言にて斗久とは不審しきことなく細かに説明  
 せいでいふことなりかくて祝詞は神に對ひて申す詞あり



集侍神主祝部等諸聞食登宣  
 神主祝部等共高天原爾  
 神留坐皇睦神漏伎命神漏彌命以天社國社登稱辭竟奉皇  
 神等能前爾白久今年二月爾御年初將賜登爲而皇御孫命

能宇豆能幣帛乎朝日能豊逆登爾稱辭竟奉久宣

祈年祭 登志とは稻のことにて言の意は田寄なり其は田より人に寄する物ある由なりかくて一年の事をも登志といふは人の生活に最も必要なる稻は初春に種子を水に浸すより冬になりて其實を収るまで殆ど一年を経るが故に其成熟すべき間をも其名をとりて登志といふなりさて此祭の起原は天孫瓊杵尊の御世より始められて其後大寶の頃より儀式も定りて毎年二月四日に其祭を神祇官にて行はる事あり

集侍 忠行云宇は發語。已は疑の本語にて集るをいふ那波流は並び立つさまをいふ詞にて神主祝部等の祭壇に集りて静かに立並びたるをいふ。○神主は其神に親しく仕へ奉りて祀の事を總べ掌る人なり。○祝部は神主に次て神に仕へ奉り社の事を分け掌る人をいふ。○諸は神主祝部等諸。と上の句につけて讀べし。諸の神主祝部等といふ意なり。○聞食とは聞き給へといふに同じ。○宣とは御使の中臣が自ら云ふことにて俗に申聞すといふ意なり。朝廷の御定めのみ、に祭の事を行ふ故に其を申し

聞すぞとなりさて集侍より以下こゝまでの文は今祈年祭を行はるゝ爲に官幣に預る天下の諸社より神主祝部等を京に召し上せ給ひ神祇官にて豫て忌部の人たちが造り置ける幣帛を各自の仕奉れる社々に奉らしめ給はむとして祝詞を神々に申し上げる前にまづ其神主祝部等を呼立て天皇の詔詞をよく承はれよと中臣が注意を促がす爲に云ひさかしむるなり。○神主祝部とは中臣が宣といへるに應へて其處に集待たる神主祝部等がともに唯と稱えて答へする由を知せたるなり。餘宣とは此より次々なる祝詞どもに云々止宣とある所は一々かく註さずとも何れも唯と稱すべきことぞと此書を読む人に教へたるなり。唯といふことは今俗言に承知といふほどの義なりかくて始より此所までは神主祝部に告る言のみにして本文は次なる高天原云々といふより以下なり。○高天原は天上界をいふ。○神留坐の神は古事記に神集。神議などある類にて凡て神の御所爲の事をいふ時に添ていふ語なり。都麻利は鎮といふに近き語にて字の如く留り鎮まります義なり。俗言に物の滞りて行通らぬ事を都麻流といふも留る意にて同じ詞あり。○皇陸神漏岐命神漏彌

命以 皇は流といふことにて此所は天下を統べ知しめす大君と申す意の稱言あり  
 陸とは此字の意にて天皇の皇祖神なれば御親しみます由なり神漏岐は高皇産靈  
 神。神漏彌は神皇産靈神の御事なりかくて此所の二つの命は詔命といふことにて以  
 とは因てといふ意の詞なり故れ此を約めていはゞ天皇の陸とみ親しみます高皇産  
 靈大神。神皇産靈大神の詔命に因りて云々といふ義なり○天社國社は天ツ神ノ社  
 國ツ神ノ社といふ意にて天神地祇を祀りたる社の總稱なり登は辭にて登志互とい  
 ふことなり○稱辭竟奉 多々閉は満足はす意にて今、世の言に海の潮の満極れる  
 を潮のたゝへといふも同じ義なり登は言なり竟は極め盡す意なり凡て神を祭る  
 には事をも物をも満足はし盡し極めて祝詞を申し上る事なる故に稱辭竟奉とい  
 へば願て祭祀ことにも物を献ることにもなりて今此所は天ツ社國ツ社と齋と祭る皇  
 神等といふ意あり 忠行云かく神漏岐ノ神。神漏彌神より直接に此詔命を承はり  
 給ひしは皇孫邇々伎命にしてこれを吾國は祭祀をもて萬 機の基本となし給へ  
 る由縁なるものにてこの御政略の本は神漏岐ノ神。神漏彌ノ神に出て天孫の天上よ

り降り給ひし始の年より行ひ給へる大禮なりこれをころ祭政一致とは云ありけれ  
 わなかしこ○皇神等 皇は上に云へる如く統べ知しめす義にて何れの神をも尊み  
 ては如此申すなりさて此は天ツ社國ツ社と鎮座す許多の神等を取總て申せるにて  
 四時祭祀に祈年祭ノ神三千百三十二座大四百九十二座小二千六百四十座とある神  
 等をいふ○白久は麻乎須をのべたるにて申し上る事はといふ意味なり○今年二月  
 祭日は毎年二月の四日なり○御年初將賜登爲而 御は稱言あり年は上に悉しく  
 いへる如く稻なり初とは此二月は稻種を水に漬け田をも耕し初むるが故に如此は  
 いへるにて田作の業を初むる由なり將賜登爲而とは此御年初の業を天皇御自らの  
 御業として敬ひ申せる詞なりさて田作の業は其實百姓のなす業なるを如斯天皇の  
 御自ら其事を執り初めさせ給ふ由に宣へる所以は此御國及び稻種もともに其源は  
 皇祖天神より皇孫ノ命の御食國御食物として寄し給へるものなれば山川田野稻穀  
 ことごとく吾大君の御有なるを天下の百姓に頒ち作らしめ給ふことなる故に其  
 もとの由来に溯りて百姓の作業をも天皇御自らの任としてかく皇神等に祈白さ

せ給ふなりイ甚も恐く辱カなき事なりけり 忠行云ノ農桑の業は皇大神の傳へ給ひし  
神業なるを以て上代は年の始めごとカに天皇は鋤フを執りて農事の狀をなし給ひ皇后  
は箒ハを執りて寢室を掃ふ狀をなし給へり子日の鋤玉箒といふは是なり○皇御孫命  
皇は皇神の須賀スと同じく稱言なり美麻ミは御眞子を略けるにて皇祖神の眞子といひ  
て殊コトに愛イしみ給へる由の稱言なりかれ皇美麻命と申すは天忍穂耳命を始  
として天日嗣アを知しめす御代々々の天皇を申す大御稱とはなれるなり○宇豆能幣  
帛 宇豆は古事記に貴子書紀に珍子などある貴または珍の字の意にて美詞あり美  
氏具良は御手座物にて天皇の御手つ物をいふ久良とはもと神に奉る物を載する臺  
のことにて此所は其久良に載せて捧ぐる物實をいふなりかくて天下の萬の物は  
皆天皇の御所有なる故に吾々人民より直接に神に捧ぐる物も皆天皇の御手つ物を  
神に献つるわけなれば凡べて美氏具良とは云なりけり○朝日能豊逆登とは逆は借  
字にて朝日の豎ナかに榮サえ登る日出の狀をほめて云へるなりさて此は必キせしも此時  
刻を用ふとは限ハらぬと日の出る時は其日のうちにて最も佳時キなれば朝の間を廣

く稱めていへるなり○稱辭竟奉久宣 幣帛を神に捧ぐるには稱言を盡し祝詞奏し  
て献オる事なる故に如此カいゝるりゝくて奉久は奉留を演べたるなりさて今此空  
文を大別すればまづ始に集侍神主祝部等諸聞食登宣といへるは此祭事を行ふべ  
き人に令する宣命なり次に高天原爾神留坐より稱辭竟奉久までは祈年の神々に天  
皇の幣帛を班ヒち奉らしめ給ふ御祈の祝詞なり登宣といふ一語は右の如く天皇より  
申し上げ給ふべき此祝詞を神主祝部等に傳へて其仕へ奉れる神々に奏マさしめ給ふ  
ことなる故に御使の中臣が其御旨を奉はりて其人々に宣り聞かしむる宣命なり  
如此一の文の中に祝詞と宣命の兩つを兼ながら聊イも紛はしきことなく文理貫ぬ  
き通トりて鮮明なるは古文の妙なる所なり

御年皇神等能前爾白久皇神等能依左奉牟奥津御年乎手肱

爾水沫畫垂向股爾泥畫寄氏取作牟奥津御年乎八束穗能伊

加志穗爾皇神等能依左奉者初穗波千穎八百穎爾奉置氏聽

閉高知<sup>ヒカチ</sup> 臆腹<sup>ウツハラ</sup> 滿雙<sup>ミツフタ</sup> 氏<sup>ウヂ</sup> 汁<sup>シユ</sup> 爾<sup>ニ</sup> 穎<sup>ヒノ</sup> 爾<sup>ニ</sup> 稱<sup>ナヅケ</sup> 辭<sup>ハコト</sup> 竟<sup>マツル</sup> 奉<sup>マツル</sup> 奉<sup>マツル</sup> 大野原<sup>オホノハラ</sup> 爾<sup>ニ</sup> 生<sup>ナマ</sup> 物<sup>モノ</sup> 者<sup>ナリ</sup> 甘<sup>アマ</sup>  
 菜<sup>ナ</sup> 辛<sup>カラ</sup> 菜<sup>ナ</sup> 青<sup>アヲ</sup> 海<sup>ウミ</sup> 原<sup>ハラ</sup> 住<sup>スミ</sup> 物<sup>モノ</sup> 者<sup>ナリ</sup> 鱈<sup>タラ</sup> 能<sup>ス</sup> 廣<sup>ヒロ</sup> 物<sup>モノ</sup> 鱈<sup>タラ</sup> 能<sup>ス</sup> 狹<sup>サマ</sup> 物<sup>モノ</sup> 與<sup>ヨ</sup> 津<sup>ツ</sup> 藻<sup>ソ</sup> 菜<sup>ナ</sup> 邊<sup>ヘ</sup> 津<sup>ツ</sup> 藻<sup>ソ</sup>  
 菜<sup>ナ</sup> 爾<sup>ニ</sup> 至<sup>イタル</sup> 氏<sup>ウヂ</sup> 爾<sup>ニ</sup> 御<sup>ミコト</sup> 服<sup>フク</sup> 者<sup>ナリ</sup> 明<sup>アカル</sup> 妙<sup>タマシ</sup> 照<sup>テ</sup> 妙<sup>タマシ</sup> 和<sup>ニ</sup> 妙<sup>タマシ</sup> 荒<sup>アラ</sup> 妙<sup>タマシ</sup> 爾<sup>ニ</sup> 稱<sup>ナヅケ</sup> 辭<sup>ハコト</sup> 竟<sup>マツル</sup> 奉<sup>マツル</sup> 奉<sup>マツル</sup> 御<sup>ミコト</sup> 年<sup>トシ</sup> 皇<sup>スメ</sup> 神<sup>カミ</sup>  
 能<sup>ス</sup> 前<sup>マヘ</sup> 爾<sup>ニ</sup> 白<sup>シロ</sup> 馬<sup>ウマ</sup> 白<sup>シロ</sup> 猪<sup>イノ</sup> 白<sup>シロ</sup> 雞<sup>トリ</sup> 種<sup>タネ</sup> 々<sup>々</sup> 色<sup>イロ</sup> 物<sup>モノ</sup> 乎<sup>ナリ</sup> 備<sup>ツク</sup> 奉<sup>マツル</sup> 氏<sup>ウヂ</sup> 皇<sup>スメ</sup> 御<sup>ミコト</sup> 孫<sup>ムコ</sup> 命<sup>ノミ</sup> 能<sup>ス</sup> 宇<sup>ウ</sup> 豆<sup>マメ</sup> 乃<sup>ナリ</sup>  
 幣<sup>ヒ</sup> 帛<sup>ヒト</sup> 乎<sup>ナリ</sup> 稱<sup>ナヅケ</sup> 辭<sup>ハコト</sup> 竟<sup>マツル</sup> 奉<sup>マツル</sup> 久<sup>キウ</sup> 宣<sup>ノル</sup>

御年皇神等 御は稱言。年は上にいへる如く稻の事なりさて此は一神の御名には  
 ならず御稻の事に功德有りて此祈年祭にむづかり給ふ多くの神等を取總て申せる  
 にて四時祭式に祈年祭神三千百三十二座大四百九十二座小二千六百四十座とあ  
 る是なり令義解に欲令令三歲災不作時令順度即於神祇官祭之故曰  
 祈年とある如く祈年祭は暴風大雨なく氣候順度にして稻の豊饒に熟らん事を祈  
 る祭なれば此三千百三十二座の中には御年神は申すに及ばき風神水神雨神九

ちるどくさく稻の事に功德ある神たちのおはすとなるが故にかくはいへるもの  
 なり○皇神等は即ち上にいへる御年皇神等をさして申せるなり○依左奉奉は寄  
 せ賜はむといふ意にて御年神等の御幸ひ以て秋になるまでに御稻をよく熟らせ  
 成し幸はへ給ひて天皇に寄せ給ふをいふさて此は二月祈年詞なるに秋にありて  
 後の事を預ていふ詞なる故に奉奉といへるにて奉は未來にかけていふ辭なり  
 ○奥津御年 奥は邊に對へる詞にて此所にては後といふ意なり津は乃に通ふ助辭  
 なり五穀の中にて稻は最も後に熟るものなる故に如此も云へるにて即ち稻のこと  
 なり譬へば同じ稻にても晚く熟るを奥手といへるが如し○手肱爾水沫畫垂 たな  
 ひぢは手の肱ありみなわは水の沫のづを略きのあを約めてなといへるなり 正裕  
 按に畫垂の畫は垂といふ詞を強めん爲に添たる詞なるべし其は唯に見るといふ事  
 を強めていはんとして古事記大國主神の后神の御歌に宇知微流斯麻能佐岐邪岐  
 加岐微流伊蘇能佐岐淤知受云々とある宇知加岐なといへるに等しき強詞ならん  
 とおもはるゝなり○向股爾泥畫寄氏 向股とは向ひたる股といふ義にて股は左右

の兩つ正しく相向ひ居るものなる故にかくはいへるあり泥は字の如く俗にいふ  
 呂なり畫は上なる畫垂の畫に同じさて手肱爾云々向股爾云々の二句は田人の田を  
 佃るとして勞く業の種々ある中に就て一つ二つを摘出でていへるにて其餘の業ど  
 もを皆これに籠めたるなり○取作牟 取は已が身を以て其事業をとりあつかふを  
 云ひて執字の義なり作牟とは今日より始めて秋に至るまでにかけていへるにて  
 所謂未來の詞なり○八束穗能伊加志穗爾 八束穗は彌握穗にて幾握もある長さ  
 穂をいふ伊加志穂は嚴穂にていりめしく大きくして盛に満足へる稲穂をいふ爾は  
 爾爲而といふ意の辭なりさて此八束穂と伊加志穂とは同物にして別なるものに  
 はあらざるを如此二様にいひて詞をあやなすは古文の例なり○皇神等能云々とは  
 御年神たちのかくして天皇に寄せ給はといふ義なり○初穂とは其年の秋に熟  
 れる新稻をまつ神に奉るを云ひて此は十一月の新嘗祭に天皇より 献らせ給ふ  
 初穂を指して申せるなり○千頭八百頭爾 頭は江次第に本頭対本頭之稻切  
 穂爾之頭とある如く稻の穂をのみ切つて穂をば去りたるものをいふ千といふ

八百と云ふは共に頭の數の多き由あり爾は軽く添へたる助辭のみ○聽閉高知 聽  
 は酒を醸すかめなり閉は上の字を省きたるなり高知は聽に盛りたる酒の口のあた  
 りまでも高くわがりて著く見ゆる由あり古は酒を聽にて醸して其聽のまゝにて神  
 に献りしものあり○聽腹滿雙 上の句にて聽のたけ高さ由をいひ此句にては其が  
 太く大なる腹に酒を満足はしてしかも數多くの聽を立並べたる由を云へりさて此  
 二句にて今神に献る御酒のあまたなる事を知らせたるものなり○汁母頭爾 汁と  
 は酒のことにて即ち右の聽の腹内なる御酒是なり頭は上にいへる千頭八百頭即ち  
 是なり然れば此は上なる二種を指して再び語をかへて云へるのみなりさて詞の意  
 は汁にもし頭にもして稱辭竟奉むといふ義なれば上なる句を隔て、初穂波といふ  
 より續けて見れば其意明かに得らるべきものなり○稱辭竟奉牟とは上に既に云  
 る如く祝詞申して献上らむといふ義にて今祈年祭の時にあたりて、預め秋の新嘗  
 祭に奉り給ふべき料物を神に約り置かせ給ふなり○大野原は廣く大なる野原をい  
 ふ○生物者は成長する物はなり○甘菜辛菜は 味の甘き野菜味の辛き野菜にて青

菜蕪ナサナの類は甘菜チヤンサイなり葱野韭チヤンノヒの類は辛菜シンサイなり○青海原は青々としたる海原をいふ阿  
 平美アヒラミの美は宇美ウミの宇を省きたるなり原とはすべて廣く平かなる所をいふ上なる大  
 野原ノハラの原も同じ義なり○鱒能廣物鱒能狹物 波多ハタとはすべて打振る物をいふ旗布  
 帛ヒトなと同じ義なり魚の鱒マスも左右前後に振る物なる故に波多とはいふなりさて其廣  
 き物は大なる魚なり狹セマき物は小さき魚なり○奥津藻菜邊津藻菜 海にては陸より  
 遠く隔たりたる方を於岐オキといひ陸に近き方を邊チカといふなり津は乃にかよふ辭チニチハな  
 り藻菜とは海に生ふる植物の總稱なり○明妙照妙和妙荒妙 妙は借字にてもとは栲カサもて織れる  
 菜は海松ミヅノマツ青苔アヲシの類ひなり○明妙照妙和妙荒妙 妙は借字にてもとは栲もて織れる  
 布の名なりしが後には總ての織物の稱となれりさて明妙は古へ三河國より貢  
 れる明引アカヒキの糸の類もて織たる絹キヌにて光明織物の義なれば其光澤アキラカサの美しさをほめて  
 いふなり照妙は五色に染めたる絹の色の美しさをほめたる名なり和妙は其質の和  
 くやわらかなるをいひて絹絶キヌツクの類是之荒妙は手障りの荒々しき多倍タベにて即ち木  
 綿麻布キヌマツの類是なりかくて明といひ照といへるは其多倍の色光澤の美しさをほめて

云ひ和といひ荒といへるは其質の精粗を以ていへるにて今も五色の布帛を神にた  
 てまつるは即ち此古例に依るなり爾は助辭タサヘコトにて異なる意なし○稱辭竟奉牟 此  
 は上なる同語オナラフコトと一つ意にて御年、皇神等の御守護ミヨリゴホに資イサて熟ミる新穀ニウキにかく種々の  
 物をも附屬備ツケツケて秋の祭に献カネらむと豫カキて約チキり置かせ給ふなり○御年皇神 御名の義  
 は上にいへるが如くあれと上あるとは異にして此は一柱の御名なり神名帳に大和、  
 國葛上クニノカミ郡葛木御歳ミトシ神社とある社にしづまります神にて大年、神の御子ミコにまして  
 殊コトに御稻ミイネのことに功德イササある神なり○白馬白猪白雞は古語拾遺に御歳ミトシ神カミ爲イ崇ナ宜シ宜シ  
 獻コトコト白猪白馬白雞シ以テ解ツ神カミ怒トとある如く此神のいたく好ませ給ふ物なる故に  
 かく幣帛として奉るなりさて猪も神代のころは眞の白猪なりしが後には得がたき  
 物なる故に絹布に替カへて獻カネれるなりかくて此等の物の白さを殊更に此神の好ませ  
 給ふは何の爲なるか詳ツトヒかならざ○種々色物は祈年祭仕へ奉る時に目のあたり奉  
 らせたまふ種々の幣帛をいふなり上なる初穂より以下和妙荒妙に至るまでの物品  
 は秋の新嘗祭に奉らせ給ふへき未來の幣帛を預め申させ給ふなれば此と彼とは全



く別物あり○備奉氏とはとろろへてといふ意にて種々の幣帛を足満てといふ  
るをいふ○稱辭竟奉久は祝詞奏して献つると云ふ意にて此までは神に申す祝詞に  
て登宜とは中臣が神主祝部に云ひさかしむる宣命あり

大御巫能辭竟奉皇神等能前爾白久神魂高御魂生魂足魂玉  
留魂大官乃賣大御膳都神辭代主登御名者白而辭竟奉者皇  
御孫命御世乎手長御世登堅磐爾常磐爾齋比奉茂御世爾幸  
閉奉故皇吾睦神漏伎命神漏彌命登皇御孫命能宇豆乃幣帛  
乎稱辭竟奉久宣

大御巫 大も御も共に尊稱之加牟能古とは神子の意にて神に親しく仕奉る童女を  
いふさて御巫には種々ある中に神祇官の八神を齋ひ祭るをば殊に稱へて大御巫と  
は申せる○辭竟奉は稱辭竟奉といふと同じことにて上に云る如く齋奉るとい

ふ義之○皇神等は所謂神祇官八柱の神等にて即ち下なる神魂より以下辭代主まで  
の神等をいふかくて此神々は天皇の大跡守の神として高千穂宮に肇國知し、遷々  
藝命の御時より殊に神祇官に齋ひ祭りたまふなり○神魂高御魂 御名のこゝろは  
神は幽の意高は顯の意にて幽世と顯世との大政を統御し給ふ義なり美は稱言な  
り牟須とは此二神の萬物を生し出し給ふ徳をろゝへ給へるを稱まつれるにて苦  
の生ひ出るを苦の牟須といふも同じ意の詞なり毘は久志毘の本語にて神徳の靈  
に妙なるをほめ奉れるなりさて此二柱は皆人の知れる如く其神徳さばめて廣大に  
して天地間の萬物を生しなし給ふ祖神にますなり○生魂 忠行云姓氏録河内國  
天神條に恩智神主高魂命 兒伊久魂命 之後也とありて此は高皇產靈神  
の太子にまして國土に幸はへ給ふ御靈の御名を生島大神とも生國大神とも稱  
しまつる伊弉諾尊の又の御名なると矢野玄道翁のいはれたるが如し○足魂 忠  
行云此は生魂大神に對へて伊弉冉尊の御魂なる足島大神にます事申すも更な  
り○玉留魂 忠行云玉は假字にて靈なり人身の大主宰たる神靈を掌とり給ふ大神

にて天之御中主、大御神のまたの御名なり。○大宮乃賣は太玉命の御子にして天照大御神の天宮の内（アマノミヤノウチ）に侍（サマヘ）ひて大御神の御心平かならざる時は善言美詞（タカクハコトハシキコトバ）を以て其大御心を和め奉り慰め奉りたまひし功（イサナ）ある神にして後世に内侍の天皇に仕へ奉る事の本なりかくて此神を神祇官に祭り給へるこゝろは天皇の御心穩かならず怒を給ひ憂ひ給ふとなどある時は其を和め慰め奉りて大御心平かに御命長くましますべく守り幸へ給ふが故なりこゝを以て御名を大宮乃女（オホミヤノメ）とはたへ奉れるなり。○大御膳都神 此神は皆人もよく知れる伊勢の外宮に鎮まります豊受姫神の又の御名にして萬の食物をつかさどり給臨神なり御名義は大を御も共に稱言なり氣は食にて宇氣（ウキ）と同語なり都は助辭（タマヘコトバ）なりかくて此神の掌（ウツササ）どり給ふ御食物は生（イキ）とし生けるもの、一日もなくしては叶はぬ物にて天皇と雖ども此神の御幸ひなければ御命存へ給ふと能はざるが故に入神の中に加へて御守神とはし給へるなり。○辭代主 御名義辭代は言志留志（コトシヅメシ）の約（ヨク）なり奴志（ヌシ）は之大人の約言にて尊稱なりかくて此神は御父命の皇孫命（ミコノノミコ）に此皇國を避り奉り給ひしとに其誓言のしるしとして自

ら乗り來ませる船を青柴垣（アヲシヤガキ）に化して神隠れ給へると古事記に見えたる如くなるを以てかゝる御名をば稱へ奉れるものなりさて此神を如此神祇官に齋（イツ）き奉り給へる由縁は其父神とます大國主神の言に入重言代主神（イハレ）爲三神之御尾前（ミノオノ）而仕へ奉り者違（イハレ）神者非（ヒ）也（ナラズ）と宣へる故由も殊なる天皇の御守護神にますが故に○御名者白而辭竟奉者とはかく御名を稱へまつりて御祭り仕へ奉る事はといふ意に○皇御孫命御世とは天皇の御稜威（ミヤノササガヒ）足ひまして天下治めたまふ間をいふ○手長御世（テニチハ）手は借字にて多理の略語（タリノリヤクゴ）なりかくて多奈賀乃御世（タナガノミヨ）とは天皇の御命足ひまして長く常へなる御世といふ意の祝言なり登は登志氏（トシヂ）といふ意の辭なり○堅磐爾常磐爾（ツルツル）加伎波（カキハ）は加多伎伊波（カタクイハ）の略語登伎波（トシハ）は登古伊波（トコイハ）の約語にして爾は辭なれどかく比喩の詞より承たるときは皆如の字の意なりさて此は天皇の御齡の堅固さ磐の如くにまた常しへなる磐の如くに何時までも存へまして老ぼれ給はぬ由を譬へたる祝言なり○齋比奉 伊波比（イハヒ）は伊美（イミ）を延べたるにて伊美とは凶事（アシ）を避て吉事（ヨシ）になさしむるをいふ言なり此は天皇の御代の移り變ること凶事を忌避て堅磐の如く

常磐の如くにいつまでも天下知し食すべき吉事にならしむべく神等の護り幸へ給ふ由を云なり○茂御世とは嚴めしく大なる御世といふ意の祝言なり爾は上なるとは異にして爾志氏といふ意なり○幸閉奉故とは護り幸へ賜ふが故にといふ意なり○皇吾陸神漏伎命神漏彌命登 皇吾陸の意は既に上に云ひつ神漏伎命神漏彌命の事も上にいへる如く其もとは皇祖高皇産靈神。神皇産靈神の御事なれど此所はいさゝか異にして上なる八神をさして申せるありかくて此の二つ命は詔命の意にはわらきて御事といふ意の稱言なりさて八神の中には皇祖神ならぬ神等もわれども殊更に厚く尊み給ふとさば皆皇祖神に擬へて御祭仕へまつり給ふ事なり其はこゝなる登といふ辭も上にいへる如く登志氏といふ意なるをもてよく知れたり

座摩乃御巫乃稱辭竟奉皇神等能前爾白久生井榮井津長井阿須波婆比支登御名者白氏辭竟奉者皇神能敷坐下都磐根

爾宮柱太知立高天原爾千木高知氏皇御孫命乃瑞能御舍乎仕奉氏天御蔭日御蔭登隱坐氏四方國乎安國登平久知食故皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久宣

座摩は古語拾遺に座摩は是レ大宮地之靈。今座摩ノ巫ノ所奉レ齋也。と記されたる如く大宮地を護り幸はへ給ふ神の御祭りあり爲賀須理は居所知の義なり然れば下ある生井。榮井。津長井の井は居の假字にてこの三の名は阿須波ノ神婆比支ノ神の御靈をかくさまに稱へてまつり給へるあり然るを舊説に此は井ノ神を稱へたる名ありといへるはかるは其は本文に井に關りたるとるさをもて知るべきあり○稱辭竟奉は上に云へる如く齋さまつるといふ意あり○生井 生は死ぬるといふ凶事の反對にて生存る由の祝言あり○榮井榮とは盛にたち榮ゆる由の祝言あり○津長井は綱長居の意にて綱は長さものある故に長といふ祝言に添へたるあり○阿須波は足場の意あり須と志とは通音にて足場とは凡て何處にもおれ人の足を踏立る地

をいふありさて此神は人の他へ行くとても万の業を爲すとても凡て足ふみ立つる地を守りたまふ神なるが故に大宮地を始として下様の家々に至るまでも齋さまつとまものなり○波比支は波比人君の意あるが伊は比の龍にあるが故に省き又理と美とを省けるなり波比入は這入の意にて今の俗言にもたゞに入ると云とを家へはいる○穴へはいるなどいふも同じ意の詞なりかくて此は人家の構の内に入るべき四方の門の邊を守り給ふ神なり故れ此神は大宮地を始として庶人の家々に至るまでも其波比入の邊を守りたまふ神なり○皇神能敷坐とは右の神たちが各もく其神徳を敷及ばして守護り居ますといふ意なり○下都磐根爾宮柱太知立 下都磐根は地の下におのづからある磐をいふ根は磐に添へたる言のみにして異なる意はなし宮柱太知立とは天皇の御殿の柱を地底なる磐根のある所までも深く掘り堅くつさかためて太く大さやかに著るく築立る由をいふ稱詞あり上代には神宮も人の舎家もみな地を掘て柱を立たるものにて今世の如く殊更に礎を設くるとはあらざりし故にかゝる稱詞はあるありけり 正裕按に柱を著るく立る由なれば志理

多氏といひては語の格にかかはらず必ず志留久多氏といふべきを如此いひては詞の調あしかる故に理と留とを通はせ久を省きて志理多氏とは云へるなるべし○高天原爾千木高知氏 高天原とは上なる句に地の中まで深くといはむとて下都磐根といへるに對へたるにて此は虚までも高くといふ意の古言なり爾は下都磐根爾の爾と同じ意の辭にてどもにこの下に至麻氏といふ語を加へて見れば凡てのこゝろ心得易きなり千木は凡て上代の家造には棟の兩端に高く掲げたるものにして今も神社には大かたなるものなり 忠行云千木は垂木の端を屋の棟をとほしてさし上げたものなるが故に言の義は多理伎なり多理を約むれば知となればなり此をまた比木ともいふは千木の轉れる語なり 正裕按に高知は高く著く掲ぐる由にて志理は太知の志理と同じ意なれば此は高志留久阿計氏といはでは聞えざるを高といへる詞にて上ぐる事は云はでも聞えたるが故に殊更に阿計氏とはいはざるなり志留久といふを志理といへる由は上にいへるが如し 忠行云太知高知の知はどもに著き意と天皇の御世を平穩に知しめす由とをうけて申せると先師の説の如し

斯て高知は天皇の顯世を知しめすの謂なれば高は顯の意もこもれりと知るべし  
○瑞能御舍乎 仕奉 美豆とは凡て物の美しきをほめていふ言なり御舍は御在所の  
意にて天皇のまします大宮をいふ仕奉とは凡て下なる者の上の爲にする事をば何  
わざにていふ詞にして此所は御舍を造り奉るをいふなり○天御蔭日御蔭登隱坐  
氏とは彼の瑞の御舍をば天を覆ふべき蔭とし日を覆ふべき蔭として其内に隠りま  
すをいふかくて登は 辭にて例の登志氏といふ意なれば天ノ御蔭の下にも此辭は  
るべきを其は次なる詞に譲りて省きたるあり加久理は古毛理の意にて人に見えし  
とて隠匿るゝにはあらざるあり○四方國は天ノ下の國々をいひて即ち吾天皇の知  
し食す國のすべてをいふ○安國登平久知食 故とは天ノ下よく治まりて事もなく  
安らかなる國として 天皇の御心平らかに治めたまふが故にといふ意なり○皇御  
孫命能云々は全く上ある詞にいへると同じ意ありされど上文よりうけたる意は異  
なれり其は此詞の上よりうけたる意はまづ天皇の天下を始め給ふべき御政事を聞  
食として瑞の御舍を作り建て給ひ其大宮地を守り給ふ此神たちの御幸はひに依

りて其大宮の内に安らげく平らげく隠り居まして天下平穩に治むるを得たまふ  
が故に其恩類に報い給はんとしてかく幣帛を奉り給ふといふ意なり

御門能御巫能稱辭竟奉皇神等能前爾白久櫛磐間門命豐磐  
間門命登御名者白氏辭竟奉者四方能御門爾湯都磐村能如  
塞坐氏朝者御門開奉夕者御門閉奉氏疎夫留物能自下往者  
下乎守自往者上乎守夜能守日能守爾守奉故皇御孫命能  
宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久宣

御門能 御巫は皇居の四面の御門を守り給ふ神等に仕へ奉る御巫にて此は神名式に  
御門ノ巫ノ祭ノ神八座並ニ大月次新嘗櫛石窓ノ神四面ノ門ニ各一座豐石窓神四面ノ門ニ各  
一座とある神等に申す祈年祭の祝詞なり○櫛磐間門命豐磐間門命 此二柱の御名  
の義は櫛も豊も共に稱名間門は眞門の意にて皇居の御門を美めて云ふなり磐はか

たき由にて磐の如く堅固なる眞門といふ意の稱名なりさて此神等は  
大宮の御門を  
守衛り給ふ神なるが故に其御門の堅固さ由を以て稱名とはせるものなり○辭竟奉  
者とは御祭つかへ奉ることはいふ意なり○四方能御門は大宮の四方にある御門  
をいふ○湯都磐村能如 湯は借字にて五百の略語なり都は一つ二つのつに同じ村  
もまたかり字にて群の意ありかくて此は次なる塞坐といふ詞の狀を形容せんため  
に設けたる詞にて數多くの磐の群れ重りたるが如くに塞坐てといふ意なり○塞坐  
塞は障有にて皇居の内へ悪しきものどもを入れしめじと御門の神等の湯都磐村  
の如くに御門の邊に立塞がり障へ留めますをいふ○朝者御門開奉云々 朝夕に御  
門の開閉をなす事は守門の官人の司どる所にして全く現人の爲す現業にはわれ  
ども其は幽世にます御門の神たちの守り養けてなさしめ給ふ事なるが故にかく神  
の御爲業の上にかけて申せるなり○疎夫留物とは神と皇とに疎び遠ざかりて親し  
み従ひまづらざるものにて妖鬼の類ひをいふなり其故はるもく天ツ神はあふゆ  
る神等の主宰にまし天皇は天下万民の君主にましますせば共に本より歸順ひ仕へ奉

りて其の大御旨を仰ぎ奉るべき道理なるを然はるくして神にも皇にも歸順ひ奉ら  
せ其の大御旨に逆らひて親しみ仕へ奉らざる者は即ち疎ぶる心ある者にて妖鬼な  
れば○自上任者云々 上に云へる妖鬼ども、神の類なるが故に能く虚にも上り  
又地中にも入ることを得て人の如くに門口より出入すると云ふには定まらざる  
が故に虚空ある上よりも地中なる下よりも荒びつゝ大宮内へ入り來むをば何方  
よりも入らしめじと防ぎ守りたまふとなり○夜能守日能守とは夜となく晝となく  
更らに斷間なく防ぎ守り居たまふ由なり 正裕按にこの二つの守は名詞にして此  
次なる守 奉 故の守は 動詞あり故れ下ある皇御孫命能云々といふへつゝく文  
の意は夜の守日の守といふことに守り居給ふが故に其禮代として幣帛を奉るとい  
ふ意なり

生島能御巫能辭竟奉皇神等能前爾白久生國足國登御名者  
白氏辭竟奉者皇神能敷巫島能八十島者谷蟻能狹度極鹽沫

能留限狹國者廣久峻國者平久島能八十島墮事無皇神等能

依奉故皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉登宣

生島とは大八洲の國々島々の御靈とます神を稱へて申せる御名にて此を生島神  
足島神とも申したる生國神。足國神とも申して此の祝詞は神名式に神祇官西  
院坐生島御巫祭神二座並大月次新嘗生島神足島神とある神に申す祈年祭  
の詞あり○皇神等とは下なる生國足國の二神を指して申せるなり○生國足國 忠  
行云此は生島足島とも稱して伊弉諾神伊弉冊神の國土に幸はへ給ふ御靈の又の  
御名なること上なる神祇官八柱の神に奏す詞のうち生魂足魂とある所に既に  
云へるが如し○皇神能敷坐とは生國神足國神の御功德を敷きほどこしてしま  
すといふことなり○島能八十島 古は島といふも國といふも同じことなり八十と  
は數の多きことといふ詞なれば此は吾が大八洲國のすべてをとりすといふ語な  
り○谷蟻能狹度極 谷蟻は今の世に蝦蟇といふ物なり此物は谷または日蔭勝ちな

る谷の如き地に住み居て其の鳴く聲の具久と聞ゆる故にかくは名けたるなりさて  
狹は眞に通入借字。度は渡の略字にて眞渡とは行通らぬ限なく歩み渡るをいふこと  
は此物は何處までも靈しく妙に行き渡る物なる故に斯くいひて國といふ國のあら  
ん限りといふことの譬喩としたるなり○鹽沫能留限 鹽は借字にて潮あり那は能  
阿の約にて海の潮の満ち行くまゝに流る、沫の至り着き留る限りといふ意の詞  
にて此もまた上ある詞と同じ意の譬喩なり○狹國者廣久とは狭き國々は廣く大き  
くしてといふ義にて此は上なる鹽沫能留限といふより受たる詞なりさるは古の  
傳説に吾が大八洲國を除くの外すべて万國は潮沫の凝り固まりて漸やくに國土の  
大きくなりしといふ傳のあるが故にかゝる詞もあるなり○峻國者平久とは山の多  
くありて峻嶮なる國々は平坦にしてといふ意にて谷蟻能狹度極といふよりうけた  
る詞なりさて此は上なる詞の如く古の傳説のあるに因りていへるにはあらざれど  
も谷蟻と峻國と縁因あるが故に鹽沫能留限狹國者廣久といふに對へていへるなり  
○島能八十島墮事無云々とは此の神等の敷坐す大八洲國のすべてをほらゆる限り

漏落ることなく吾が天皇に依せ奉りたまふが故にこの禮代として天皇の御手座物を祝詞申して獻上るといふ意味なり

辭別伊勢爾坐天照大御神能大前爾白久皇神能見霽志坐四方國者天能壁立極國能退立限青雲能靄極白雲能墜坐向伏限青海原者棹柁不干舟艦能至留極大海原爾舟滿都々氣氏自陸往道者荷緒縛堅氏磐根木根履佐久彌氏馬爪至留限長道無間久立都々氣氏狹國者廣久峻國者平久遠國者八十綱打挂氏引寄如事皇太御神能寄奉波荷前者皇太御神能大前爾如橫山打積置氏殘乎平聞看又皇御孫命御世乎手長御世登堅磐爾常磐爾齋比奉茂御世爾幸閉奉故皇

吾睦神漏伎神漏彌命登宇事物頸根衝拔氏皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久宣

辭別とは上なる本文に專要とある事どもをいひ畢て其餘の事を陳べむために殊更に文を改めて云ひ起す詞なりさて上にも既に云へる如く祈年祭には天社國社の神主祝部を總て神祇官に召し上せ給ひて幣帛を班ち奉らせ給ふことなるを伊勢大神宮には殊に御使を遣はしてたてまつらせ給ふことなるが故にこの祝詞は別に此書の下巻にあるを此詞は諸社の神主祝部どもと共に神祇官にて勅使に宣聞しめて其勅使の神宮に至り官司に傳へて奏し上しめ給ふ料の詞なりかくて此は高千穂宮に天下しらしめし、天皇の御代より傳へ給へる詞ながら辭別伊勢爾坐の六字は大御神の伊勢に鎮まりませしより後に加へたるものあり○伊勢爾坐天照大御神は今も尚ほ伊勢國度會郡宇治の五十鈴川上に鎮りましてこの大御神の御事は誰もよく知り奉れる如くなれば省きて云はずさて此の大御神へは祈年祭の幣帛を



も殊に御使をさし遣はされて献<sup>マツマツ</sup>。またまふ事なるが其儀式は他の諸社と共に神祇官にて行はるゝが故に伊勢爾坐とは云へるにて此一語を以ても遙に隔りたる都にて拜み給ふ意見えたり○大前 これより前後の詞をもには凡て前どのみあるを此詞に限りて大前としも申させ給ふことは自餘の諸神には遙かに打越てこの大御神を殊に深く崇め尊み奉り給へるが故なり○皇神 此は縣居、大人が皇字の下に大御の二字を補はれたるを平田、大人も其説に従はれたるは誠にさるべきことなり○見霽坐四方國者 見とは所知食の食と同じ意にて他の物を吾身の物と稟持て其の事を知行ふ由あり 霽は照といふに同じ意なり四方、國とは大御神の高天原より見霽かし見照し坐せる御光の至る限りを大凡にいへるにて天地の間にありとあらゆる國の總てを指していへるなり○天之壁立極とは天の壁の如く四方に側ちて取圍める限りといふ意にて即ち世界の内をすべていふ詞あり斯て加伎は加岐理の略語にて垣も壁も共に此方と彼方との區域を限り隔つるものあれば同じ意の詞あるが故に壁の字をも加伎とは訓めるなり○國之退立限 上ある詞に天といへ

るに對へてこの大地の全をさして國といへりさて曾岐は左加理といふに同じ意あり其は左と曾と普通に加利の約は伎にてこの二つの詞の音の同じのみあらざ放と退とは其のこゝろさへ通へばもとは同じ詞ありかくて退立とは廣々とうちはれたる所に居て遙かに遠方を見渡せば彼方にある地はすべて此方より遠くさかりて立ち居るが如くに見ゆるものあるが故にいへるにて此の詞のすべての意は上ある天之壁立極といふ語と同じくて全地球上にありゆる國のすべてをいふなり○青雲能籠極 青雲とは青々として晴れたる大空をいふ籠は棚引の意にて青き天を打ちあがめたる状の大空に棚をひき掛けたる如くに見ゆるをいひて此は虚空の限りをいへるなり○白雲能墜坐向伏限 白雲はすきはち雨雲あり墜坐向伏とは遙かに彼方を見るに遠き山の端かどに雲の墜りかゝり居て此方に向ひ伏て動かさある雲の限りをいひて此は地球のはてなる四方の限りをいふ詞なり○棹花不于舟艦能至留極 忠行云棹花は諸本みな棹枚とあるを縣居大人の枚は花の誤とて改められたるなれど此は伴信友の説に高橋、氏文に加幣良乃加用布岐波美とあるは棹鱗の通

ふ極みといへるなりさて幣良は比良と同言にて比良は一枚二枚の比良と同一けれ  
 ば凡て平たき物をいふ名なりされば花も平たき物なるが故に比良とも幣良ともい  
 ふなり故に加幣良はかいへらのいを省けることいへるは實に然るべき説なればこ  
 の書に棹花とあるも諸本に棹枚とあるに從ひてかいひらほさすと訓むかたよろし  
 かるべし 正裕云棹は船を遣るものなり枚は翁のいはれたる如く花にて此は船の  
 方向を定むるものなり不于は不休息といふに同意にして此詞のすべての意は船  
 路の行至る極みをいふなり○大海原船滿都々氣氏とは數しらす多くの船を海に  
 浮ぶるをいひて此は漢文にはゆる船艦相含なといふ意の詞なり○自陸往道者荷  
 緒結堅氏とは諸國より其年に作れる初物を朝廷へ奉つるを荷先といひて篋に納め  
 荒薦に包み荷作りなして馬の鞍に着たる緒もて堅く馬の背に結ひつけて都まで持  
 ち運び行くことをいふなり○磐根木根履佐久彌とは諸國より都まで陸路を行くう  
 ちには磐または木のために凸凹ありて險しき道もあまたあるべきを其をも厭はず  
 に踏み通りて遙々と運び行く狀をいへるなり斯て佐久彌は佐加不彌の約なれば峻

しき道を踏み行くことをいふ○馬爪至留限とは荷先を駄たる馬の足の至り得らる  
 極みをいふ○長道無間久立都々氣氏とは國々より都まで行く間の遠く長き道も  
 貢物の荷馬の絶間なきばかりに立續くをいふなり○狭國者廣久は神の御幸はひ以  
 て狭き國は大きく打ち廣げしめ給へるを云ひて其は人の住所を廣くしまた穀物を  
 作るべき地を殖し給はんどの神意ありされば今の世にも人民の海を埋立て新田を  
 築くことなどは人の爲す業にはあれども其れはた幽冥より神の守り助け給へるに  
 依りて成る事あるが故に神の御功德にかけて狭き國は廣くささしめ給ふといふべ  
 きなり○峻國者平久とは山谷ささの多くありて人の住所或は田島とすべき地の少  
 き國は神の御幸ひにて山をさき開き谷を埋めて廣く平らかにささしめたまへる  
 を云ふにて中には人の企てたる事業にかゝれる事もあれども其れはた神の御養け  
 に因りて成るとにしあれば神の御功德にかけて申すべきことさらあり○遠國者八  
 十綱打挂氏引寄如事 遠國は大八洲國の外ある海外の諸國を云へり八十綱とは數  
 多くの綱をいふさて此の詞の意は多くの綱をかけて物を此方へ引寄することの如

くに外國々にて作れる方物どもを大御神のいみじき御功德もちて吾國に引寄せて  
 朝廷へ貢らしめ給ふ由の譬ありさるは出雲風土記に入東臣角命の國作りした  
 まひし時の事を記せる條に此國狹く作りしとて新羅其のほかの國の餘れる地に入  
 十綱打挂て引寄せ補ひ給ひしことのあるが故にその古事に本づきてこの譬喩はあ  
 るあり○皇大御神能寄奉者とは右の如くにして内國はいふに及ばせ外國の方物ま  
 でも大御神の御幸はひもて吾朝廷に寄せ給はばといふ意にて未來にかけていへる  
 詞あること上なる御年神の詞に皇神等能依左志奉者とあるに同じ○荷前 荷は重  
 荷緒さといふ時は遷といひ荷前と連ぬるときは能といひて遷と能とは共に通音  
 なりさて荷前は上にもはいへるが如く諸國にて作れる物の初物を朝廷へ進つる  
 調貢の名にて其は人民がその年に作りたる物を荷として他へ出す最初あるが故に  
 荷前とはいへるにて前は初といふ意あり○如横山打積置氏とは横たはりたる山の  
 如くに見ゆるほど多くの荷前を神の御前に積置て献つるをいひて打は積置といふ  
 詞を強めんために添たる詞あり○殘乎波平聞看とは大御神にたてまつりたる荷前

の餘をば天皇の御心平らかに食し給ふをいふ○又とは右の事のみあらざるのうへ  
 に又といふ意之○皇御孫命御世乎云々より以下幸聞奉故といふまでは既に上にい  
 へると全く同じ意あれば省きていはせ○皇吾陸神漏伎神漏彌命登 上にもいへる  
 如く神漏伎命は高皇產靈神を申し神漏彌命は神皇產靈神を申して二柱の御稱ある  
 を此所には天照大御神一柱のみなるにも斯くたへ申せることは如何といふに此  
 の大御神はしも上に次々陳べたるが如く殊更に甚じき御幸はひの御功德ますが故  
 に二柱の產靈神の幸はひ給ふ御功德をも大御神一柱にて兼ね給へりとの意もて  
 斯く尊み稱へ奉れるなり故れ命登といへるにて此の登は神漏伎神漏彌命としてと  
 いふ意の 辭なること上にも云へるが如し○宇事物頸根衝抜氏 宇は鶴、鳥のこ  
 となり事物は假字にて狀之あり邪麻と自毛とは音通へり之は之如久といふ意の  
 辭なり頸根は首根の意にて頸のことなり衝抜とは突通すといふに同じくて詞の  
 意は拜をなすときに地の中まで頸をも突き入るゝほどに頭をさげてといふ意に  
 て其事の狀を強く云へるありさればすべての義は鶴の鳥が潜ぐときに頸を倒に

して水の中に衝き入る、狀の如くに頭を強く下げ拜がみまつりてといふ意にて此は天皇の御自ら大御神を敬まひます狀態を譬へていへるなり其は今までのあたり此の御祭つかへ奉りて大御神を拜がみまつるは御使のあす業にはあれど其の御使やがて天皇の御代理あれば其がなす業は天皇の爲したまふ大御業にひとしければなり

御縣爾坐皇神等前爾白久。高市葛木。十市志貴山邊曾布登。御名者白氏。此六御縣爾生出甘菜辛菜乎持參來氏皇御孫命能長御膳能遠御膳登聞食故皇御孫命能宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉久宣。

御縣は天皇の食したまふ陸田物を作りて貢進る地をいふ。名の義は上り田にて縣は假字なり其はもと田といふは陸田をも水田をも統たる名にて其中に水のつかぬを

畠とも上田ともいふは水田より高く上りたる由かくて此の六の御縣は殊に都近く畿内にありて天皇の食し給ふ陸田物を作りて貢進る地なるが故にその神を重く祭り給ひてかく祈年の祝詞もあるありさて其の御縣の神は何れの神あるむといふに其は食物の祖神とす。豊受姫神の分靈に坐すこと申すも更あり。○高市葛木云々。豊受姫神。此の六の御縣に鎮まります神たちは上にもいへる如く何れも同じ豊受姫神の分け御靈にして其の御名もまた悉く同じく申すが故に此所はるの社の坐す所を御名といひなして其の分ちをなせるあり其は神名式に大和國高市郡高市御縣神社。葛下郡葛木御縣神社。十市郡十市御縣神社。城上郡志貴御縣神社。山邊郡山邊御縣神社。添下郡添御縣神社。坐神社とある是れあり。○持參來氏。參るとは罷るの反對にて下より上へ行くをいへば此は六の御縣にて出來たる陸田物をば都ある朝廷へ持ち運び參り來るをいふあり。○聞食故云々とは彼の陸田物なる甘菜辛菜をば天皇の長御膳の遠御膳として聞し食すことば御縣にます神たちの其物をも成し幸はへ給ふ御功德に依ることあるが故に

るの御幸はひに報いまつるべき禮代としてかく幣帛をたてまつると云ふ意なり

山口坐皇神等能前爾白久。飛鳥石村忍坂長谷畝火耳無登  
御名者白氏。遠山近山爾生立留。大木小木乎。本末打切氏持  
參來氏。皇御孫命能瑞能御舍仕奉氏。天御蔭日御蔭登隱坐  
氏。四方國乎。安國登平久知食。我須故皇御孫命能宇豆乃幣帛  
乎。稱辭竟奉久宣。

山口とは山に入りたつ口といふ義にて俗に山の入り口といふ所これありかくて下  
ある六の山々は天皇の宮室を作る料の材木を伐り取るに就て其山に鎮まり坐せる  
山ノ神を祭らせ給ふことあるが其の御祭はいつれも山ノ口にて行はせらるゝが故  
にこの御社は山ノ口にして齋祀らせ給へり故れ山ノ口坐皇神等とは申せるあり○  
飛鳥石村云々登御名者白氏 この六の山を守り給ふ神もろの眞の御名を申さずし

て其社のある所をもて御名として稱へ申せる事は上ある御縣の神と同じ例ありか  
くてろの眞の御名は大山祇神にますありさて此の六の山の中にて畝火と耳無と  
は孤立し山にて今にては宮材とあるべきほどの木はあらねといと上代には此も  
繁山なりけむ故に宮材とすべき木は必此の六の山にて伐り採られし例なりしを  
以て後には諸國の山にて伐り採らせらるゝにもかゝらず古の例を追て此山ども  
の御祭はあることとさて此の社の在所は神名式に大和國高市郡飛鳥山ノ口ニ坐  
神社。十市郡石寸山ノ口ニ坐神社。城上郡忍坂山ノ口ニ坐神社。同郡長谷山ノ口ニ  
坐神社。高市郡畝火山ノ口ニ坐神社。十市郡耳無山ノ口ニ坐神社とあるこれなり  
○遠山近山 遠山は都より遙かに遠ざかりたる所の山をいひ近山は都に近き所に  
ある山をいふ○生立留は生立有にて山々に生ひ立ちてあるをいふ○本末打切氏と  
は伐り倒したる大木小木の本と末とを打ち切りて其の山を守ります神に手向け奉  
る意以て其山に残し置くをいふなりさてろの本と末とをは切り取りたる大木小木  
の中間をば山より都まで持出し參り來て大宮造の材料に用ふことなり○皇御孫命

能云々 正裕按にこれより下なる詞はすべて上なる座座の詞にあると同じきが故に今さらに云はず

水分坐皇神等能前爾白久吉野宇陀都祁葛木登御名者白  
氏辭竟奉者皇神等能寄志奉牟奥都御年乎八束穗能伊加  
志穗爾寄志奉者皇神等爾初穗波額爾汁爾應閑高知應腹  
滿雙氏稱辭竟奉氏遺乎皇御孫命能朝御食夕御食能加牟  
加比爾長御食能遠御食登赤丹穗爾聞食故皇御孫命能宇  
豆乃幣帛乎稱辭竟奉乎諸聞食登宣

水分坐皇神等 水分は古事記に天ノ水分ノ神とありて此神は田畠にほどよく水を分り注ぐことを司どり給ふ神なるが故に美久麻利は水分配の義にて水を分り給ふ由

の名なりさて此の神の鎮ります所をやがて水分といふ故に水分坐とはいへるあり○吉野宇陀云々登御名者白 社の坐す所の名を以て其神の御名とせることは上なる詞に同じさてこの社のある所は神名式に大和國吉野郡吉野水分神社。宇陀郡宇太水分神社。山邊郡都介水分神社。葛上郡葛木水分神社。とあるこれ○皇神等能寄奉牟奥都御年乎云々 此れらの詞の意はすべて上に云へれば此所には省きていはずさて既にもいへる如く稻の事を專一と守り幸はへ給ふは御年神にますことなれども稻は田に水をほどよく注ぐにあらざれば熟るべきものにあらず然るにこの水を田に引き注ぐことは田人の爲す業にて現事あれども幽冥より水分神の竊かに相預して其の事を能くせしめ給ふことなるが故に御年神の御守護に水分神の御力あはせ給ひて奥都御年を八束穗に成しとさきはへ給ふことなり故れるの功德を水分神にもかけて此の詞にも皇神等能寄奉牟云々といへるあり○額母汁爾 既にも云ふる如くこの二つの爾母の下に志氏といふ詞を添へて見ればこの意明かあり○稱辭竟奉氏とは献上りてといふ意なること上にしばし

いへるが如し○朝御食夕御食は朝と夕とに聞食す御食なること聞えたるが如しさて古は天皇を始めとして庶人に至るまでも日々の食事は朝夕二度のみなりしなり其は晝の食事のこの古き書どもに見えたることのあきを以て知るべし○加牟加比 加は宇加之御魂と云いふ宇加之字を省けるにて食なり食もまた宇加之字を省けるにて加と氣とは通ふ音なり牟加比は万葉集に御食向と詠める向と同じ意なきば加牟加比は食向にて御膳に向ひつき給ふをいふなり○長御食能遠御食登 御食は人の命を長く遠く保つものなるが故にかくいひて祝言としたること上にいへるが如し登は登志氏といふ意の 辭なることも既にしばしいへり○赤丹穂爾聞食 赤とは御食または御酒を聞食す時はろの精氣大御躰の中に充滿て大御顔の色の麗はしく赤らみますをいふ丹は書紀の一書に妍哉此云阿那適惠夜とありまた玉のことを爾ともいふが如くすべて物の美麗しくめでたきをいふ言なれば此もまた御顔色の美しさをほめたるなり穂は稻穂波の穂と云の穂も同じ言にてすべて物の著るしく立ちあはれて見ゆるをいふ言なれば此も聞し食したる御食の精氣

の御顔色に現はれて見ゆるをいふなり然れば赤丹穂とは御食にまれ御酒にまれ聞し食して御病おはしまさ大御顔色のうるはしく赤らみます有状をいふ言なりさるを爾と云けたる由は赤丹穂といふことに聞食すとつゞく意之○諸聞食止宣 此は第一の詞に集待神主祝部等諸聞食登宣とある結びなり 正裕云この祈年祭の詞はすべて十詞ありてその詞ごとに其を申し上る社ころは別なれどもその總ての社に仕へ奉る神主祝部どもに宣命を申し聞すこととは一同にする事なる故に首と尾とを對へ應せてかく諸聞食とはいへるなりされば一の詞の終ごとにたゞ宣とのみあるも集侍れる總ての神主祝部にかゝれる詞と知るべし

辭別忌部能弱肩爾太多須支取挂氏持由麻波利仕奉禮幣  
帛乎神主祝部等受賜氏事不過捧持奉登宣

辭別とは申し述べべきことを更に改めていふ時に用詔詞なること上にいへるが如し 正裕云この辭別はいま幣帛を頒ち賜ふにつきて御使の中臣より神主祝部等に

殊に注意を促すための詞なり○忌部とはもとは神を祭る種々の物を作りまた然る  
でも凡て齋み清まはりて事をさす職をいふ名にて氏の名となれるは後のことなり  
さるは忌部氏の遠祖天ノ太玉ノ命は萬の幣帛の事を司どりし故にその子孫代々其職  
を掌どりて神に捧ぐる幣帛を作り諸の社へ頒ち献つることとを仕へ奉りしを以  
て遂には其職名をもて氏の名ともさせし之○弱肩 正裕云弱とは若といはむが如  
し其は中臣ノ壽詞に弱肩をわかひると訓めるにて知るべし若は老の反對にて美詞  
之○太多須支取挂氏太は美詞なり多須支は手空の意にて手に障る袖をくくりて空  
かしむるものなる故に其用を以て名づけたるありさて忌部は神に捧ぐる幣帛を  
作る職掌あるが故に袂などの觸て幣帛を穢すことのあらんをばかり且つは手の  
運動をよくせんために禱をかくるあり○持由麻波利 持は幣帛をとり扱ふをいふ。  
由は伊牟の約にて古は齋み清まることを由といへり麻波利はろの齋清まりたる形  
状をいふ詞なり故に此下に氏といふ辭をうへて心得べし○仕奉禮留とはすべて上  
たる人の爲にする業には何事にもいふ詞なること既にもいへるが如くにて此も又

作り奉れるといふ意あり○受賜氏 賜は被賜にて受る方に付ていふ語なるが故  
に此は朝廷より頒ち出し給ふ幣帛を神主祝部どもの受取るをいふなり○事不遇捧  
持奉 過つとは其の爲す業の圖らす思ひの外にわしくなり行くをいふ語にて俗に  
間違といふに當れりさて此は上に次々いへる如く中臣の宣り聞しめし祝詞ならび  
に忌部の頒ちし幣帛を等閑に心得ることなく懇到に受賜はりて各々々の仕へ奉れ  
る社々にたち歸りて事の間違なきやうに慎みて御祭つかへ奉り幣帛捧げもちて神  
たちに奉れど令するなり○宣とは何れもろの祝詞をよむ者の宣聞する由にて天皇  
の詔りたまふ由には非ざること既にもいへるが如し

○春日祭

天皇我大命爾坐世恐岐鹿嶋坐健御賀豆智命香取坐伊波  
比主命枚岡坐天之子八根命比賣神四柱能皇神等能廣前  
爾白久大神等能乞賜能任爾春日能三笠山能下津石根爾



宮柱廣知立高天原爾千木高知氏天乃御蔭日乃御蔭止定  
奉氏貢流神寶者御鏡御橫刀御弓御梓御馬爾備奉理御服  
波明多閉照多閉和多閉荒多閉爾仕奉氏四方國能獻禮御  
調能荷前取竝氏青海原乃物者波多能廣物波多能狹物與  
藻菜邊藻菜山野物者甘菜辛菜爾至麻氏御酒者甕上高知甕  
腹滿竝氏雜物乎如橫山積置氏神主爾某官位姓名乎定氏  
獻流宇豆乃大幣帛乎安幣帛乃足幣帛登平久安久聞食者  
登皇大御神等乎稱辭竟奉久白如此仕奉爾依氏今母去前  
母天皇我朝廷乎平久安久足御世乃茂御世爾齋奉利常磐

爾堅磐爾福閉奉利預而仕奉流處々家々王等卿等乎平久  
天皇我朝廷爾伊加志夜久波叡能如久仕奉利佐加叡志米  
賜登稱辭竟奉長久白大原野枚岡等祝詞准之

春日祭 此は神名式に大和國添上郡春日祭神四座とある社の祭にて其の四座の神名は本文に見えれば其の所々にいふべしこの祭日は四時祭式に二月十一月上申日也と有りて其の始は鈴木重胤翁の説に文徳天皇の仁壽三年あるべしと云へる如く中古より起れる祭なるが故にこの祝詞もその頃に作れるものあれば詞の状もいと舊くは知らせて古の格に違へることもあることとて春日といふ地名は彼處は元より鹿の多く栖める所なりし故に名けたるにて平田翁の鹿栖所の義にやといはれたるが如し斯て此社は藤原氏の氏神として齋祀れるものされれば其祭はもと私の祭ありしを藤原氏の朝廷に於ける勢力の盛ありしに任せて遂に公より祭り給へることゝなれるなり○天皇我大命爾坐世 我は乃に通ふ辭にて坐

世は令<sup>セ</sup>隨<sup>イ</sup>といふ意の借字ありされば此は天皇の勅命に隨かせ奉りて其のまゝに  
 といふ意あり○恐伎とは俗に恐れ多きといふ義にてその神の御稜威の畏き由あり  
 ○鹿嶋坐健御賀豆智命は神名式に常陸國鹿島郡鹿島神宮とありて此神と次な  
 る經津主神とは共に皇孫命の天降ります時に下津國のあらぶる神等を言向け和  
 し給ひし大なる功ある神ある事は古事記日本紀を始として古書どもに明らかに見  
 えたれば此所には省きていはす○香取坐伊波比主命は神名式に下總國香取郡香  
 取神宮とあるこれとて此は右の香取に鎮ます經津主神を伊波比主命と稱せ  
 るにて其は日本紀皇孫命御天降の段ある第二の一書に此神健甕槌神と共に葦原  
 中國なる天神の命令に逆らふ者を斬戮し歸順へる者を齋ひ鎮め祭り給へるに  
 依りて齋主神と申す由見わたる如く此神は神を齋ひ祭る主とならせ給へるが故  
 にかくも御名をば稱へ奉れるなり 忠行云神名式に伊勢神宮の他この鹿島香取の  
 両社のみ神宮とあるは此の大神たちの大功はもとよりなれども藤原鎌足公の  
 殊に崇敬ありしより藤原氏の時の勢ひに任せてかゝる尊號をも稱せられしなり○

枚岡坐天之子八根命は神名式に河内國河内郡枚岡神社四座と見へたる社の主  
 と祭られ給ふ神にて此は藤原氏の遠つ祖神にませばその氏神として祭られ給ふは  
 宜あることなりさて平田大人の説に天之子八根命は八意思兼神と同じ神なるに  
 依りて思ふに御名のころ。子八は八意を反ざまに稱せるにて心彌なるべしされ  
 ば子八。八意ともに御心の思慮の彌足ひに足ひませる由なり根は稱名こといは  
 れたるはさもあるべき説あり○比賣神 忠行云此は天兒屋根命の后神なりと玉多  
 須喜に見ゆまた大和名所圖會に或説に武甕槌命の御女にて天兒屋根命の御妻あり  
 とあるは理にかなへる古傳なりかし○廣前 廣は大といふに同じ意にて稱へ詞  
 あれども廣前といふこと古くは見ぬまにしへは大前とのみ云へるを後世とな  
 りては多く廣前といへり○大神等能乞賜能任爾 大神等とは右の四柱の神等をい  
 ふ乞賜能任爾とは俗に御頼にまかせてといふ意なりかくて此の四神を春日に齋  
 ひ祀れることは前にも云る如く藤原氏の私になせることにて此神たちの乞はし  
 賜へるに依りてには非ざるを已が氏神の御稜威をたふとくせむためにかく文を飾

りていへるものにて此もまた私事なり○廣知立 廣と太とは事によりては其意も  
 通へと柱に廣といふ 理なし故れふるくは太知立とも太敷立とも云へるを後の世  
 となりては詞のつかひざまも辭れしかば此詞をさへに廣と換へ用ふることをなれ  
 り○定奉氏とは造り奉りてといふ意なれども常に 仕奉氏といふとはその意異な  
 り其はまつ仕奉といふは神の御心に合へるや否やを知らずして此方にて此處ころ  
 よからめと推量りて宮を造り奉る時に用ふ詞されども定奉といふは然らず其は神  
 の御誨ありてその御誨のまゝに其神の好み給へる處に宮を造り奉れる時に用ふ詞  
 なりさるは其神の御心に合ひたる宮處なる事あさうかされば確と定まりて長久に  
 動くまじければ定奉とはいへるなり○貢流神寶者 貢流は献つるを神寶は神の  
 用ひ給ふ調度の物をいふ○御横刀御弓 刀を波加斯といひ弓を登羅斯といふは刀  
 は腰に佩くもの弓は手に執るものある故に佩。執といふ其物のつかひ状をいへる  
 動詞を波加斯。登羅斯とのべて即て其物の名とせるなり○御梓 梓は突く物に  
 て鎗の如きものなり○御馬爾備奉理 この備奉理は上よりいひ並べたる御鏡。御横

刀。御弓。御梓御馬とも總てに係りて詞の意は此等の物に屬たる物までも足はぬ  
 ことさく具へ備ふる由あり其は譬へば鏡には箱。横刀には組緒。馬には鞍を備ふる  
 類なりされは御馬爾の爾は爾至麻氏といふ意の辭あり○御服は神の御し給ふ料の  
 衣服あり○荒多閉爾仕奉の爾は爾氏の意にて仕奉は上にもいへる如く作り奉るを  
 いふなり○四方國 此は大八洲の内なる總ての國をいふ○御調 御は例の稱詞を  
 り都伎はもと 動詞あるを躰言に爲たるにて供給の意ありされは俗言に人に物を  
 美都具といふ都具も同言にて都具は積くる意なれば御調といふも 公にて用ひ給  
 ふ種々の物を下々より供給けまつる由の名あり○荷前は既にも云へる如く何物に  
 ても其年々に朝廷へ献つる貢調の初物をいふ名なるが此所にては專一と稻のこと  
 をいふあり其は貢物の中にて主たる物は稻なるにその稻をばいはずして反りて其  
 餘の物を次々に委しくいへるを以て此所なる荷前はもはらと稻を指していへるこ  
 とを知るべし○山野物者とは山或は野に生ふる物とはいふ意なり○雜物とは俗に  
 いろくいな物といふ意なり○神主爾某官位姓名乎定氏 神主は御祭仕へまつる主

幸となりて祝詞申すために任されたる御使の人をいふ某官位姓名とは神主に任されたる人の官職位階姓名なりさて此は其年ごとに神祇官の中にて適當しき人を擇び定めてるの官よりさし遣はさるゝ定め之〇皇大御神等 皇大御神といふは皇祖神に限りて申すへき事なるにこの神たちをしもかく申せるは藤原氏の勢にまかせての私事かとも思へど此次の平野祭の詞にも皇大御神とあれば平安の京となりてはたゞ何心なくしか申しにもあるべし〇稱辞竟奉久とは上にいへる如く御祭つかへ奉るといふ意にて次なる登白は御使の神に對ひて申さるゝ語なり〇如此仕奉爾依氏とは此の如く何事も落つることなくして御祭つかへ奉るによりてといふ意なり〇今母去前母 今は當今をいひ去前は未來をいふなり〇天皇我朝廷 我は之に通ふ 辭にて朝廷は大内のことなり〇預而仕奉禮とは政事を預り申して朝廷に仕へ奉るをいふなりされば此は大臣を始めとしてるゝの官人に至るまでに係る詞あり〇處々家々は王卿百官どもの家々をいふ〇王等 古に意保伎美と申すは天皇を始めとして皇子諸王までにわたれる名なりしを後に親王諸王といふ

號の出來てより親王をば美古と申すに對へて其餘の諸王を意保伎美といひ別つことになりたれども尙ほ親王諸王を合せて呼ぶ時は美古多知とも意保伎美多知ともいへりしなりされば此所なる王等も即ちこれにて親王諸王を總べて申せるあり〇卿等 麻幣都伎美は前々君の意にて天皇の御前に侍らひて事を執り申す由の稱なり岐美とは敬まひ語にして大臣を於保伊麻宇知伎美といふも大前君といふより轉れる稱ありされば此所の卿等も大臣より以上の人等のみをいふならむと思ふに然らず其は朝廷に仕へ奉れる 諸の官人をすべいふにつきて其の中の主々しき方を抽き出で其他の者どもを兼ねたるなり〇伊加志夜久波叙能如久仕奉利 伊加志は嚴めしく盛りある義の詞あること既にもいへるが如し夜久波叙は彌桑枝にて桑の枝の彌が上にもたちさかゆるをいふなりさて此は彼の親王諸王を始めとして百官の人たちまでも彌桑枝にさかひて朝廷に仕へ奉らしめ給ふよしの譬へあり〇佐加叙志米賜登は王卿百官の家をも身をも榮ひさせ給へといふ意にて登は例の登志氏といふこゝろの辭なり〇大原野杖岡等祝詞准之とは大原野、社杖岡、社の祭に

もこの祝詞を用ひてたゞ其所につきたるこのみ詞を替ることぞあり其は譬へは春日能三笠山能とあるを河内郡枚岡能など改むるが如きをいふなりさて此の二つの社は共に春日神たちを祭れる社にて大原野は山城國乙訓郡にあり

○廣瀨大忌祭

廣瀨能河合爾稱辭竟奉流。皇神能御名乎白久。御膳持須若  
宇加能賣能命登御名者白氏。此皇神前爾辭竟奉久。皇御孫  
命能宇豆能幣帛乎令捧持氏。王臣等乎爲使氏稱辭竟奉久  
神主祝部等諸聞食登宣。

廣瀨大忌祭 此は神名式に大和國廣瀨郡廣瀨坐若宇迦乃賣命神社とある社の御祭にて其の始めは崇神天皇の御代なるべけれど其後は祭の日とて別に定まりたることはなかりしかど大凡は四月の中にて何日といふ定めもなかりし故に後れ

なせもしつるが遂には止て過にし年などもありつる故に其より後はたゞ臨時に行はるのみありしを天武天皇四年に再興あさせ給ひてより後は毎年四月と七月とに御使つかはされて御祭つかへ奉らるゝ恒例の神事とは定まりしものにてこの祝詞も其頃につくれるなりさて大忌神と申すはこの廣瀨にます若宇加能賣命のまたの御名なるがいさゝか心得あるべきことなり其は角田翁の説に此神を伊勢の外宮にては豊受大神とたへて天照大御神の御饌神として祭らせ給ひこの廣瀨社にては天皇の御饌を幸はひ給ふ爲に祭らせ給ふかくて大御神の御饌を由貴の御饌といひ天皇の御饌を忌火の御饌といひて共に殊更に忌み清まはりて仕へ奉るが故の稱にて大忌とはるの忌火の御饌をつかさとり給ふを以て稱へ奉れる御名ありといはれたるが如し○廣瀨能川合 加茂大人の説に今も此所を川合村といひて初瀨川の末と佐保川の流れ合へる所されば川合といへること著るしまた此所を廣瀨といへるも川の流れ合へる所にて大なる川原ありしによりて郡名ともなりつらむと見ゆる所のためありとあり○稱辭竟奉流とは上にも往々いへる如くかゝ

る所にては齋を祀るといふ意なり○御膳持須 御膳は御食あり持流須は持を延たる詞にて御食物を有ち掌どりたまひて其 恩顧を世に蒙ふらせ給ふ由なりさて本居大人の説にこの流字いかゞ持を母多須といふは古の延言の例にて此はもたさむもたしもたすもたせと四段に活用てもたすとは活用かぬ詞なりこの格の言はぬづれも須留とはたらく事かしとありまた角田翁の考に須は世の誤なり其は須勢理毘賣命の御歌に和加久佐能都麻母多勢良米とあり又萬葉に思努波勢流君之心乎などある例にて御食の功德を持有せる由なりといはれたり正裕按ふに此二説いづれも理にて案がたければ共にあけて取捨を見む人の心にまかせつ○若字加能賣命は伊勢の外宮にます豐宇氣神のまたの御名にて若は美詞之字加は宇氣の轉語にて食物のことある由上る加牟加比といふ詞の下にくはしくいへるが如し○御名者白氏 すべて神の御名は其神のよし給ふ御功德を悉に現はし申せるが故にかく其御名を申すことは此上るを稱詞となるなり故れ上る新年祭の詞を始めとして次々の詞をみるにもあまた云々登御名者白氏と云へり○令捧持氏は御使に遣さるゝ王たち臣たちに捧げ持たしむるをいふなり捧は差上の約にて幣帛を恭しく持ち行くさまをいふるり○王臣等々爲使氏 四時祭式に大忌祭風神祭ニ差王臣五位以上各一人神祇官六位以下各一人充使と見わたる即ち是れなり○神主祝部等諸聞食登宜 此は例の祝詞を兼ねたる宣命にてこの宣といへる詞に應へて神主祝部どもの唯と稱し畢りて後にまた次の文を唱ふるなり

遣さるゝ王たち臣たちに捧げ持たしむるをいふなり捧は差上の約にて幣帛を恭しく持ち行くさまをいふるり○王臣等々爲使氏 四時祭式に大忌祭風神祭ニ差王臣五位以上各一人神祇官六位以下各一人充使と見わたる即ち是れなり○神主祝部等諸聞食登宜 此は例の祝詞を兼ねたる宣命にてこの宣といへる詞に應へて神主祝部どもの唯と稱し畢りて後にまた次の文を唱ふるなり  
奉流宇豆乃幣帛者御服明妙照妙和妙荒妙五色物楯戈御  
馬御酒者應能閑高知應能腹滿雙兵和稻荒稻爾山爾住物  
者毛能支物毛能荒支物大野能原爾生物者甘菜辛菜青  
海原爾住物者鱒能廣支物鱒能狹支物奥津藻菜邊津藻菜  
爾至万置足氏奉皇神前爾白賜止宜如此奉宇豆乃幣帛

乎。安幣帛能足幣帛止。皇神御心平久安久聞食氏。皇御孫命  
 能長御膳能遠御膳止。赤丹能穂爾聞食年。皇神能御刀代乎  
 始氏親王等王臣等天下公民能取作與都御歲者手肱爾水  
 沫畫垂向股爾泥畫寄氏取將作與都御歲乎。八束穂爾皇神  
 能成幸賜者初穂者汁爾穎爾千稻八千稻爾引居氏如横山  
 打積置氏秋祭爾奉皇神前爾白賜登宣。

五色物とは上るる明妙照妙和妙荒妙と五つの色に染めて奉つるが故に云へるにて  
 彼と是と別なる物にはあらざること既にもいへるが如し○和稻荒稻 和稻は稻を  
 去りて美しくなしたる米あり荒稻は粗ながらあるをいふなり○毛荒和支物は鳥な  
 り○毛荒荒支物は獸なり○皇神前爾白賜登宣とは天皇より預かり奉り來つる幣帛

を神に獻つる狀を神主等より皇神に申せと御使の宜るなり故れこゝにても稱唯ひ  
 るあり○皇御孫命能云々赤丹能穂爾聞食年 この文の上と下とに少々の詞の足はぬ  
 に似たれども此は皇神にまづ獻つらせ給ひて天皇はるの殘餘を聞し食す由れば  
 このまゝにても聞ゆめりかくてこの邊の詞の意はみな既にいへれば省きていはせ  
 ○御刀代は御年代の意にて年は稻の事なる由すでに云へるが如し代は苗代の代に  
 て田地のことなりされば御刀代とは神の聞し食す御稻を作る田をいふ名なり○親  
 王等王臣等 親王とは天皇の生せ給へる皇子をいひ王とは親王の生せ給へる御子  
 より次々の御子たちをいふ但し此は古よりの定めにはわら老大寶ころよりの御制  
 あり臣は朝廷に仕へ奉る 諸の官人なりかくて此は朝廷より賜はりたる親王諸王  
 諸臣たちの領田の事を云るなり○公民は大御寶の意にて人民の事なり其は天皇の  
 此上なく愛で重みし給へるよりいへる稱なり○取作與都御歲者 此は本居大人の  
 説にこの七字除き去りて宜し此言爰に在ていとく拙しといはれたるは實にさ  
 るとなりさて此より以下千稻八千稻爾引居氏といへる迄は新年祭の第二詞に皇神

等能依左志奉幸奥都御年乎云々あると全く同じ文の續きさまにて詞の意はすべ  
て上にいへり○千稻八千稻とは千類八百類といふと同意にて稻の數の多さをい  
ふあり○引居氏とは千稻八千稻を神の御前に獻つるより前に先づ其社の庭にまで  
引運び持ち来て居置くをいふあり○打積置氏とは庭に引居ねたる多くの稻を汁に  
もし類にもして神の御前に獻つりて積み置く事の横山の如くに多かるをいふあり  
上なる引居氏とこの打積置氏との差別をよく心せずば混ぬべし○秋祭は新嘗祭を  
さしていへるなり其由は次なる風神詞に委くいふべし

倭國能六御縣及山口爾坐皇神等前母皇御孫命能宇豆乃  
幣帛乎明妙照妙和妙荒妙五色物楯戈至母奉如此奉者皇  
神等乃敷坐須山山乃自口狹久那多利爾下賜水乎甘水登  
受而天下乃公民乃取作禮留奥都御歲乎惡風荒水爾不相賜

汝命乃成幸閉賜者初穗者汁爾類爾應乃閉高知臆腹滿雙  
氏如横山打積置氏奉登王等臣等百官人等倭國乃六御縣  
能乃爾男女爾至氏今年某月某日諸參出來氏皇神前爾宇  
事物頸根築拔氏朝日乃豐逆登爾稱辭竟奉乎久神主祝部等  
諸聞食止宣

倭國能六御縣及山口爾坐皇神等 此は廣瀬大忌祭に屬て御縣神六座山口神十  
四座の神たちを祭り添へらるゝに依てろの御縣神と山口神とを一つに連ねて  
申し上げらるゝ辭分なり四時祭式大忌祭條に是日以御縣六座山口十四座合  
祭其幣物云々共ニ用ニ社料とあるを以見ればろの御縣山口の神どもに廣瀬社  
にて饗應し祭らるゝとなればこの神たちは俗にいふ御相伴なりさて六御縣及山  
口の及字を今本に乃とあるは寫し誤りなることを知らせして乃の辭と心得て後



に小字に改めたるものなり故れ今は改めて及、字とせり六、御縣は新年祭の詞に出  
 たる如く高市。葛木。十市。志貴。山邊。曾布の六座なり山、口は四時祭式に山、口十四  
 座とあるこれにて新年祭に見えたる六座の外は吉野。巨勢。加茂。當麻。大坂。膳駒。都  
 祁。養布の八座にて右の神々は此、大忌祭につきて廣瀬、社にて添へ祭らる、事下な  
 る爾母てふ詞にても聞えたり斯て此、詞の中にて皇神等能敷坐、山々能自口狹久那  
 多利爾下賜水乎といへるは山、口、神の御功德にかゝり次なる甘水登受而といへる  
 は御縣、神の御功德にかゝり其れより以下は二神どもにかけて申せるなり○狹久  
 那多利は真下垂にて川水の山より落來る狀をいふなり故れ次なる下賜水乎といふ  
 へ續く意は真下垂といふ狀に山、口、神の山より降り給ふ水をといふなり○甘水登  
 受而 甘水は荒水の反對にて和やかなる美水水をいふなり登は 辭にて登志氏の  
 意なり受而は田に御幸はひます御縣神の受け給ふをいふ○惡風は暴風。強風。大風  
 るどのことなり○荒水は大雨。霖雨。洪水などのとなり○汝命 後、世に汝といふは  
 卑しめたる稱なれども上代には尊むる人をも神をも指していへり故れ命とい

ふことを添へたるなり 忠行云この汝命は御縣山、口の數社の神等を合せて申  
 せるる然るに汝命等となきはいかと思ふ人もあるべけれども一神を數多の神  
 の如くに稱へまた數多の神をも一神の如くに稱へ申せること古書に多く例あるこ  
 となり○王等臣等は四時祭式に差、玉臣、五位以上各一人神祇官、六位以下官人各  
 一人充使とあるこれあり○百官人等は國廳に仕へ奉る國司以下の官人をもな  
 り○刀禰男女 刀禰は處主の意にてすべて公に仕へ奉るものをいふ稱なりされ  
 ばたゞに刀禰のみうち任せては男の稱なるを女刀禰といへば女の稱どもあるな  
 り故れ此所に刀禰男女といへるにて此は六、御縣の縣主(今の郡長の如き者)を始  
 めてその所の里長(今の村長の如き者)ならびに其妻をもさしていへるあり然  
 るに今、本には刀禰にて何をさうて次なる男女と別にしたるは非事なり刀禰男女  
 と續けてよむべし故れ今は改めてよみつ○諸は上なる王等を始として刀禰男女に  
 至るまでを總ていへるなり

○龍田風神祭

龍田爾稱辭竟奉皇神乃前爾白久志貴嶋爾大八嶋國知志  
皇御孫命乃遠御膳乃長御膳止赤丹乃穗爾聞食須五穀物  
乎始氏天下乃公民乃作物乎草乃片葉爾至不成一年二  
年爾不在歲真尼久傷故爾百能物知人等乃卜事爾出車神  
乃御心者此神止白止負賜支此乎物知人等乃卜事乎以氏  
卜止出留神乃御心母無止白止聞看氏皇御孫命詔久神等  
母天社國社止忘事無久遺事無久稱辭竟奉止思志行波須  
波誰神會天下乃公民乃作物乎不成傷神等波我御心會悟  
奉止宇氣比賜支是以皇御孫命大御夢爾悟奉久天下乃公

民乃作物乎惡風荒水爾相不成傷波我御名者天乃御  
柱乃命國乃御柱乃命止御名者悟奉氏吾前爾奉車幣帛者  
御服者明妙照妙和妙荒妙五色乃物楯戈御馬爾御鞍具氏  
品品乃幣帛備氏吾官者朝日乃日向處夕日乃日隱處乃龍  
田能立野乃小野爾吾官波定奉氏吾前乎稱辭竟奉者天下  
乃公民乃作物者五穀乎始氏草乃片葉爾至成幸閉  
奉止悟奉支是以皇神乃辭教悟奉處仁官柱定奉氏此乃皇  
神能前爾稱辭竟奉爾皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎令捧持氏  
王臣等乎為使氏稱辭竟奉久皇神乃前爾白賜事乎神主

祝部等諸聞食止宣。

龍田風神祭 此は神名式に大和、國平群、郡龍田ニ坐、天ノ御柱國ノ御柱ノ神社二座龍田比古龍田比女ノ神社二座とある社の祭にて此社は本文にも見えたる如く龍田山の東西の麓なる立野といふ處にありて今も此所を立野村といひて其立野の森の瑞垣の内に大なる社二つありてこの比古神と比女神とを齋ひまつれる由ありかくて此社は廣瀬ノ大忌ノ神と共に崇神天皇の御代に祀り始め給へりしあり 忠行云風神は日本紀古事記ともに男神一柱あるを此社には男女の御名を負せ奉りて一柱を二柱と稱へまつりて齋ひ奉れるものにて其實は男神一柱のみなりかゝる例はなほ外にも類あり

龍田は大和ノ國平群ノ郡にて立野村あたりの大名なり○皇神は即ち龍田比古龍田比女ノ神をさして申せるあり○志貴嶋爾大八嶋國知志皇御孫命 日本紀崇神天皇の御卷に三年秋九月遷都於磯城是謂瑞籬宮とありて磯城は大和ノ國の郡名にて後には城上城下と二つに分れたり嶋とは言の意は締にてもとは海中と陸内との

差別なく凡て周圍に界限のありて一區域なる地をいふ名にて今ノ世の如くに海中にある嶋嶼のみに限りたる名にはあらず故れ秋津嶋輕嶋といふ地名もありしなり大八嶋國は古事記に見ゆる如く伊弉諾神伊弉册神の生み給へりし淡路嶋伊豫嶋隱伎嶋筑紫嶋伊伎嶋津嶋佐渡嶋大倭豊秋津島の八島を本として吾が皇國の總てをいふ名ありかくてこの志貴島の都にましくて天下をしるしめし、皇御孫ノ命と申すは崇神天皇の御事なること上に引る日本紀の文にて明かあり○五穀は稻粟小豆麥大豆の五種之○草乃片葉爾至万民不成 草はいかある物にても二葉三葉づゝ生ひ出る物なるが其をかき取りて片葉のみとされる草に至るまでもといへるにて五穀を始めて木實野菜の類をも萬の物一つとして遺すことなく悉く傷ひつくせる由を知らせたるあり不成とは熟しめざるをいふ○歳眞尼久とは幾年も重なることあり○百能物知人とは多くの物知人といふことにて百は物知人の數の多きをいへるなり物知人とは太兆の卜事をもちて神の御心を伺ひ知る人といふにて即ち太占をつかさどる官人なり其は太占を以て神に伺ひまつれば如何な

る事にても知られざることなき故に太占の卜事を掌とる人を何事にてもよく物の道理を知りたる人といふ意にて物知人といへるなり○卜事はすなはち太占の卜事なり○出幸神乃御心者 鈴木重胤翁の説にこの出幸を卜事爾出幸と上より續けて見るは悪かり此は見はるゝ神の御心といふ意るれば神の上に冠らせて心得べきなり神の御心は卜事に依て發覺るゝものにてろの卜事の兆形に現はれ出たるもの其れ即て神の思はず所の御心なるが故にかく云りといはれたるは實にさることなり故れ今本には出幸の下にて句を切りたれども今さらに改めて卜事爾の下にて句をさうたり○此神止白止負賜支とは百の物知人どもの卜事を以て思ひ慮り定めたる所の神の御名を詳らに奏上よとの御言依しを天皇より物知人どもに負せつけ賜しをいふ負せは令負の意にて其事を其人の身に負ひ持たしむるをいふなり○此乎物知人等乃云々 此乎とは上なる事を承ていへるなりト止母は雖ト相にて物知人どものトひしかどもといふ意なり○出留神乃御心母無止白止聞看氏とは如何なる神の御心ぞといふ事の占形に現はれ出ることなしと奏すと天皇の聞き給てなり○皇御

孫命は崇神天皇なり○神等とは此所にては天神地祇をすべて申せるありさて此より以下悟奉禮といふまでは天皇の神にうけひ給へる御語なり○天社國社止は新年祭の詞にいへるが如し○忘事無久遺事無久とはわらゆる天神地祇をば悉くいつさ祭りて一柱と雖ども忘れ遺して祭らぬことなき由にて此は祭祀の饒典なきことをいふなり○稱辭竟奉止思志行渡須乎とは齋を祭りてあるぞと思はしめして居らせらるゝをといふ意あり○誰神言 此は三字にて句を断べし天皇は上の如くに思はし渡らせらるゝものを何なる神ぞと大に咎めたる意を曾の辭にて聞せたり○作々物 かく同語を二つ重ねていふ時はすべて詞の意強くなりて只に作物といふとは異なり此は五穀を始めて草の片葉に至るまで公民の作る物の限りをもちさる故に作々物と重ねていへるなり○我御心言 此は神の諭し給ふべき詞を此方より申しあげ給ふにて我は即ち神の我なり○字氣比とは誓ふことにも祈ることにもいふ詞あるが此はこの二つの意を兼ねて神に誓ひ祈る意なり○大御夢 大も御もどもに稱詞あり夢てふ言の意は伊は寝ることなり来は所見の約にて寝ぬる間に見

もるものゝるが故に伊米といふなり○天下乃云々より以下國乃御柱乃命といふま  
 では上なる天皇の御宇氣比を聞食して龍田ノ神の天皇に悟し給へる御語なり○天乃  
 御柱乃命國乃御柱乃命 此は伊弉諾ノ命の御子級長津彦命のまたの御名にしてこ  
 れ即ち龍田にます風ノ神なりさて天乃御柱國乃御柱と申す御名の意は此神のつか  
 さざり給ふ風は即ち空氣にて空氣やがて天地を支ふる柱とあり日月地球萬星こと  
 く此柱の力に依りて萬世までも落ちず傾かず支へ持つものなるか故に其空氣  
 即ち風をつかさどり給ふ神をば天の柱となり國の柱となり給ふ神といふ意もてか  
 くは稱へまつれるあり 正裕云風神は古事記に生風神名志那都比古ノ神また日  
 本紀に吹撥之氣化爲神號曰級長戸邊命亦曰級長津彦命是風ノ神也とあ  
 りて上にあげたる忠行翁の説の如く二書ともに男神一柱あるを龍田ノ社にては男  
 女の二柱に稱へ分けて齋ひ祭れること此の如し○吾前爾奉幸云々より以下成幸爾  
 奉幸といふまではまた風ノ神の天皇に悟し給へる御語あり○朝日乃日向處とは東ノ  
 方打晴て豐榮登る朝日の光りの直に向ひ指す所といふ言にて龍田の立野は龍田山

の東の麓なれば日向處といふべき地の状なり古へけしきのよきをほむるには多く  
 日影もていへり實に此に及ぶもの何かあるべき○夕日乃日隱處とは入日の蔭とあ  
 る處をいひて此は愛づべきには非ざれども朝日乃日向處といふを主として詞の文  
 をなさんが爲に唯この對句としていへるのみあり○龍田能立野乃小野爾云々  
 龍田は大名にて立野は其内の小名なり小野とは立野の地形を美めていへるにて地  
 名には非ず初瀬を萬葉集に小初瀬などいへる類なりさて此は右の如くけしきのよ  
 き立野を吾宮處として宮柱を定め奉りてといふ義あり○吾前爾稱辭竟奉者とは吾  
 御前に稱辭申して御祭仕へまつらばといふ意あり○辭教悟奉處とは上なる龍田の  
 立野すなはちろの處なりさて辭は假字にて事なり事とは宮殿を造り奉り幣帛をた  
 てまつるなどの事をいふ○宮柱定奉處とは宮を作り奉りて其宮に鎮り坐さしめ  
 給ふをいふなり定奉の意は春日祭ノ詞にくはしくいへり○稱辭竟奉爾云々とは御  
 祭つかへ奉る爲に幣帛を齎して王等臣等を御使としてこの社へ參向はしめ給ふを  
 いふあり○令捧持氏 佐々介は在志阿計の約にて恭しく慎み敬ひて持ち行くさ

まをいふの王臣等は四時祭式に差<sup>シテ</sup>王臣五位以上各一人神祇官六位以上各一人  
充<sup>レ</sup>使<sup>ニ</sup>とあるすきはち是なり○稱辭竟奉久止皇神乃前爾云々 始<sup>ヨリ</sup>此の稱辭竟  
奉久といふまでは天皇より神に申させ給ふ詞にて祝詞あり皇神乃前爾白賜事乎より  
以下は例の祝詞をかねたる宣命にて天皇の神に申させ給ふことを神主祝部ども  
よく承れよと御使の宣る詞ありかくて此の宣にて一たび詞を切りて其答に神主祝  
部等の唯と稱し畢て後に次なる詞を申すなり

奉<sup>ル</sup>宇豆乃幣帛者比古神爾御服明妙照妙和妙荒妙五色物  
楯戈御馬爾御鞍具氏品品能幣帛獻比賣神爾御服備金能  
麻笥金能楯金能持明妙照妙和妙荒妙五色能物御馬爾御  
鞍具氏雜幣帛奉<sup>ル</sup>氏御酒者應能閉高知應腹滿雙氏和稻荒  
稻爾山爾住物者毛乃和物毛乃荒物大野原生物者甘菜辛

菜青海原爾住物者鱈能廣物鱈能狹物與都藻菜邊都藻菜  
爾至<sup>ニ</sup>萬<sup>ノ</sup>氏如<sup>コ</sup>横山打積置氏奉<sup>ル</sup>此宇豆乃幣帛乎安幣帛能足  
幣帛止皇神能御心爾平久聞食氏天下能公民能作作物乎  
惡風荒水爾不相賜皇神乃成幸閉賜者初穗者應能閉高知  
應腹滿雙氏汁爾<sup>母</sup>穎爾<sup>母</sup>八百稻千稻爾引居置氏秋祭爾奉<sup>ル</sup>止  
王卿等百官能人等倭國六縣能刀禰男女爾至<sup>ニ</sup>萬<sup>ノ</sup>氏今年  
四月<sup>ノ</sup>今年七月者云<sup>ニ</sup>諸參集氏皇神能前爾宇事物頸根築拔氏今  
日能朝日能豐逆登爾稱辭竟奉<sup>ル</sup>流皇御孫命乃宇豆乃幣帛  
乎神主祝部等被賜氏墮事無奉禮登<sup>ル</sup>宣命乎諸聞食止宣

比古神爾云々比賣神爾云々 忠行云既にもいへる如く此はもと男神一柱なるを龍田にては男女二柱として齋祀れるが故に献つる幣帛をもかく各異にし給ふなり○品品能幣帛獻 正裕云此は上なる物どもの外に尙は種々たてまつれる幣帛をいへるにて其は下文に御酒者賜能閉高知蟬腹滿雙氏云々とある物どもを指していへるあり○御服備とは正裕云上ある比古神と同じく五色の絹を不足ことなくとり備へて獻れることなるが如の物名を此下にいひては上と同じ文の重なりて拙さが故に少さか詞をへだて、次にいへるなり○金能麻笥 麻笥は麻をうみて入る器なるが其を金もて作れるなり○金能櫛 櫛は臺を作りて其れに柱を立たる物にて持をかくる料の器あり○金能持 持は篋にかけたる糸を再び巻取る料の器あり今も俗に然かすることをかうふといひかるひたる糸をばかせといふなり○明妙照妙云々 これ即ち上文に比賣神爾御服備とある細目なり○雜幣帛奉氏 此は上に云へる同語ともはら同じ意なり○皇神乃成幸賜賜者とは皇神の御巧徳もてよく熟らせ給はばといふ意にて賜者とは俗に下されたならばといふ義されば未來をか

けていふ詞あり○引居置氏は上なる大忌祭の詞にもいへる如く汗にもし類にもすべき多くの稻をまつ社の庭前まで引き運び持ち來て居る置くをいふなり○秋祭 鈴木重胤翁の説に新嘗祭をいふなりとあるは當年の秋に至りて熟める新稻を以て奠る由なるを以て秋祭とは云るにて時節の秋をいふよりは初穂者云々といふ事の重きをもて察ふべしといはれたるが如し○王卿等云々 この龍田祭と同日に上なる廣瀬祭も行はせらるゝ事にてその御使を始として刀禰ももに至るまで全く同じ人どもなり○諸參集氏とは御使を始てあまたの人どもがこの龍田社へ參り集れるをいふ之○被賜氏 正裕按に此を今、本にはうけたまはりてと訓めれども受、字なければさは訓みがたし故れ本居大人の説にたまはりてと訓むべし幣帛をは取るを云へりといはれたるに従ひて今は訓み改めつさてたまはるといふは物を受る方に付て云ふ言にて俗に頂戴するといふ意之○宣命とは御使の宣り聞かしむる勅命をいふなり

○平野祭

天皇我御命爾坐世。今木利仕奉來流。皇大御神能廣前爾白  
 給久。皇大御神乃乞志給乃任爾。此所能底津石根爾。宮柱廣  
 敷立。高天乃原爾。千木高知氏。天能御蔭日能御蔭登定奉氏。  
 神主爾神祇某官位姓名定氏。進流神財波。御弓。御太刀。御鏡。  
 鈴衣笠。御馬乎引竝氏。御衣波。明多閉照多閉和多閉荒多閉  
 爾備奉利四方國能進流。御調能荷前乎取竝氏。御酒波。賜戶  
 高知。賜腹滿竝氏。山野能物波。甘菜。辛菜。青海原乃物波。波多  
 能廣物波。多能狹物。與都毛波。邊津毛波。爾至麻雜物乎。如橫  
 山置高成氏。獻流宇豆乃大幣帛乎。平久所聞氏。天皇我御世

乎。堅磐爾常磐齋奉利。伊賀志御世爾。幸閉奉氏。萬世爾御坐  
 令在米給登。稱辭竟奉久申。  
 又申久。參氏仕奉流。親王等王等臣等。百官人等。夜守日守  
 爾守給氏。天皇我朝廷爾。伊夜高爾。伊夜廣爾。伊賀志夜具波  
 江乃如久。立榮。令仕奉給登。稱辭竟奉久申。

平野祭 忠行云平野神社は神名式に山城國葛野郡平野ニ坐ス神社四座並ニ名神大月  
 次新嘗とある是なり祭神は四時祭式に今木ノ神。久度ノ神。古開ノ神。相殿ノ姫神とあり  
 て一代要記に延暦十三年御鎮座の由見えたるは奈良京より此所へ遷し奉れること  
 を云るありさて今木は火結神。久度は奥津彦神。古開は奥津姫神にて共に竈神なる  
 こと次々に云へるが如し大藏式。陰陽式等に平野竈神と見え宮内式にも凡ソ御並ニ中  
 宮ノ御贖。及祭ニ忌火庭火ノ御竈ノ神。平野ノ御竈神一料云々とあり中右記に内膳司御竈ノ



神三所也と見え三代實錄貞觀元年條に内膳司從五位下齋火武主比命神庭火、皇神等並授從五位上と見え内膳司なる竈、神三座の御魂を平野神社にては今木久度古開とて三座に祭り玉へるなりされば此三神を平野、竈、神とは申すなり斯てろの齋火武主比命を忌火、神と申し奥津日子、神。奥津比女、神は古事記に諸人以拜竈神者也と見わたる如く竈、神は此兩神にて庭火、神とも稱せ其は日本紀略に天徳四年十一月十九日今夜坐内膳忌火庭火等之御神云々平野、謂二釜二一口也庭火、謂一釜一一口也とありてろの平野の神、竈、神二口の内の一口の釜を今木とも申して忌火、神の御躰之其は藏人經信私記に内膳司、御竈、神三所也一所、平野、件矣、祭御飯奉仕之神也一所、庭火是、尋常、御飯奉仕之神也一所、忌火是、則十一月新嘗六月神今食奉仕之神也とありて今食に預り給ふを以て今木、神とは申す之日本紀私記に古者謂木ヲ爲介、今云神今食者古、謂神今木とあるが如しこの今木、大神は平野神社の主神にて此詞の始に今木與利仕奉來流とあるは延暦元年、紀に田村、後宮(今云奈良、京にあり)今木、大神とありて此大神は桓武天皇の氏神にて内膳司の守、神に坐るが故に平安、京へ遷都の時葛野、郡に遷し奉り給ひしあり此故に神、名を從來鎮り坐りし地の名として今木與利云云とは申せるなりさて久度は害にて宮内式に平野、御竈、神とある是なり和名抄に竈、竈後、穿也竹取物語に竈を三重にし籠てくをわけてとありて竈の後に畑の立のぼるべく穿ちたる穴をクドといふありさて右にいへる平野の釜二つの内の釜は久度のある竈に載て用ひ奉りしを以て此を久度、神と申しまた平野、神とも申す由は前に引る日本紀略に平野、謂二釜二一口とあれば平野はもと釜、神の名しを地、名ともしたるものなること知るべきなり是に依りて考ふるに平野はヒラカナへの義にてヒラ主なるべし此は竈、神奥津彦、命の神躰あること古開、神の上にあるにて明なりさて古開は文徳實錄には古開とあれと近來の諸大人はみな古開を正としてフルアキと訓れたりこれ即ち紀略に謂二釜一一口とあるに當りて庭火、神とも申して前に引ける經信私記に尋常、御飯奉仕之神也とある是にて奥津姫、命の神躰なりさて此は古より古開にても古開にても何も熱く説得たることおし縣居翁も開はアキカサキか二字假字に

て異訓あるかどかく考得がたしといはれたり故れ忠行熟考ふるに古開は久度とかなじく假字にて古計と訓むなるべし其は姓氏録、序に允恭、御宇、萬姓紛紜、時三下、詔旨、盟神探、湯、首、實者、全、冒、虛者、害、とあるこの事を古事記同天皇、卷に居、玖訶、而、定、賜、天下之八十友、緒、氏姓也、とあり此を記傳に玖訶は書紀に盟神探湯此、三區訶陀智とある如く熱湯中に手を漬探りて神に盟入事をするをいふ爰は其の探湯立の湯を沸す釜なり(閉と云は此類の器の惣名にて云々)といはれたる如く支那にても正字通に俗謂釜爲鍋といひまた詩、召南、註に有、足曰錡無、足曰釜、と見え字書に錡、三足、釜也とありて錡は尋常の釜とは異にして三足あるものなりさてこの玖訶釜の玖訶と右の古開は同語にて此神跡ある錡ももとは探湯立に用ひたるものにして玖訶釜とも古開錡とも云るにはあらざるか右の三器は何れも神代の物なる由増鏡に見へたればかくは云るありさて今木、久度、古開、三所ともに内膳司の守神にして奈良、京にても同所に齋かれ給ひて桓武天皇はもとより其御父母、尊もこの御氏子に坐るを以て平安城遷都の時ともに

一所に移し玉へりと聞ゆ斯て相殿、姫神は或説に仁明天皇の御母嘉智子、皇后とろの氏神とす梅宮神社の相殿とるし給へるに同じく桓武天皇の御母和氏を祀り給へること云るは實に然るへき説なり是を以て太政官式に桓武天皇の御齋及び和氏またろの縁族大枝氏見奉に預かると見えたり 正裕云この祭日は同式に凡平野祭、四月十一日、上、申、參議以上赴、集、或、皇太子、親近奉、幣、と見えたり 天皇御命、坐世、此言の意は既に春日祭の詞に出たればたち歸りて見るべし○今木 正裕云此を今、本には伊麻支と訓みたれども上にくはしく擧たる忠行翁の説に従がひて伊麻介とよみ改むべし○仕奉來流とは今木より平野へ遷し奉りてろの本の社にて齋さまつりたりし任に祝ひ奉る意なり○皇大御神とは打任せては天照皇大御神に限りて申せる古の例なりしを後、世となりては文法も類れてかく他神をも稱へ申せることとなりしかば此は平野の四柱の皇神たちを指して申せるなり○此所とは即ち平野社のある所をいふなり○天能御蔭日能御蔭定奉氏とは既にもいへる如く天を蔽ふへき蔭とし日を蔽ふへき蔭として隠りますへき宮を造り

まつるをいふ。○神主は祭の主宰をいふ名なる事上にいへる如くなれど此、神主は祭の時に臨みて殊に任ざる、定めなり。○神祇は神祇官をいふ。○神財とは神の用以給人調度の物をいふにて此は衣笠までに係れり。○衣笠 儀制令に凡、蓋、皇太子、紫、表蘇方、裏、頂及、四角、覆、錦、垂、總、親王、紫、大纒、一位、深縁、三位以上、紺、四位、縹、並、朱、裏、總、用、同色、なをめて此は絹を張り長さ柄をつけて道を行くとき高くさしかけて日光をさへさる料の物。○四方國といふに二の義あり其は世界萬國を總稱せると皇國の總てをいへるとの二なりされば此は何れなるむといふに即ち皇國のすべてをさして云るなり。○置高成氏とは種々の幣帛を山の如く高く積置くをいふにて如、横山といふよりうくるには置所足氏といはむより今一際まさりておもしろく聞ゆる古言あり。○萬世爾御坐命在米給とは天皇の御命長く御稜威たらひまして萬世に至るまでも此、現世に坐しますべくあらしめ給へと祈り申す意なり。○伊夜高爾伊夜廣爾とは王臣等の官位は彌益に高くなりまた其の親族は彌益に廣く大きくなりて立榮ゆるをいふあり。

○久度古開

天皇我御命爾坐世。久度古開二所能宮爾之。供奉來流。皇御神能廣前爾白給久。皇御神能乞比給乃比任爾。此所能底津石根爾。宮柱廣敷立。高天能原爾千木高知氏。天能御蔭日能御蔭止定奉氏。神主爾某官位姓名定氏。進流神財波。御弓御太刀御鏡鈴衣笠御馬乎引竝氏。御衣波。明多閉照多閉和多閉荒多閉備奉氏。四方國乃進留。御調乃荷前乎取竝氏。御酒波。膳乃閉高知。膳能腹滿竝氏。山野物波。甘菜辛菜。青海原乃物波。鱒乃廣物鱒乃狹物。奥都毛波邊都毛波爾。至末雜物乎。

如横山置高成氏。獻流宇豆乃大幣帛乎。平久所聞氏。天皇我御世乎。堅磐爾常磐爾齋奉利。伊賀志御世爾幸開奉氏。萬世爾御令坐米給登。稱辭竟奉。久申。  
又申久。參集氏仕奉親王等王等臣等百官人等乎。夜守日守爾守給氏。天皇我朝廷爾。彌高爾彌廣仁。伊賀志夜具波江能如久。立榮氏令仕奉給登。稱辭竟奉。良久申。

久度古開 久度は神名式に大和國平群郡久度神社とある是なり古開は何所にや古くも今も考ふべきものなしさて此二社のことは上なる平野祭のところにわけたる角田翁の説に悉しくいはれたるが如くなればこゝには省きつ 正裕按に角田翁のいはれたるが如く十一月、新嘗六月、神今食に天皇の聞食す御饌を忌火御食と

いひまた尋常に聞食す御饌をば庭火御食といひて共に重みすることなるが此二神はろの忌火庭火の御食を仕奉る御籠を守り給ふが故に斯く御祭れごうかに仕奉らるゝなりさて此祝詞は大かた平野祭、詞に同じくて殊に説き明すべきこともなければすべて省きていはず

○六月々次 十二月

集侍神主祝部等諸聞食登宣

高天原爾神留坐皇睦神漏伎命神漏彌命以天社國社登稱辭竟奉皇神等前爾白久今年乃六月月次幣帛。今年十二月者云。月次。明妙照妙和妙荒妙備奉氏朝日乃豊榮登爾皇御孫命能宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉久宣。

大御坐能辭竟奉皇神等能前爾白久神魂高御魂生魂足魂  
玉留魂大官賣御膳都神辭代主登御名者白氏辭竟奉者皇  
御孫命乃御世乎手長御世登堅磐爾常磐爾齋比奉茂御世  
爾幸閉奉故皇吾睦神漏伎命神漏彌命登皇御孫命乃宇豆  
乃幣帛乎稱辭竟奉久宣  
座摩乃御巫辭竟奉皇神等乃前爾白久生井榮井津長井阿  
須波婆比伎登御名者白氏辭竟奉者皇神能敷坐下都磐根  
爾宮柱太知立高天原爾千木高知氏皇御孫命瑞乃御舍仕  
奉氏天御蔭日御蔭登隱坐氏四方國乎安國登平久知食須

故皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久宣  
御門乃御巫能辭竟奉皇神等能前爾白久櫛磐間門命豐磐  
間門命登御名者白氏辭竟奉者四方能御門爾湯都磐村能  
如久塞坐氏朝者御門開奉夕者御門閉奉氏疎布留物乃自  
下往者下乎守自往者上乎守夜乃守日乃守爾守奉故皇  
御孫命乃宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久宣  
生嶋乃御巫能辭竟奉皇神等乃前爾白久生國足國登御名  
者白氏辭竟奉者皇神乃敷坐嶋乃八十嶋者谷蟻能狹度極  
鹽沫乃留限利狹國者廣久嶮國者平久嶋乃八十嶋墜事無

久皇神等寄志奉故皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久宣

辭別伊勢爾坐天照太御神乃大前爾白久皇神乃見露志坐四方國者天乃壁立極國乃退立限青雲能靄極白雲乃向伏限青海原者棹柁不干舟楫乃至留極大海原爾舟滿都々氣氏自陸往道者荷緒結堅氏磐根木根履佐久彌氏馬爪至留限長道無間久立都々氣氏狹國者廣久峻國者平久遠國者八十綱打挂氏引寄如事皇太御神寄志奉長荷前者皇太御神乃前爾如橫山打積置氏殘平聞看又皇御孫命御世乎

手長御世登堅磐爾常磐爾齋比奉茂御世爾幸閉奉故皇吾陸神漏伎命神漏彌命登鷓自物頸根衝拔氏皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久宣

御縣爾坐皇神等乃前爾白久高市葛木十市志貴山邊曾布登御名者白氏此六御縣爾生出甘菜辛菜乎持參來氏皇御孫命乃長御膳乃遠御膳登聞食故皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久宣

山乃口爾坐皇神等乃前爾白久飛鳥石村忍坂長谷畝火耳無登御名者白氏遠山近山爾生立流大木小木乎本未打切氏

持參來<sup>ホシ</sup>皇御孫命<sup>ミコノミコ</sup>乃瑞<sup>ニギハヤヒ</sup>乃御舍仕奉<sup>ミコノミコ</sup>天御蔭日御蔭登隱<sup>アマノミコノヒノミコノミコ</sup>  
坐<sup>イマ</sup>皇<sup>ミコ</sup>四方國乎<sup>ヨリノクニニ</sup>安國登<sup>ヤスクニノミ</sup>平久知食<sup>ヒラクニチノミ</sup>我<sup>ワレ</sup>故<sup>コト</sup>皇御孫命<sup>ミコノミコ</sup>乃宇豆<sup>ウツマ</sup>乃幣<sup>ヒ</sup>  
帛乎<sup>ヒ</sup>稱辭竟奉<sup>ナヅケテ</sup>久宜<sup>ヒサシ</sup>登<sup>ノボ</sup>

水分坐<sup>ミヅノイマ</sup>皇神等<sup>ミコノカミナリ</sup>乃前爾<sup>ミコノマヘニ</sup>白久<sup>ヒラクニ</sup>吉野<sup>ヨシノ</sup>宇陀<sup>ウタ</sup>都祁<sup>ツツ</sup>葛木<sup>カヅキ</sup>御名者<sup>ミコノナノシ</sup>白<sup>ヒラク</sup>  
氏<sup>ウヂ</sup>辭竟奉<sup>ナヅケテ</sup>皇神等<sup>ミコノカミナリ</sup>依志<sup>ヨシ</sup>奉<sup>ツケ</sup>牟<sup>ム</sup>與都御年乎<sup>ミコトノミコトノミ</sup>八束穗<sup>ヤチノホ</sup>乃伊加志<sup>ニイカシ</sup>  
穗<sup>ホ</sup>爾<sup>ニ</sup>依志<sup>ヨシ</sup>奉<sup>ツケ</sup>皇神等<sup>ミコノカミナリ</sup>爾<sup>ニ</sup>初穗者<sup>ハツホノシ</sup>額<sup>カシ</sup>爾<sup>ニ</sup>汁<sup>シヅ</sup>爾<sup>ニ</sup>懸閉<sup>ケツ</sup>高知<sup>タカチ</sup>懸腹滿<sup>ケツハラミ</sup>  
雙<sup>フタ</sup>氏<sup>ウヂ</sup>稱辭竟奉<sup>ナヅケテ</sup>皇<sup>ミコ</sup>遺<sup>ノコ</sup>皇御孫命<sup>ミコノミコ</sup>乃朝<sup>アサ</sup>御食<sup>ミケ</sup>夕<sup>ユフ</sup>御食<sup>ミケ</sup>乃加牟加<sup>カムカ</sup>  
比爾<sup>ヒニ</sup>長御食<sup>ナガミケ</sup>乃遠御食<sup>トホミケ</sup>登<sup>ノボ</sup>赤丹穗<sup>アカニ</sup>爾<sup>ニ</sup>聞食<sup>ミケ</sup>故<sup>コト</sup>皇御孫命<sup>ミコノミコ</sup>乃宇豆<sup>ウツマ</sup>  
乃幣帛乎<sup>ヒ</sup>稱辭竟奉<sup>ナヅケテ</sup>久<sup>ヒサシ</sup>諸聞食止<sup>シヅメ</sup>宜<sup>シ</sup>登<sup>ノボ</sup>

辭別<sup>コトワケ</sup>忌部<sup>イミ</sup>乃弱肩<sup>ヨクカ</sup>爾<sup>ニ</sup>太禰取<sup>タニ</sup>挂<sup>カケ</sup>氏<sup>ウヂ</sup>持由<sup>モチユ</sup>麻波利<sup>マハリ</sup>仕奉<sup>シホ</sup>幣帛乎<sup>ヒ</sup>  
神主祝部等<sup>カミノミコトノシヅメナリ</sup>受賜<sup>ウケタマフ</sup>氏<sup>ウヂ</sup>事<sup>コト</sup>不過<sup>ナラズ</sup>捧持<sup>ホシテ</sup>奉登<sup>ツケテ</sup>宜<sup>シ</sup>

六月々次 正裕按に加茂、大人の祝詞考には此下に祭、字を補はれたるが其はまこと  
とにさる事にて必きあるべき理なり 四時祭式に月次祭六月十一月十一日と見  
え神祇令月次祭、義解に於三神祇官祭、與三祈年祭、同、即、如三庶人宅、神、祭、也、とあ  
りて此祭に預り給ふ神は諸國合せて三百四座いづれも大社にて案上の官幣に預り  
給ふ神等あり故れ神名帳にも此祭に預り給ふ神社には各、月次と記されて其餘の  
神等は此、祭に預り給ふことあしかくして此、兩度の月次祭は月毎に献つり給ふべき  
幣帛を六月と十二月の二度に諸社の神主祝部を神祇官へ集めて預ち給ふにてその  
正月より六月までの幣帛は前年の十二月に預ちて祭らしめ七月より十二月までの  
幣帛は其、年の六月に預ちて祭らしめ給ふなりさて此、祭は甚も久しき神世よりあ  
り來つる事にて人、世となりて後に出來し神事とは思はれず又この詞は人もよく

知れる如く首より尾まで全く祈年祭、詞と同じ文なるが其中に御年、神の詞ひとつ  
省かりたる故は祈年祭は稻穀の御祈を主とあさせ給ふが爲あるをこの祭はたゞ大  
御世の事の御祈を主として祭らせ給ふが故なり今祈年、詞とこの月次、詞とをつら  
く合せ校ふるに詞のいひざまは少さかつ、異りたるふしもあれど其、意はずべ  
て異なることなしされば今この書を読む人の注意にもとて彼此いさゝか異なること  
ころをわづれば則ち下の如し

祈年祭第一、詞に今年二月爾御年初將賜登爲而皇御孫命能宇豆能幣帛乎朝日能豐逆登  
爾稱辭竟奉久宣とあるを此、詞には今年乃六月月次幣帛明妙照妙和妙荒妙備奉是朝  
日乃豐榮登爾皇御孫命能宇豆乃幣帛乎爾稱辭竟奉久宣とありて明妙云々のこと祈年、詞  
にはなきを此、詞に書き加へて申さしめ給ふ故は月次祭は月次の幣帛を進ぐる、  
が主なる故にこの詞にも月次幣帛と表はし給へるなりされは次々ある詞どもに其  
御祈の言あるもこの月次、幣帛を進らるゝに付て祈申させ給ふこれ即ち祈年の  
趣意とは異なる所あり○祈年祭第四、詞に座摩乃御巫乃稱辭竟奉とあるを此、詞に

は座摩乃御巫辭竟奉とありて稱てふ言を略されと言、意はあもなきも同じこと  
なる由既にもいへるが如し以下これに倣へ○祈年祭第六、詞には皇太御神能大前爾  
云々どあるを此詞には皇太御神乃前爾云々とありて大、字は省されを此所は必き  
マへとのみいひては叶はぬ所なるが故に先師の説に従ひてオホマへと訓むべき事  
り○祈年祭第七、詞に白雲能座坐向伏限とあるを此、詞には白雲乃向伏限とありて  
座坐てふ言を省されれども詞の意は異なることなし○祈年祭第十、詞の末尾に  
爾辭竟奉久諸聞食宣とある乎てふ辭を此、詞に登とせるは正務かもふに誤あるべ  
し登にてはかたやかならざることも

### ○大殿祭

高天原爾神留坐須。皇親神魯企神魯美之命以氏皇御孫之  
命乎。天津高御座爾坐氏。天津璽乃劍鏡乎捧持賜天。言壽古



云許止保全言壽宜久皇我宇都御子皇御孫之命此乃天津  
高御座爾坐氏天津日嗣乎萬千秋乃長秋爾大八洲豐葦原  
瑞穗之國乎安國止平氣所知食止古語云志言寄奉賜氏以  
天津御量氏事問之磐根木根立知草能可岐葉乎言止氏天  
降利賜比食國天下登天津日嗣所知食須皇御孫之命乃御  
殿乎今奧山乃大峽小峽爾立留木乎齋部能齋斧乎以伐採  
氏本末波山神爾祭氏中間乎持出來氏齋鉏乎以氏齋柱立  
氏皇御孫之命乃天之御翳日之御翳止造奉仕瑞之御殿  
古語云汝屋船命爾天津奇護言乎古語云久須志以氏言壽鎮  
阿良可

白久此乃敷坐大官地底津磐根乃極美下津綱根古語云番繩之  
波府蟲能禍無久高天原波青雲乃霽久極美天乃血垂飛鳥  
乃禍無久堀堅多柱桁梁戶隔乃錯比古語云動鳴事無久引結  
葛目能緩比取葦草乃噪岐古語云無久御床都比能佐夜  
伎夜女能伊須須伎伊豆都志伎事無久平氣安久奉護留神  
御名乎白久屋船久久遲命是木屋船豐宇氣姬命登是稻鹽  
宇寶能美多麻今世產屋以辟木束御名乎奉稱利皇御孫命乃  
稻置於戶邊乃以米散屋中之類也御名乎奉稱利皇御孫命乃  
御世乎堅磐常磐爾奉護利五十樞御世乃足長御世爾田永能  
御世止奉福爾依氏齋玉作等我持齋利持淨利造仕留瑞

八尺瓊能御吹乃五百都御統乃玉爾明和幣古語云云 囉和幣  
乎附氣齋部宿彌某我弱肩爾太禰取懸氏言壽伎鎮奉事能  
漏落武事波乎神直日命大直日命聞直志見直志平良氣安久良氣  
所知食登白。

大殿祭 宮内省式に凡神今食新嘗祭、明日、平旦大殿祭云々とありまた中宮式に  
凡六月十二月、神今食。十一月新嘗祭、神祇畢。後日、平旦神祇官祭、御殿云々と見  
えたれば此祭は六月十二月の十一日に行はる、神今食の明日と十一月中卯、日の  
新嘗祭の明日と合せて毎年三度づ、行はせらる、御定めなりされどまた立皇后立  
皇太子等の大式あるときは其後にて臨時に此祭を行はる、事も常の例なりかく  
て此祭の起源は鈴木重胤翁の説に古語拾遺天、石宿、條に令天、手力雄、神引ニ  
啓々其扉遷坐、新殿ニ云々令豐誓問戸、命櫛誓問戸、命二神守、衛殿門ニ是並ニ

太玉、命之子也とある此の時に始まれる事同書に殿祭門祭者元、太玉、命供奉之儀  
齋部氏之所職也とあるをもて徴と爲べしと云れたるが如しさて又同書神武天  
皇、段に天、宮、命率諸、齋部一捧持、天璽、鏡、劔、奉、安、正殿、並、懸、瓊玉、陳、其幣  
物殿祭、祝、詞其祝詞、文、在於別卷ニ次祭宮門其祝詞、亦在於別卷ニと  
見之延喜祝詞式の首に凡、祭祀、祝詞、者御殿御門等、祭、齋部氏祝詞以外、諸祭、中  
臣氏祝詞とある如く齋部氏はもと幣物を掌りて祝詞を讀むことは中臣氏の職なる  
を此、大殿祭と御門祭とに限りて祝詞申すことも齋部氏の兼て仕奉る古例なり  
神魯企神魯美 平田大人の説に此、所なる神魯企神魯美は天照大御神と高皇產靈、  
神とを申せり然して下なる天津璽乃劔鏡乎捧持賜天云々は天照大御神へ係れりと  
いはれたるが如し○皇御孫命 此は天津日高彦火邇々藝命を申せり○天津高御座  
爾坐氏 此は此度葦原、中、國を統御さむ爲に皇御孫命を天降し奉り給ふが故に天  
照大御神の天津朝廷にて殊に設けさせ給へる大御座を申せるにて其、御座の上に  
皇御孫命を坐まさせ給ひて天皇の御位に即け奉り給へるなりさて御座は御坐

所にて其御座やがて天上の物なるが故に天津とはいへるにて常にはめていふど  
は少か異なり高とは其御座の高き由あり斯て坐正は麻世氏と訓べし令坐氏の義  
なりされば此は神尊企神尊美の御言を以て皇孫命を高御座に令坐まつり給ふ由  
あり○天津璽乃劔鏡は天日嗣の御表とし給へる三種の神寶の中なる劔と鏡とな  
り 忠行云此書原書ある延喜式には劔鏡とあるを加茂大人の祝詞考に劔鏡と  
改められたるより今本どもは皆其説に従ひて鏡劔としたれども此はもと私の考  
にて非事なり其故は三種の神寶の中にて此二種は殊に重く皇祖神より皇孫命に  
授け給ひしものにて何れを尊とし何れを卑とすべき差別あるべき理あつたとへ少  
さかは其差ありとするも上下前後の書様もて其品位を分つべき理あらざるべけれ  
はなりもし上下の書様にて品位を分つべきものなりとせば日本紀に入坂瓊曲玉  
及八咫鏡草薙劔三種寶物古事記に其遠肢斯八尺勾瓊鏡及草那藝劔とある  
を如何にせん此をしも玉は劔の下につくべきものあれば劔の下にありしを上下に  
誤れるものなりとせん歎あなかしこ○捧持賜天とは天照大御神の御手づから捧げ

持ち給ふをいふ○言壽宣志久 言壽とは言を以て祝ぎ奉る由にて此は日本紀に天  
照大神手持三寶鏡授天忍穗耳尊祝曰吾兒視此寶鏡當猶視吾云  
々々あること即これなり註に如今壽觴之詞とあるは酒宴の壽するが如しと云  
へるにて古事記仲夷天皇の御卷に許能美岐波和賀美岐那良受久志能加美登許余還  
伊麻須伊波多多須須久那美迦微能加牟菩岐本岐玖流本斯登余本岐本岐母登本斯麻  
都理許斯美岐叙阿佐受遠勢佐とらひ給へる大后の御歌あらびに許能美岐遠迦  
美祁牟比登波曾能都豆美宇須還多豆々宇多比都都迦美祁禮加母麻比都都迦美祁禮  
加母許能美岐能美岐能阿夜還宇多陀怒斯佐佐と建内宿禰の答へ奉れる歌など  
如く上代の壽觴には善言美詞を盡し極めていふことなれば大御神の此言壽は今  
世にさる事のほる如くこと知せたるなり宣志久とは詔りたまへるにはといふ意な  
り○皇我宇都御子皇御孫之命 皇我とは皇祖神の御自ら詔たまふなり宇都は宇豆  
幣帛の宇豆と同言にて貴と珍らしき意の稱辭なること既にいへるが如し皇御  
孫之命は還々藝命を始めて御代々々の天皇たちへもかけて詔りたまへるなり○此

乃天津高御座爾坐氏 此乃とは即ち上に天津高御座爾坐氏とある御座を指て詔たまふなり其は此御座は高天原より持ち降りたまふべき御料に設けられたる御座にて此御國にても其の天より持ち降れる高御座を用ひ給ふ由なるが故に此乃高御座爾坐氏とは詔り給へるありかくて此所の坐氏は麻志氏と訓べし皇孫命の御自ら其高御座に即さますといふなり○天津日嗣とは日神天照大御神の大御任を受け傳へまして其大御業を嗣々に知し食す由の御稱にて皇位のことなり○萬千秋乃長秋爾とは下に瑞穂之國とあるに係けて宣はせたる壽詞なり言義は千代萬代などいふと同じことにて天地と共に窮りなきといふなり斯て爾の下に至麻氏てふ詞を加へて見ば言の意心得やすきなり○大八洲豊葦原瑞穂之國 此は吾皇國の稱にて大八洲てふことは風神祭に出て其處に云るが如し豊は美稱にて葦原とはいとく上代には國の周圍の海べたは悉く葦原にて其を上方より見下せば國は葦原の廻れる中に見えける故に高天原よりうら見たる有状を以て名けたるあり美豆は物の美しさをほむる言にて穂は稻穂といふあり皇國は稻穂の萬國に秀れてうる

はしき國ある故にかくも名に負へるあり○安國とは皇御孫命の御心やすらかに知し食す國といふことなり○以天津御量氏 鈴木翁云大紋詞に八百萬神等乎神集々賜比神饗々賜氏とある此を云なり天津御量とは天神の御饗にて其波加里てふことは物の度量を計る器を波加里といふ其と同言にて神にまれ人にまれ相共に其是をいひ集めて此を其物と其事とに計り合せ其理の長たる方に因准ふ由の言なり○事問之 古は樹いふことと云り○磐根木根立知磐根はたゞ岩のことにて根は添ていふ言あり其は屋をやね羽をはねなどいふ類なり木根立は木の杓のことにて此は全木はさらにもいはず伐杭のみ立てあるすら物言ふとあり○草蟲可岐葉乎言止氏草は大かた三葉五葉つゝなど並びて生る物あるに其を闕取て僅かに一葉など残りてある状をもていふ詞にて意はたゞいさゝかの草の一葉までもといふあり止氏は合止氏の約まりたるれば他をして止しむるをいふことさてかく磐木草などの言問しは妖鬼の此物どもに寄付てのわざなるが故に妖鬼をおひ捕ひ給ひしかば此等の言問も止みたるなり○天降利賜比志云々 此は運々藝命の

御事より始めて歴世の天皇等の御事に係て申せるが此より直に奥山乃大峽小峽爾云々といふに續くる時は邇々藝命の御事とのみなりて當代の天皇には係らざるを中間に今、字をさしはさみて當今の御事となせるは實に奇しく妙ある文法なり心をつけて辨ふべしさて此は皇御孫命御自ら食國天下を知し食す爲に降り給ふ由に云へるが故に天降とはいへるなり○食國天下 食國とは皇御孫命の知し食す此、天下を總いふ稱なりさてこの食國即ち天下、下天下、下即ち食國なれば重復れるが如くなれども然らず天下は其、跡をいひ食國は其用をいへるこかくて天下登の登は與の意にて食國天下と天津日嗣とを兼て知し食す由なり○皇御孫之命は當今の天皇をさし奉るなり○今とは大殿祭つかへ奉る時の今にて此、一言をもて天孫降臨の古を別てるなり○奥山乃大峽小峽爾云々 峽は間にて山と山との間をいふすべて良材は深山の峽によく生立つものあるが故にかくいへり○齋部は齋み慎しみて淨からぬことを避けて仕奉る部をいふ此は氏名にはあらずして職名なり○齋斧は齋み清めたる斧なり○本末乎波云々中間乎持出來とは伐採たる木の本と末とをば其山を主領ませる神に捧げまつりてその中間をのみ山より都へ持出し來るをいふなり今も杣人が大木を切りては其の梢を折りて切りたる木株の中らにさし立て山神に手向る事ある由なれば古も然するを本末を山神に祭るとはいひしなるへし○齋鉏乎以氏齋柱立氏 齋鉏齋柱は齋清めたる鉏と柱ありさて此は鉏を以て地に穴を掘りてその穴に柱をたつる由なり 忠行云齋柱は俗に所謂大極柱のことなり斯て大宮作りの御業はいと重き御事にしあれば殊更に齋みつゝしみて物するが故に其職を齋部といひ其器を齋斧齋鉏齋柱とはいへるなり○皇御孫之命乃云々とは天皇の天を蔽ふへき蔭とし日を蔽ふへき蔭として隠りますすへく造り奉れるみづくしく美はしき御殿といふ意にて阿良加は在所の義ありさて岡部大人の祝詞考には御殿の下に乎、字を補はれたるが此は必ずあるべき理なればこの説に従ひて補なふべし○古語云阿良可 忠行云この註は上に皇御孫之命乃御殿乎とある下に入るべきを此所にあるは誤なり○汝屋船命 汝は美麻斯と訓むべし御座の義なり屋船命の御事は平田大人の説に屋船は御殿の別稱なるが屋は神にまれ人に

況同王制講義錄

まれ乗りて住ふものなる故に船といへり(忠行云船はすべて物を載するもの、  
 總名なり)さて其屋船を幸はへ給ふ神をば屋船、命といふありまた鈴木翁の説  
 に屋船命は下に屋船久々運命屋船豊宇氣姫命と稱へ別たれど本は一神なりは屋  
 船命と申す時は木を山に伐り草を野に蒔て造り成したる全躰の御殿の御靈とす  
 神の謂なるが其を稱へわけていふ時は木、神草、神に坐り是、故に久々運命豊宇氣  
 姫命と申せるを屋船と上に冠て申すはるの本草を以て作れる御殿にて稱へ申すか  
 故にて受張りたる御名には非きといはれたるが如し○天津奇護言 鈴木翁の説に  
 此は下に此乃敷坐云々とあるをさしていふの上に天神の言壽宜志久とあるは天上  
 にての護言あるが其に因り准へて宮柱太敷立て屋船、神を鎮、祭りてるの祝事をも  
 のすることあるが故に天津奇護言といふあり護言は言壽といふに同じ云々か  
 れば天津奇護言とは天津宮にて事始め給へる奇異なる護言といふ義にて幣物の御  
 祈玉及び明和幣隆和幣を獻りて屋船命を鎮、祭り給ふをいふなりと云はれたるが  
 如し○言壽鎮白久 鈴木翁云上にも云る如く御殿の御靈とす屋船、命を天津奇  
 護言もちて齋ひ鎮め奉りろの屋船、命の平けく安けく鎮りまむことを言壽白す  
 由にて其裡には其御殿の内に坐て天、下知し食さむ皇御孫、命を動なく鎮りまむ  
 しめ給へと乞ひ祈むよしなり○此乃敷坐大宮地とは當今の大宮地を云り壁へば遣  
 々藝、命は高千穂。神武天皇は橿原などの類をいふ○底津磐根乃極美とは地の底  
 までもといへるにて御殿の床下の際限をいふ此は次に高天原波云々とある對句  
 なり○下津綱根 下津とは殿舎の床の下方をいふなり綱根は即ち綱なり根は磐根  
 ○屋根。羽根などの根の如く添へていふ言ありさて上代の殿造りは今、世の如く釘  
 をうち穴をあけあとして組合せたるものにはあらずして上下縦横どもに綱もて結  
 固めしものあるが故に此所には其の柱根を結し綱によりて床下の綱目をば下津綱  
 根といひしなり斯てるの綱も後、世の如くはあらず葛もてせし故に顯宗紀には  
 葛根ども書たり○古語番繩之類謂之綱根 番繩とは葛にされ麻にされ何にて二  
 筋づゝあひあへる繩をいふされども此の本文に綱根とあるは上にもいへる如く葛  
 もてせしことにて後、世の如く番繩にはあらずされども此、註は後世の状をもて上代

況同王判講義錄

の有状を知らせたるなればろの心して見るべきなり○波府蟲能禍とは蟲は地に這ふものなる故に都ての蟲をば然いふあり上代の家は其、構造疎にして床もいとく低ありし故に這ひゆく蟲に下津綱根をくひ損はれ或は人にろの害を蒙ふりしこともありしあり故に波府蟲能禍無久とは祈み申せしものなり○高天原波云々此は上に底津磐根乃極美といへる對句にて高天原とは唯高く大空はといふ意なること高天原爾千木高知氏とある所にいへるが如し青雲乃爾久極美てふ言の意は既に祈年祭詞にいへり○天乃血垂云々 本居大人云知陀里は應神天皇の御歌に毛々知陀流家庭母見由と詠ませ給へる知陀流と一にて古事記上卷には登陀流とあり其は上代人家の屋根の竈處の上の煙を出す所の名とされば其、上を飛渡る諸鳥の毒などある糞またさらでも毒物など昨來て竈の上へ落す事などのありて其、毒にあたる類これ高津鳥災なり 正裕云天乃とは血垂は家の上方にあるを以ていへるにて俗に空のといはむが如くなるへし○堀堅多留柱 石を居えて其、上に柱をたつる事は後、世のことあり上代はすべて地に穴を掘りて埋立たるものなるが故にか

くはいへるありされば堀堅多留てふ詞は柱のみにかゝりて次なる桁梁などには係らざれば柱にて讀みさうりてさて次に桁梁とよみ分つべきあり○錯比 忠行云錯、字は字書に雜也摩也などある意をとりて用ひたるにてキシリアヒの略轉なるべし榮花物語に女房の車さしりあひとあるも同じ意なり○葛目能緩比 葛は上に云へる綱根と同じくて古は葛と綱とを通はして云へり故に此の葛も都奈とよむべきなりかくて此、次なる句を隔て下に無久とあれは其、心に見るべし既にもいへる如く上代の家造りは何所も何所も葛もて結固めし物なるが故に其の結目の緩ぶことなくとはいへるあり○取替針音章乃噪岐 取は上なる引結帶音の引と同じく添たる詞のみ加夜は何にまれ屋根音む料の章をいふ名なり噪岐とはさわぎといふに同じくて鳥などの啄みちらし或は風などのために吹き亂るゝ類をいふにて凡ては屋、上に取り替く所の加夜のみだれなくこの、ろなりさて上なる葛目のゆるびもこゝなる草のろゝさもともに妖神のなさしむる妖事なればかくは言祝申せること○御床都比能佐夜伎 此、對に夜女能云々とあるは夜御殿のことをいふこと著けれ

はこの御床は晝御座をいふなること明けしさて都は之に通ふ辭。比は邊にて御床之邊といふ義なり佐夜伎は佐和伎といふとれおと語にて凡て物の音の喧しく騒しき事なりさればこゝにては御床の木の繼合躰入の所なごのさしりなる事なくとの祝言を斯て此下にも無久といふべきを句を隔て、下に同語のあるをもて省ける。○夜女能伊須々伎。夜女は夜目にて夜眠れる間をいふ伊須々伎の伊は發語にて須々伎とは後世すゝろといふに同じくして心も心ならずすゝろささわぐ事ありされば此は夜ねむれる間ものにおろはれなごして驚く類をいふあり○伊豆都志伎の伊も發語にて豆都は都々美那久の都々と同じくして障り滯る意の詞なり志伎は詞の活用なりさて此は上の御床都比能佐夜伎と夜女能伊須々伎との二つをうけてさる類の伊豆都しきことなくと云るあり○平氣久安久奉護留云々とは上に述べ來れる如く大殿の屋根。柱。桁。梁。戸。隔。御床までことごとく祝ひつくまつたるが斯く平けく安けく大殿を護ひ奉り給ふ神の御名を申さばとあり奉護留とは守護り幸はへ給ふをいふ○屋船久々運命。御名の意。屋船は既に云へるが如し久々は莖にて莖は草

書に草木之幹也とあり運は男を尊む稱なり斯て此は上に屋船命とある所にもいへる如く豐受姫命の木に幸はへ給ふ幸魂の御名にますが故に木の主要とある所の莖を以てたへ奉れるなり○木靈也とは諸の木はみな此神の御靈幸ひによりて生れる故にいへり○屋船豐宇氣姫命。此は屋根に聳く所の草を幸はひ給ふ豐受姫命の幸魂の御事を申せる然れば此御魂の御名をもて草野姫とか野槌とか申すへきを斯く本御躰の御名もて稱へ申せる故は平田翁の説に此神實は稻を生し給へる神にますを餘草をも生し給へるは其幸魂の御業なるが故に此はろの本つ御魂の名もていへること云はれたるが如しあは上に屋船命とある所に記したる鈴木氏の説見合すべし○是稻靈也とは豐宇氣姫命てふ御名によりて此神の本御魂の御功徳を註せるこ五穀はすべて此神の御靈によりて生れるを稻は其五穀の中にて主とある物ある故にろの稻をわけて稻靈也といへる○宇賀能美多麻は豐宇氣姫命のまたの御名之然るをこゝに俗謂といへるは甚じき非説とさて御名義。宇賀は宇氣と同じくして食の義之美多麻とは食物の御靈とます神なる由の御名之○以



辟木束稻一置於戸邊 鈴木重胤翁云其狀いかに有、けむ今知るへからされども辟木は立て置き束稻は穂を下へ向て垂るゝあるへし今國々にてする所の正月の飾りに物する門松注連繩なども此に似たることと 正裕云此説によりておもふに戸は借字にて門の義なるへし〇以米散屋中 重胤翁云神事に物する散米にて此は殊に妖氣を拂ひ不淨を清々しくすることある故に諸神事に遣り傳はれるものとおぼえたり 忠行云この散米行事は豐受大神の御稜威もて妖物を拂ひ退くる神法にて今の俗に鬼やらひとて節分に豆うちまくも此意なり又戸邊に辟木と束稻とを置くことは平田大人の説に稻は豐受姫命の御靈によりてなれる物なる故にその憑座に置き木はるの分靈久々通命の御靈に成れる物おればるの憑座としてねけるあらむ斯て散米する事は惡神に饗する由に非ず此は妖鬼の甚くさらひ恐るゝ物なる故に鬼追ふとしてうちらはらふ意なりといはれたるが如し〇御名乎波より以下奉福爾依氏といふまでの詞はすべて上に出たり〇齋玉作は齋み清まはりて玉を作る人にて此は齋部氏の一族 檜明玉命の裔なる事古語拾遺姓氏錄等に見

えたるが如し〇瑞八尺瓊能云々 瑞はみづくしく美はしきをいふなり八は彌なり尺は佐明の略にて佐は眞に通ふ美言あり瓊はすべて物の美麗しくめでたきをなめいふ言なること新年祭詞に赤丹穂とある所にいへるが如しされば瑞八尺瓊とは玉のうるはしきをなめていふ言なりさてまた御も眞にて美言なり吹伎は借字にて壽の意に祈禱の意をなれたる詞ありこの祭を大殿はがひといふはがひは即ちこのほぎを延たる言なり五百は玉の数の多さをいひ都は一つ二つのつにて物の數をかぞふる聲あり統は五百都とかき多くの玉を結もて貫穿き織織たるをいふにて須夫流と語通へり〇明和幣和幣 氏は多倍の約にて多倍は織物の總名なり明といひ曠といふは其の光澤と染色との美しさをいひ和は其實のにごく和らかなる由は新年祭詞にいへるが如し〇齋部宿禰 この齋部は氏名にて宿禰はかは祭ありかはねは朝臣宿禰直ると種々ありて氏々の階級に上より給はせるものあり〇言善伎鏡奉事能云々 重胤翁云此は上に天津奇護言乎以正言善鏡白久とある結びありかく種々の家具をあらへ擧てられくの言善をなして屋船命の御靈を齋ひ鏡

むるが尙は遺る所あらむかど其心づかひして漏落むこと、は云るこ○神直日命  
大直日命 此二神は伊邪那伎、命夜見國に到りませる様をばらひ清め給はむとし  
て身源し給ひてまづ八十禍津日神を生し給ひしを次にうの禍を直し給ふとてこの  
二柱を生し給へりされば御名、義は直とは禍事をよきに直し給ふよしあり日は奇  
靈の比にて禍事を直し給ふ御幸はひのくしびなる由の稱言あり○聞直志見直志  
聞直志とは言壽ぎ申せる事の足はぬをばよきに聞直し給へど見直志とは漏れ落  
ちて足はぬ幣帛を足幣帛と見直し給へとの稱言なりされば聞直志は祝詞に係り見  
直志は幣帛にかゝれる言あり○平氣久安氣久云々とは屋敷神の御心平らかに此、  
大殿を主領さ知し食し給へど申すあり

詞別白久大官賣命登御名乎申事波皇御孫命乃同殿能裏  
爾塞坐氏參入罷出人能選比所知志神等能伊須呂許比阿  
禮比坐乎言直志和志古語云云坐氏皇御孫命朝乃御膳夕乃

御膳供奉流比禮懸伴緒襁懸伴緒乎手躡足躡古語云云不令  
爲氏親王諸王諸臣百官人等乎已乖々不令在邪意穢心無  
久官進米進官勤爾勤之米咎過在乎見直志聞直坐氏平良氣  
安良氣令仕奉坐爾依氏大官賣命止御名乎稱辭竟奉久白登

詞別白久とは本文にいひ足はぬことを後にまた文を改めて云ひ起すとき用る詞  
あること新年祭、詞にいへるが如し○大官賣命 御名の意は古語拾遺に令大官、  
賣神侍於御前是太玉命久志備所生神如今世内侍とある如く天照  
大御神の大宮内に侍らひませりしより負ひ給へる御名にて賣は女の通稱なりさて  
此神はこの故事によりて歴世の天皇の大宮内に鎮りまして天皇の大御身を護  
り幸はへ給ふが故に大殿祭にも斯く詞別て其の御靈幸ひを乞ひ祈み申せるなり○  
同殿 止乃は處主の意にて大官處の主たる由なれば天皇の日夜しづまりませる身

屋に局れる名なり○塞坐とは神の御稜威をおし張りて御殿内に充塞がり在すといふ○参入罷出人能参は賤しき所より貴き所へ向ひ行くをいひ罷は貴き所より賤しき所へ退き去るをいふされば此は日々大宮内へ出入する親王諸王諸臣等の事をいへる能は乎の意なり○選比所知志とは天皇の大御許に参入罷出する人の善悪を鑒定め給ひて然るまじき人の出入を止めさせ給へとなり○神等能伊須呂許比云々神等は禍神たちをいぬあり伊須呂許比の伊は發語にて須呂は須々呂の略許比は伎の延言にて須々呂伎なりされば此は上なる伊須々伎と同言にて心も心ならずたらさわぐをいふ言にて彼の禍神たちの荒ぶる状をいふなり○言直志とは言語をもて禍神の曲れる所爲を直すをいひ和志は御業をもてるの荒びを和め鎮むるをいふあり○比禮懸伴緒 比禮は和名抄に領巾項上飾也日本紀私記云々比禮とありて古はすべての女の裝飾にして項より兩の肩にかけて前にたるものなり其の中にも御食に仕へ奉るに殊に比禮をかくる由は比禮はもと振て蟲とをばらはむために懸るものなりしに因れることなるが後には遂に禮服とされるなり伴とは官職

にされ何にされ一部ともなふをいふ登母賀良などといふも此意なり緒は長の本語にて伴緒はろの部属の長をいふなりかくて此は懸懸伴緒と對へいへば専ら大御食に仕る采女をさすなり○懸懸伴緒は御食を造りまつる男の部の長をいふなりすべてかゝる業する人は不淨を避け且は手の働きをよくせんために櫛かくる由すに祈年祭の末にいへるが如しさて上ざる比禮懸伴緒とこの懸懸伴緒とは共に其の部の長をのみいふにはあらずろのしもに属たる部属をもこめていへるなり○手蹟足蹟 まがひとはもくりなく過つことといふされば手蹟とは御膳を取りはづして落す如き事をいひ足蹟とは御膳物を捧げあがらつまつさ倒るゝ如き事をいふなり○親王諸王云々 親王諸王のことは既にいへり諸臣とは公卿大臣たちをいひ百官人はろの下に隸屬たる官人どもをいふなり○已乖々とは上にいへる人たちの心一致にあらすして已々が向々に氣隨あるをいふなり○邪意穢心 邪も穢も大凡にたる事なるを其をしも斯くさまに重ねいふは文を飾るがためなり○宮進米爾進とは大宮仕へに怠退くことおく進み勵みて仕へ奉るをいふ此下にも志米といふ詞

のあるべきを次なる詞にもつりて省けるなり○宮勤爾勤 此も上なる詞とほく同  
じ意にて宮仕へに緩み惰ることなきをいふ 正裕按に宮進も宮勤も共に辨言にて  
これが下につきたる進と勤とは用言ありされは夜守日守爾守などいへる例にて  
宮進といふことに進めぬ宮勤といふことに勤めしめ給へといふ意あるへま○見  
直志聞直坐 此は親王をはじめて百官人たちのあせる行爲と物いふ詞とに咎過の  
りて曲れる事のおらんをばよき方に見直し聞直し給ふといふありされは見直志は  
行爲に係り聞直は言とひに係れる詞なり○大宮賣命止云々とは上に擧たる如き御  
守はことごとく此神の大宮内に塞りまして預り所知食す御靈幸ひに依れる事あ  
る故にかく御名をしも大宮賣命とは稱へまつるごととなり

○御門祭

櫛馨 籬豐 馨 籬命 登 御名 乎 申 事 波 四 方 内 外 御 門 爾 如 湯 津  
馨 村 久 塞 坐 氏 四 方 四 角 利 疎 備 荒 備 來 武 天 能 麻 我 都 比 登

云神乃言武惡事爾古語云三麻相麻自許利相口會賜事無久  
我自上往波上護利自下往波下護利待防掃却言排坐氏朝波  
開門夕波閉門氏參人罷出入名乎問所知志咎過在乎神直  
備大直備爾見直聞直坐氏平久良氣安久良氣令奉仕賜故爾豐  
馨 籬命 櫛 馨 籬 命 登 御 名 乎 稱 辭 竟 奉 久 白

御門祭 鈴木重胤翁云祝詞式にこの御門祭詞を斯く別條に出されたりと雖も  
の式は大殿祭に就てともに行はるゝ事にて異には其の詞別の如くなるなり云々  
てかく此詞の大殿祭につきて其詞別の文なるもまた爾ある古傳なりさるは屋船  
命と申すは御殿は更なり御門にも何にも木をもて造り草を以て覆ひて屋根とする  
所は悉く此神の恩顧による所なるが其内にある所の物事を大宮賣神此を防ぎ  
護りうの戶外にある物事は御門神此を守り給ふが故に彼此相分るゝが如くなれど

も共に屋内にしてある事なれば其に屋船命に屬てど祭らるべきことなりける云々  
此、詞の始に楠整屬豐整屬命御名乎申事とあるは上なる詞別に大宮賣命御名  
乎申事とあるに同じくして此をほかの詞の例をもて見るに此、上に今すこし言の  
あらぬはなきにこれのみかゝるは落たるが如くなれど此はいひしらぬ味にて大  
殿祭の詞別と相並べるが故なり 正裕云この重胤翁の説いとく委しきを今は所  
狭くてことごとくは記しがたきをもて其、主とあることのみを摘出で且つ文のさ  
まも少さか易へて引たれば見む人どがむることゑかれ

楠整屬豐整屬命云々塞坐座 重胤翁云此は大殿祭の詞別に大宮賣命御名乎申事  
波皇御孫命乃同殿能裏塞坐座とあるに對せる文あり然れば上に詞別白久とあるは  
此、詞にも係れること決さるものなり云々御名乎申事と云るはもとよりの御名に  
らむ其守り給ふ事につきて稱へたる所なるか故に初、句の上より云々、神と云々と  
御名を申すこととはとある意ありうは楠整屬豐整屬命は本名天石戸別神なるを御門  
を守り給ふ由を以てしか稱へたることの本をあらはす故にかくはいへるこ 正裕

云楠整屬豐整屬命と申すは天石戸別神の亦、名とは平田大人の説にて重胤翁の  
考、にはあらざるかこの神の本名は天石戸別神と申して一柱なるを右の如く  
二柱にたゝへ申せる事はいかゞと思ふ人もあるべけれどかゝる例は他にもあるこ  
とにて異しむにたらざるは此、神の事は祈年祭御門、巫、祭神の下に御名、義を始て  
種々いへる事あり合せ見へしさて上なる詞別に大宮賣命御名乎申事とあるも全  
く此所と同義なりさるは大宮賣命の本名は天宇受賣命なること平田大人の説の如  
くなればこのこと上にいふへかりしを忘れたれば此所に記せるなり○四方内外  
御門 大宮の周圍には内、重、中、重、外、重とて三重の垣ありてその四方には各、  
門あるが故に其を兼て四方内外御門とはいふる事○四方四角とは東西南北と  
隔々をいふなり○疎櫛荒櫛來武とは天皇祖神の御言向に従はせし皇孫、命を  
疎みて災害をなし奉らむとして大宮内へあらび來るといふ○天能麻我都比登云神  
麻我は禍にてすべて惡事といふ津は之にて比は奇靈の比さる此神は萬の禍を  
あすことに奇靈なる御徳ある故にかゝる御名を負ひませるこ 忠行云此、天てふ

ことは天宇受賣命。天手力男神と申す如く稱へ奉れる言には非ず其は能字を加へて書されたるにて炳焉しさて須佐之男命の天上にて荒び給ひし事は實はるの荒魂禍津日神の御行爲にて是よりよき保食神の神徳を罵りて擊殺し給ひしもはら荒魂のしわざとされば天皇の大段に於ては禍津日神の天上にておしたる言行即ち天の禍事の如きことに御門、神の御心を合せ給ふ事なくして禦ぎ退け給へど申すなり殊に屋船豐受姫ノ太神即ち保倉神は右の如く禍津日神のために書をも被ふり給ひしほどの事なればかゝる御祈はあることこの言武惡事 重胤翁云こは爲武といふへきに似たりと雖も 行は事にて事の用は言るれば必きかくいふへし  
 ○相麻自許利 こは次なる相口會と對句るれば麻自許利は交はり難りなどいふもとは同言にて交礙なりされば俗に熱心に交際するといふ意にて妖神のなす禍事に相交はりて共々に惡事をなすをいふるり○相口會とは彼の妖神のいふ惡言に口を會せて相共に惡言をいふことこ 正務云かく交礙るも口會ふもともに御門、神にかゝれる事なる由は上なる忠行翁の説の如しさて阿閉は阿波世の約りにて合會の

意なること古説の如くなり○待防掃却とはかの疎び荒びつゝ入り来る妖神を此方にて待ち構へ防ぎ居て大宮内に入れしめじと掃ひ退け遣るをいふるり○言排坐座曾介とは遠く彼方へ離放る意の詞なりされば言排とは彼の妖神の惡事惡言をもて御門、神を交礙り口會へしめむとするをさる惡計にたふらかされ給はず御詞もていひはるら給ふをいふるり○參入罷出人名乎云々 此は上の詞別に參入罷出人體選此所知志とあると同じ意にて宮仕へする人の善惡邪正を問ひ選びて然るべからぬ人をば御門、内に入らしめ給はざるをいふ○平其氣久云々稱辭竟奉久登白 重胤翁云二神の名の楯と豐とをこゝにては反して對へたりさて此は上の詞別の結文に少さかも違ふ所なしされば此、文の然對へるを以ても大殿祭、詞は本文にて上の大宮賣命、詞と此、詞の二は共に屬たる詞別なることいふく著さるものなりかし

○六月晦大祓。十二月

集侍親王諸王諸臣百官人等諸聞食止宣天皇朝廷爾仕奉

留比禮挂伴男手襁挂伴男靴負伴男劍佩伴男伴男乃八十  
伴男乎始氏官官爾仕奉留人等乃過犯家雜雜罪乎今年六  
月晦之大祓爾祓給比清給事乎諸聞食止宣

高天原爾神留坐皇親神漏岐神漏美之命以氏八百萬神等  
乎神集集賜比神議議賜我皇御孫之命波豐葦原乃水穗  
之國乎安國止平久知所食止事依志奉伎如此依志奉志國  
中爾荒振神等乎神問志賜神掃掃賜比語問志磐根樹  
立草之垣葉乎語止氏天之磐座放天之八重雲乎伊頭乃千  
別爾千別氏天降依志奉支如此久依志奉志四方之國中登

大倭日高見之國乎安國止定奉氏下津磐根爾官柱太敷立  
高天原爾千木高知氏皇御孫之命乃美頭乃御舍仕奉氏天  
之御蔭日之御蔭止隱坐氏安國止平久所知食武國中爾成  
出武天之益人等我過犯家雜雜罪事波天津罪止畔放溝埋  
樋放頻詩串刺生剝逆剝尿戶許許太久乃罪乎天津罪止法  
別氣國津罪止生膚斷死膚斷白人胡久美己母犯罪己子犯  
罪母與子犯罪子與母犯罪畜犯罪昆虫乃災高津神乃災高  
津鳥災畜仆志蠱物為罪許許太久乃罪出武如此出波天津  
官事以氏大中臣天津金木乎本打切未打斷氏千座置座爾

置足オキタ波志ハシ天津菅曾乎天津菅曾乎本对斷未对切本对斷未对切八針爾取辟八針爾取辟天津  
祝詞乃太祝詞事乎宜禮如此久乃良波天津神波天磐門乎  
押披オシヒキ天八重雲乎伊頭乃千別爾千別天八重雲乎伊頭乃千別爾千別所聞食武國津  
神波高山之末短山之末爾上坐神波高山之末短山之末爾上坐高山之伊穗理短山之伊  
穗理乎撥別穗理乎撥別所聞食武如此所聞食所聞食武如此所聞食皇御孫之命乃朝廷  
乎始乎始天下四方國罪止云布罪波不在止科戶之風乃天  
之八重雲乎吹放事之如久朝之御霧夕之御霧乎朝風夕風  
乃吹掃事之如久大津邊爾居大船乎舳解放乃吹掃事之如久大津邊爾居大船乎舳解放放氏大海  
原爾押放事之如久彼方之繁木本乎燒鎌乃敏鎌以原爾押放事之如久彼方之繁木本乎燒鎌乃敏鎌以氏打掃

事之如久遺罪波不在止祓給比清給事乎高山之末短山之  
末與佐久那太理爾落多支都速川能瀬坐須瀬織津比咩止  
云神大海原爾持出武奈如此持出往波荒鹽之鹽乃八百道乃  
八鹽道之鹽乃八百會爾座須速開都比咩止云神持可吞  
如此久可吞波氣吹戶座須氣吹戶主止云神根國底之  
國爾氣吹放牟如此久氣吹放波根國底之國爾坐速佐須良  
比咩登云神持佐須良比失牟如此久失波天皇我朝廷爾仕  
奉留官官人等乎始牟天下四方波自今日始牟罪止云布罪  
波不在止高天原爾耳振立聞物止馬牽立波今年六月晦日



夕日之降乃大祓爾。祓給比清給事乎。諸聞食止宣。四國卜部等。大川道爾持退出。祓却止宣。

六月晦大祓(十二月准之) 祓てふ事は古事記に伊邪那岐命の黄泉に到り坐せる穢を清め給はむとて筑紫の橘小門にして大御身に着けませる物をことごとくぬぎ捨て給ひて祓身滌し給ひけるより起りて其後にもつぎ絶えず行はれけむを上代の書どもの中に古語拾遺神武天皇ノ段。古事記仲哀天皇ノ條。日本紀天武天皇文武天皇の御代あとの外に大かた見えたる事なきは記しもらされたるなりとも。祓とは人々より祓物を出して其身につきたる罪穢を掃ひやらふ由あるが其、祓といふ中にことに大祓といふ名は一人の祓には非き廣く諸人の祓をすることあるが故に大とはいふ之斯て大祓に二つの別あり其は諸國に令して天下の庶人ことごとくになさしめ給ふと朝廷の百官をして行はしめ給ふとの二ツ之神祇令に凡々六月十二月晦日ノ大祓ニハ東、西、文、部、上、下、祓、刀、讀、祓、詞、訖、百、官、男、女、聚、集、祓、所、中、臣、宣、祓

詞ト卜部爲ニ解除トありてこの六月と十二月との大祓は朝廷なる百官の祓にして諸國のにはあらず諸國のは殊に月日の定めとてはさく其を行ふべき時に臨み使を遣はして行はしめらるゝとされど百官の大祓とても二季の晦のみには限らざ大嘗祭。齋宮卜定などの如き大式あるをり或は内裏に穢のありし時などには臨時にも行はれし事古書どもに見えたりかくて此、詞は天、御祖神の御事依しを本として神武天皇の御代に當時の事實を合せて天、種子、命の綴り成せる詞なるが其、後の御代とありても次々にすこしづゝ書き加へて遂には今つたはれる如きものとなれりしなり 忠行云古事記に於是八百萬、神共ニ議、而於ニ速須佐之男命ニ負ニ千位置戸、亦切ニ鬚及手足、爪ヲ令、祓、而神夜良比夜良比岐とあるはこれぞ今、世に行はるゝ刑法の起原なりける今本の古事記には令、祓の祓を抜に誤りて訓をつけたるは非、古本に祓とあるを正しきさて大祓てふことは高千穂ノ宮に天下しろし食し、天皇の御世より月毎の晦日に其式を行ふて朔日を迎ふるわざのありしこと、聞ゆるを後には六月と十二月との二度につがねて行ふ事となれりしなり

聞食止宣 宣とは俗言に申し聞けるといふ意なること既にいへるが如し斯てこれより下にある宣はみな中臣の此詞を諸に云ひ聞する由之○比禮挂伴男 比禮は古へすべて女のかけたりし物ある事また伴男の事などはくはしく大殿祭の詞にいへるが如くにてこゝも手懸挂伴男と對へ其外も宮中に仕るわざある人どもをいへれば大御食に仕奉る采女を専らと指て云ふなり○手懸挂伴男は大御食造り仕へ奉る膳部の長をさしていふなる事すべて大殿祭にいへるが如し○靱負伴男 靱負伴男 靱は矢を入れて脊に負ふもの之靱佩とは太刀を腰につくるをいふ此二つの伴男は今世の近衛のたぐひなる武官をいふなりさて此所に右四つの部長をのみ舉げたるは多くの中にて少さか摘み出していふ古文の例にて此中に此外の部長どもをこめたるあり○八十伴男 乎始氏 八十伴男とは公に仕へ奉る百の官人をすべしへるにて即ち上なる四つの伴男と其外なる多くの伴男どもをも悉くとり總ていふ之乎始氏とはろの部々の長々を始めとして其下々までもといふ意之○官々爾仕奉留人等 官々は上ある八十伴男の統轄る多くの官廳をいふ仕奉留人等はろ

の部長どもの下に屬て公事に仕へ奉る人どもをいふ之○過犯家牟雜々罪 過とはこと更に心ありて犯すにはあらずで覺えずありゆくをいひ犯すとは慎しみてすまじき事をつゝしませ等閑に大ろかにするをいふ之雜々罪は即ち下ある天罪國罪の種々之○六月晦 つごもりは月隠てふ意の言にて月の始の日を月立といふに對へたる言之○被給比清給とは朝廷より此大被をなし行ひ給ひて官々に仕へ奉る人たちの罪穢を祓ひ清め給ふをいふ○諸聞食止宣 諸とは上なる比禮挂伴男云々官々爾仕奉留人等とあるをさすありさて大被の詞はこの次ある高天原爾云々といふよりぞ初めにて是までの文は被の詞には非き百官の大被の時にのみ別に加へてまづ初に宣る詞にかくて此二段のうちには天皇朝廷爾といふより以下の一段は文ことに古くして甚々めでたしこれ上代に百官の大被の時くはへて宣りたりし詞あるべしされど今年六月晦之といふ六字と初に集侍親王云々諸聞食止宣とある一段とは後に二季の大被の定まりたりし時に加へたる詞なるべしさて高天原爾といふより以下の被の詞は天下萬民の大被の詞あるを百官の大被にも兼ね

て用ひられたるものなれば萬民の大祓のをりには以上の二段は省きて宣らざるなり

神漏岐神漏美は高皇産靈神。神皇産靈神の御事ある事は既にいへるが如し○命以  
氏とは詔命を以ておほせつけらるゝをいふ○八百萬神等とは神たちの數多き至極  
をいふ○神集々賜比神議々賜氏 都度比と都度閉とは自他の差にて都度比は自ら  
集ふなり都度閉は令集の約にて他を集はしむるなりこゝは神漏岐神漏美の詔  
命もちてつゞきはしむるをいへば都度閉とよむべきなり波加里とは俗に相談する  
いふことなり斯て此、二つの神は神たちの御所爲にかゝれる事を申すときに冠ら  
せていふ言なること既にもいへるが如し○我皇御孫之命、我とは皇祖神たちの自  
の事をのりたまふこととてこの御孫之命は邇々藝命をさして申し給へるなり○  
如此依志奉志國中爾 この詞の中に國中といへるに二つの意あり一は俗言に國中  
といふ意にてこゝは是れに當れり今一は四方之國中とあるは四方の國の中央  
といふ意なり故れ一は久奴知と訓み一は久爾那加とよむべきあり○荒振神等と

は荒び伊知速びてあしき神たちをいふ○神問志爾問志賜云々 とはしはどひを延  
たる言なるがわのづからわがめ言ともおられるありさて此、事どもの大凡は日本紀  
の皇孫御天降、段に經津主、神武甕槌、神を天降し給ひて大名持、神に問はせ給へる  
天津神の御詞に高皇産靈、尊欲降、皇孫、君、臨此地、故、先、遣、我、二神、驅除、平定  
汝、意如何、當須避、不とありてこれ即ち此、詞に神問志爾問志賜といへるに當りて  
此は主と大名持、神に係りたる事なりかくて大名持、神は天津神の御言のまに  
此、國を皇御孫、命に避り奉り給ひしかば天下の荒ぶる悪き神をもことごとく拂  
ひ平げて右の二神は天上ある皇祖神に復命ををし給へり是れ即ち此所に神掃々と  
あるに當りて荒ぶる神をもに係りたる事なり○語問志云々語止氏 これらの詞の  
意はすべて大殿祭、詞にいへれば立ち歸りて見るべし樹立は同詞に木根立知とある  
によりて紀彌多知とよむべきなり○天之磐座故とは今皇孫、命の下、國へ天降りま  
さんとするによりてこれまで天上にて常にねはしまし、御座を離ち奉るをいふ  
りさて此、御座をしも磐といへるは堅固くして長久あるよしを以て稱へたるあり

○天之八重雲乎云々 八重雲は大空に幾重もくたち重れる雲をいふ伊頭は稜威にて勢イキホヒの盛なるをいふ言ありこは皇孫命の天降り給ふ時の御供に仕奉りし神等のあまたありてその御勢の嚴しかりし様をいへるなり千別は日本紀に道別と書れたる意にて道排ミチヒラキして行くをいふなり 正裕云千別爾千別と重ねていふは祈年祭御門祭の條に夜乃守日乃守爾守とあり大殿祭の詞別に宮進米爾進宮勤爾勤などある類にて上ある千別は名詞下あるは動詞之○天降依志奉支 皇孫遷々藝命の御事はこゝまでに云ひ結めて次なる四方之國中といふより下は神武天皇このかたの御事どもを申せるあり○四方之國中は天ノ下四方の國の中央あり○大倭日高見之國 大倭は畿内の大和ノ國をいふなり日高見之國とは本居大人の説に山遠くしてうち晴れて平らかに廣き地をいふあり山の近き地にては山と空なる日との間ちかく見えて日を見ること低きをうちはれて廣き地は山の遠き故に山と空なる日とのあひだ遠くして日の高く見ゆるものなればなり大和ノ國の中央は廣く平らなる地なるを以てかくいへりと云はれたるか如し○安國止定奉氏とは大和ノ國を都

として天下を安見し給ふべき國と定むるよし之(安見し給ふとは安らかに治しめし給ふをいふ)○下津磐根爾宮柱太敷立といふより安國止平氣久所知食武といふ迄の文は神武天皇よりこなたの御代々々大和ノ國に大宮を定め給ひて天ノ下治め給へりし事を申せるなり此レ等の詞の意はすべて祈年祭の下にいへれば今さらに注さる○國中爾成出武 國中は大八洲國の内のすべてをいふにていはゆる國中の義あり成出武とは漸々に生れ出づるをいふ○天之益人とは此ノ國ある人民をいふを其は世ノ人は死ぬるより生るゝが多くて代をふるまゝに其數の増し加はるものあるが故に益人といへるなりさて此ノ國の人も其もとは天ノ神の生み給へりしものなれば其いはれによりて天之神をほめて云るあり○過犯家牟 本居大人云もろくの罪條の中にはれのづからなる穢又れのづからなる災などもあるは過犯といふべからざるに似たれどもこは然くはしく事を分けていふべき所には非ざれば姑く過犯罪につきてもいふべく又れのづからなる穢災なども其身にこそ過犯したるにはあらね他よりいへばそれと同じく過犯せるなり○雜々罪事

雑々は種々にて即ち次なる天ッ罪國ッ罪をまづ一ッに合せていふなり○天津罪止  
 此、次々に擧たる七つの罪は須佐之男、命の天上にて犯し給ひし罪なるが故に此、  
 類の罪をば後に此、國人の犯せるをも天津罪といふなり止は登氏といふ意の辭に  
 てといひてと云、むが如し○畔放 畔は今いふ阿世の事にて田と田との間の界と  
 し又水を貯ふるための物なるを取、放ちて界をみだし水をも湛へしめぬなり○溝  
 理 溝は遠き所より水を引きて田にろ、ろ爲の物あるを埋めて水をひくべき由な  
 からしむるなり○樋放 樋は溝または池に造り構へて常には板もて塞て水を貯へ  
 置きて其、水を田にひき用ふべき時にかの板のせきをばとり放つ事なるに水の用  
 なき時に放ちもらして田に水をあふれしめ且、用ある時の貯へをも失はしむるな  
 り○頻時 しきとは幾度も重なる意にて種子を一度まき置きたる上へ又重ねてま  
 くをいふなり○串刺 串はすべて鋭く尖りて物を刺すもの、名なりされば此は  
 耕作する田人の足を害はんがために其、串を多く田、中に隠し刺したて置きて下た  
 ち難からしむるしわざなり○生刺逆刺 生刺とは生てある獸の皮を其、まゝに刺

くをいふ逆刺とはすべて獸の皮をはくは尻の方よりさかさまに頭の方に刺さるも  
 てゆく故にいへるにて生刺と同じ事なるをかく重ねていふは文の勢なりされば生  
 刺の逆刺と心得ばこの意明かに得らるべきなりさて此は古事記に穿、其、服屋  
 之頂、逆刺、天、斑馬、刺、而所、墮、入、時、云々とある悪事をいへるあり 正裕云生  
 刺を今本にはイケハギと訓めれ、イケは令、生の約めにてこゝには穩、みならず故れ  
 今はイキハギと訓み改めつ○尿戸 本居大人云戸は借字なり久曾閉と訓べし閉は  
 閉理の理を省けるにて尿閉理とは古事記に尿麻理とあると同、事にて尿をするを  
 いふなりさて此はもと須佐之男、命の犯し給へるは大嘗殿を穢し給へるによりて  
 の罪なれば此國土ある人のうへにても穢すまじき所をば此、業をして穢すを罪と  
 はするなるべし○許々太久乃罪 本居大人云許々太久とは物の數の多かるを計ら  
 ずして大よろにいふ事ありさてこゝに許々太久の罪といふは大祓の時に求むるに  
 右の類の罪どもを萬民の犯したるが多くあるをいふなり天つ罪の條目のなほ外に  
 も多しと云、には非きさてこゝは委、いは、云々こゝだくの罪出武、れをば天津

罪と宣別イワクケといふ意なるを出武イサケといふ言をばこには省けるなり國津罪のところに出武とあるに准ナラへて心得べし○法別イワクケ 又云。法は借字にて宣別イワクケなり大祓の時民どもの犯したる罪どもを求めて多く出たる中に右の類の罪どもをば別コトにしてこれくは天つ罪と云て分るをいふ○國津罪止八 此は上なる罪條どもを天津罪と分けいふにつきて其レに對ムカへて其レ外の罪どもを國津罪といふなり止八は止云波といふ意なり○生膚斷死膚斷 本居大人云こは生イキたる人にもあれ死シカガ軀ミにもあれ其レ膚クに疵キズをつくる穢ケガレをもて罪とするなり人の身を傷シコふ惡行の方をもて罪とするには非ヒき云々斷タツとは切るをいふなり○白人胡久美 白人は面頭手足を始ハジメとしてすべの膚色ハダノイロ眞白マシロにて俗ヨコに白子シロコといふものさどの類をいふなり胡久美は俗ヨコに贅肉コブ疵キズなといふ類のあるものをいふ斯て此レものどもは共にきたなき物なる故に其レ穢ケガレをもて罪とするなり○巳母犯罪とは子たる者が巳レの母を犯しマカるをいふ○巳子犯罪とは親たる者が巳レの子を犯しマカるをいふなり○母與子犯罪とはまづ一人の女メに娶アヒて又レその女のさきに他男アノオトコに嫁トツぎて生ムスむる女子ムスメのあるをも合せて後に犯すをいふなりされば母とは其レ女子に對ムカへていひ子とは其レ母に對ムカへていへるにて上ある二罪の如くに巳レが母巳レが子を犯すには非ヒきさて此はまづ其母にあへるは罪に非ヒきして後に其レ子をも合せてマカるが犯マカるの罪となるなり○子與母犯罪とはまづ或る一人の女子ムスメに娶アヒて後にまた其レ女子の母をも合せて犯すをいふなりされば此は先づ其レ女子に娶アヒへるは罪にあらざして後に其レ母をも合せてマカるが犯罪なり○畜犯罪 氣母クモ能ノは飼物カヒモノの加比カヒを約アヒむれば伎キあるを通はして氣キといへるにて此は牛馬雞犬羊豕ウシウマトリイヌの類をいふなりこれらの物は人ヒト、家に飼カヒひれく物なるが故に飼物カヒモノとはいふなり斯て此レ物どもにマカるも其レ穢ケガレを以て罪とするなり○昆蟲乃災 此レ事は大殿祭イサノミタマエ詞コトにいへれば立タちかへりて見るべしさてこれより以下シモの三條は災を以て罪とするなり○高津神乃災 高タカとは虚空ソラのことにて津ツはツ辞ハジメありさて高津神は雷カミまたは俗ヨコに天狗テングといふ物の類にてこれらの物は虚空ソラをとびありく物なるが故に高津神とはいふなりされば雷カミにうたれ天狗テングに捕トり去サらるゝ類をば高津神の災といふなり○高津鳥災 高津鳥とは空ソラ燕ツバメ鳥トリといふ意にてたゞ鳥の事なりさて此レ災

すをいふなりされば母とは其レ女子に對ムカへていひ子とは其レ母に對ムカへていへるにて上ある二罪の如くに巳レが母巳レが子を犯すには非ヒきさて此はまづ其母にあへるは罪に非ヒきして後に其レ子をも合せてマカるが犯マカるの罪となるなり○子與母犯罪とはまづ或る一人の女子ムスメに娶アヒて後にまた其レ女子の母をも合せて犯すをいふなりされば此は先づ其レ女子に娶アヒへるは罪にあらざして後に其レ母をも合せてマカるが犯罪なり○畜犯罪 氣母クモ能ノは飼物カヒモノの加比カヒを約アヒむれば伎キあるを通はして氣キといへるにて此は牛馬雞犬羊豕ウシウマトリイヌの類をいふなりこれらの物は人ヒト、家に飼カヒひれく物なるが故に飼物カヒモノとはいふなり斯て此レ物どもにマカるも其レ穢ケガレを以て罪とするなり○昆蟲乃災 此レ事は大殿祭イサノミタマエ詞コトにいへれば立タちかへりて見るべしさてこれより以下シモの三條は災を以て罪とするなり○高津神乃災 高タカとは虚空ソラのことにて津ツはツ辞ハジメありさて高津神は雷カミまたは俗ヨコに天狗テングといふ物の類にてこれらの物は虚空ソラをとびありく物なるが故に高津神とはいふなりされば雷カミにうたれ天狗テングに捕トり去サらるゝ類をば高津神の災といふなり○高津鳥災 高津鳥とは空ソラ燕ツバメ鳥トリといふ意にてたゞ鳥の事なりさて此レ災

は重胤翁の説に怪鳥アヤシキトリの家のあたりに群ムラり来て妖マカをなす類をいふなり鷲ウツヒなどの小兒コドモを掬ツカみ去るなどは云ふも更さらありすべて人ヒトの家イヘに不祥フサイを導ミチく悪鳥アクトリなど世に多オホき物モノあり其そのらの災ガイすなはち高津鳥タカツトリの災ガイなりといはれたるが如し○畜仆志ウチボシ 本居大人云多布志タフシは令アサ斃シにて殺すをいふさて此はいかなるわざにかさだかならねと思ふに上ウ代人の家イヘに養カへる牛馬ウシウマなどを忽トに斃シれしむる術ワザなどありて行ユひし事コトをありけむろは其その主ヌシを恨ウラみ憤イふることなどありて仇アふしわざなりされば此は次の蠱物クモモノと同じ類の罪ツミとすべし○蠱物クモモノ爲ナ罪ツミは人を咒ノ詛ムふとてなすわざなり 正裕云マサトクこは今俗イマノソコに牛の時ウシノトキ参マりて夜ヨ中に神カミに詣マで、人を惱ウましめ或シは人形ヒトガタを作り其そのに釘クギうちて人を病ヤまし苦クましむる類の悪行アクコトをいふなり○許々アツアツ太オホ久キウ乃ノ罪ツミ出デ武ブ 本居大人云こは上ウにもいへる如く罪の條目ジョウモクの多オホきをいふには非アず大祓オホハラヘの時トキ國民カミンどもの犯トしたるが多オホく出デむといふあり出武デブとは大祓オホハラヘを行ユはれんとしてまづ國人カニジンどもの犯トしたる罪ツミを探サグり求モトむるまゝに多オホくの罪ツミどもの顯アれ出デ來キむといふなり今の俗語ソコノソコに吟味インミすれば段々シヅカ出デて來キるといふ心ココロばへなり 正裕按マサトクアに都美ツミといふは人の悪行アクコトのみには限カら

此病コレノヤミ諸の禍シロノガハまた穢ケガレきこと醜みにくき事コトも其その外ソトもすべて世に人のわろしとして惡アクみさらふ事はすべて都美ツミなる由委ユキしく後釋アトノシに見ミえたれど事長コトノチカければ今は引ヒキ出す○天津宮事テンジンミヤノコトとは高天原タカマハラある天照大御神アマテラスノミコトの大宮オホミヤにして行ユはせ給たまひし儀式ギシキにならひてろの如ごとくに行ユひ給たまふをいふなり○大オホ中ナカ臣ミコト 中ナカ臣ミコトとは天アメ、兒屋コノヤ、命ノミより始めて神事カミコトを掌ツカサどる官ツカサをいふ名ナあり其そのは神カミと君ミコとの御中ミコナカをとり持ちて宜よろしく申し行ユふよしにて中ナカ執持ツクシの約ツカサとたるありさて天皇テンノウの御事ミコトコトにかゝれる事コトにはすべて大某オホナニといふ例れいなれば此こ、大オホ中ナカ臣ミコトもた、諸シロの神カミに仕つかへ奉たがへるにはたゞで神祇官カミヤクニにして直ただちに神カミと君ミコとの御中ミコナカをとり申ますが故ゆゑに大オホ中ナカ臣ミコトといふあり○天津金木テンジンキモノ 天津テンジンとは此こ、物モノも天照大御神アマテラスノミコトの天津宮テンジンミヤにて用もちひられし物モノになすらへたる由ゆゑをもて稱なづへたるあり次つぎなる天津菅テンジンクサ曾ソウの天津テンジンもこれに同じ金木カネキモノは借字カサジにて細木ホソキのすべてすべての名ナなりさて其その、本末ホンマツを切りたる細ホソき木キをならべ編アみて机ツクリなどの如ごとく作りて被物ハラヒモノの置座オキクラとするあり○本打切ホンウチキ末打斷マツウチタン氏ウヂとは金木カネキモノの本末ホンマツをば切りすて、中ナカのよき所ところを置座オキクラとする由ゆゑなりかくて切キも斷タンも同じことあるを言ことばをかへていふは文アなりさて此こ、次つぎに置座オキクラに作ることを

いはでは言たらぬ如くあれども作るといはせして直ちに千座置座爾云々といひつゝけたるは古文のさまあり○千座置座爾云々 置座は人々の出したる被ッ物を取、集めて居え置く臺にて彼の金木を以て作れるなり千座とは其、置座の数の多きをいふ置足波志とは置座の上に被ッ物をいと多く置き満つるをいふあり○天津菅曾乎云々 此は上なる天津金木乎云々の句と對へていへりさて此、菅曾は人々より出す被ッ物にはあらず大中臣が其、身の穢しを清むる爲に自からとり持てるものにて菅は今笠にもする所の菅あり曾は佐平の約りたるにて佐は眞なり乎は緒にて緒なる物を何にまれいふ名なりさきば菅曾といふも菅を細くささて緒にしたる物ある故に菅眞緒の意あり本筋斷云々とは菅の本末をば切りすて、中ほどのよき所を八針にとり裂くあり 正裕云上には打切、打斷といひこゝには筋斷、筋切といひて同、詞を上と下とに置易へ且つ打と筋ととも木と草とに縁ある詞を以て切と斷とに添へていへるは詞の文あり○八針爾取辟氏 八は彌にて菅を細かに割くをいふるは針にてさく事なる故に八針とはいへるありさて此、次にこの菅曾を取り持ちて祓する事をいふへきに略けるは彼の金木を置座に造ることをはふけると同じ例なり○天津祝詞乃太祝詞事乎宣禮 天津は天津金木。天津菅曾などの例の如し太はめでたき物を美めていふ詞あり事は假字にて言なり祝詞言てふ言の意は始にいへるが如し 忠行云こゝに太祝詞事乎宣禮とありて次に如此久乃良波どうけたれば如此久とさしたる太祝詞の別にあらざればかなはき其、由くはしく天津祝詞考に見えたるが如し此、詞は人々に宣る詞のみにして神に祈み請す意は更にあしされば其、文かあらす別にあるべき理なり○天磐門は天津神のまします天上なる御殿の門なり其を磐としもいふは上ある天、磐座の類にて堅固さよしの祝言なり○天之八重雲乎云々 藤井高尚翁云つらく考ふるに天津神は天、磐門を披き立、出給ひて八重雲へたぐりたる遠き道を道別に道別て大祓する其、あたりの山の頂に天降り坐て聞食さむといふ意なるべしざるを云々の所に天降坐てといはざるは次に國津神波高山之末短山之末爾上坐氏と云て天津神は固より其處に天降坐てある事を云はで知らせたる古文の巧あり○高山之末短山之末 末とは山の

七十一



頂上をいふ其は麓のことを山本といふに對へたる言なりさて此は被する邊の高山の頂上はいふも更なり短山の頂上に至るまでもといふ意味なり○伊穗理は俗言に煙などのいふるといふと同じくて此は雲霧などの立へだりて明かならずおぼろげなるをいふなりされば伊穗理の穂を今本にホと清みてよめるは非なりホと濁りてよむべきなりさて藤井翁の説にこの伊穗理乎撥別氏所聞食武と云は天津神國津神もろともなれども國津神の方にのみ云ふことは高山之末短山之末爾上坐氏と云ると同じ意はへにて天津神をばいはでこめたる古文の巧なりといれたるが如し○如此所聞食氏波 氏波は而有者の意にて波は濁音なり下なるも皆同じ○罪止云布罪波不在止は罪といふ罪の限りは一つものことさす悉く消失てのこりあらじといふ意之○科戸之風 重胤翁云科戸は息長處なるがろの息長處は何處をさしていふならむと年頃思ひわたりつるに漸くに思ひ得たりろは科戸之風乃といへれば風の名にあらせ風とあるべき氣を息長といひ其迫りて動き進むをなむ風とはいへるなるべき云々科戸はたゞ空虚をいふならせ氣の往來する脈を云るがられより風を

起し動もし天地にわたる所の謂なるものあり 正裕云これより以下なる四つの譬喩は大被するため罪穢のあとかたなく被ひやうはれて速に残りなく消えゆく状をたしかにあらはさん爲に詞をあやなして返すくいへるなり○天之八重雲乎云々 藤井高尚翁云八重雲とは幾重にも重れる雲を云りろの重れるを放れくになるやうに風の吹き放てばおのづから消行くもの故に吹放事之如久とは云る之○御霧は眞霧にて深き霧といふ○大津邊爾居 太津は多くの船の泊るべき大ある湊をいふ邊はあたりといふ事あり居とは船がかりして泊り居るをいふ○船解放云々と湊に泊り居たるほどは汀につなぎ置きたる船艦の繩を解きはなつをいふあり○押放とは湊を離れて大船を押し放ち出すをいふ○彼方之繁木本乎 彼方は俗言にあなたといふことにて此はたゞ打見渡したる所をいへるのみありさてこゝはたゞ繁木が本とのみいひて事たれるを彼方としも云るは徒づらなること聞ゆれどもかくいふを古文のあやまりける斯て繁木が本の本は末に對へていへるにはあらせしてたゞ木立の事をいへるあり繁木は枝葉の繁りたる木をいふ○燒鎌乃敏鎌 鎌は

燒きて作るものなるが故に燒鍊とは云るあり敏は利にてよく切る、をいふされば  
 此は燒きて作りたる鍊のよくさる、鍊といふことなり○祓給比清給事乎 祓給比  
 清給とは朝廷よりこの大祓を行ひ給ひて官々の人たちを始として天下人民の罪  
 穢を祓ひ清め給ふをいふ事乎の事は諸人の犯したる罪事を指していふなりつねに  
 たゞ軽く添へていふ事にはあらず○高山之末云々 重胤翁云天々神國、神もろども  
 に高山の末短山の末に集ひ坐て聞食すといふが如くあるがうれよりして祓戸、神  
 等の次々に其罪穢を受取り給ひて根、國底、國の方へ祓却り給ふにか、れば此所  
 なる高山の末短山の末は上なると同じ所なるものあり○佐久那太理は廣瀬、祭、詞  
 にいへり○落多支都速川、瀨 落多支都は落洗打の約りたるにて流れ下る川水の  
 勢、烈しきさまをいふ詞あり速川、瀨は川の流の急なる速瀨をいふなり○瀨織  
 津比咩は古事記に初、於、中、瀨、隨、進、豆、伎、而、游、時、所、成、坐、二、神、名、八、十、禍、津、日、神  
 とある神の一、名なり御名、義、瀨織は瀨下にてかの伊弉諾、命の始めて中、瀨に降り  
 かつぎ給ふ時に生坐せりしより負、賜へるあり○大海原、云々とは彼、罪穢の寄り

附きたる祓物を川へ流しやれば此、神の其を澳中へ持出し給ふをいふなり○荒鹽  
 之鹽乃八百道乃云々 荒とは荒山、荒野、さとの荒にて生れ出でたる時のまゝにある  
 ものをいふ鹽は借字にて潮なり八百道とは潮の往來、道、の多くあるをいふ八鹽道  
 とは上に鹽乃八百道といへるをうけ重ねていへるにて同じ事あり八百會とは八百  
 の潮道の集り會ふ所をいふにて多くの潮道より流れ来る潮の一つ所に集り會ひて  
 海、底へ巻き、没る、所あり○速開都比咩 本居大人云此は伊邪那岐、命の御禊、段  
 に生、坐る伊豆能賣、神なりろの伊豆は阿伎豆の切まりたるなりされば開は借字に  
 て明の意なり明とは禊によりて清らるにきよまりたる由の御名なり○持可々吞氏、幸  
 持はたゞ軽く添へたるあり可々は祓物を潮と共に根、國へ送り遣らむとして彼  
 の海底なる潮の八百會といふ所の口へ其を吞み入る、音をいふなり○氣吹戸 氣  
 吹は息吹にて戸は處といふことあり 本居大人云氣吹戸とはこの氣吹戸主、神の  
 諸の罪穢をいふき放ちやり給ふ處のかぎりを廣くいへるにて始め祓物を川に流  
 しすつる所よりして終りに根、國にいたるまでの間にひろくわたる名なり坐とい

へるは氣吹戸といふ所の一つあること聞ゆめれども然らざた、上の二つの例のまゝに坐<sup>ス</sup>といへるにて別にしかいふ所の一つあるには非<sup>レ</sup>也○氣吹戸主 同大人云此神は倭姫命、世記に伊吹戸主亦名、曰神直日大直日神と見えたる即ち是なり○根國底之國はとも黄泉國のことにて同じ事なるをかく重ねていふは詞の文なり 同大人云世中の凶事は皆もと黄泉國より起り來る事なるを被禊はるの罪穢の凶事を本の黄泉國へかへしやる所爲にてこの被禊することを天國神の聞食之納るれば此段の神たち其被ひすてたる罪穢の凶事を次第に黄泉國へれくり歸しやり給ひて世中の罪穢除こり清まりて凶事をきこれぞ被禊の旨趣ありける○氣吹放氏<sup>キフキ</sup> 氣吹は呼吸もて吹之放は彼方へ放ちやる○速佐須良比咩 忠行云此神は平田大人の古史傳に悉しく云はれたる如く大神宮御鎮座傳記に伊弉諾尊到筑紫日向小戸之橋、檜原而被除之時云々亦洗鼻因以生神號速佐須良比賣神素盞鳥尊與合力坐給也とあるこれなり尙ほ詳なることは古史傳につきて見るべし○持佐須良比失氏<sup>チサスラヒシ</sup> 持は持可々吞の持と同じく軽く添へたるのみ佐須良比失ふとは行方もしられずなして亡なひ滅し給ふといふ○罪止云布罪波不在止 これより次なる語どもを隔て、下の被給比清給事乎とある所へつゝ詞の意あり○高天原云々 高天原とは殿造りの事をいふとて高天原爾千木高知といふと同じ意にてたゞ高くといふこととて馬は耳疾き獸なる故に今大祝に申す此祝詞を此馬の耳疾きが如くに天神國神等の耳ふりたて、速かに聞食し入れ給ふにたとへて被物とはする○夕日之降とは日暮がたをいふ久陀知は久陀理の古訓にて日の傾き降るころなる故にいふなり○諸聞食止宣 諸とはこの祝詞の始に集侍親王云々等諸とある諸をさしていふなりさて大祝の詞はこれにて終りて次なる一段は別事なり○四國下部等 これより下の一段は右の被禊詞を宣り乾りて別に下部等に仰する詞にてこれをも引きつゞけて中臣の宣る下部は解除の事をつかさどる故にかゝる仰言はあることとて四國下部とは延喜臨時祭式に下部取三國下部備優長者伊豆五人登岐五人對馬十人とあるは即ち神祇官の下部にて三國より出る事なるを此所に四國とあるはいかにといふに久

保季茲翁のいはれたる如く新撰龜相記に所謂四國ノ下部、在、數氏ニ焉云々其、對馬  
嶋ヲ稱ニ兩國(兩郡是也)とあるにて明かあり其は此國の兩郡すなはち上、縣、郡下、  
縣、郡を二國とあしこれに伊豆と壹岐とを合せて四國とはいへるあり○大川道  
此はたゞ大なる川といふことなるを祓物を流しすて、海原へ送りやるに川は其、  
道なる故に殊に道といふことを添て云るなり○持退出兵祓却 持は祓物を持、行  
くをいひ退出は京より外へ出で行くをいふ祓却とは罪穢をはらひすてやれよと命  
するなり 本居大人云この四國下部等云々の段は初めなる集侍親王云々の段とど  
もに二季の大祓の定まりし時に加へられたる文あること論あし

○東文忌寸部。獻。横刀。時呪。西文部。  
カウチノラニイキ  
オウチノラニイキ  
准レ此

謹請。皇天。上帝。三極大君。日月星辰。八方諸神。司命司籍。左  
東。王。父。右。西。王。母。五方。五帝。四時。四氣。捧。以。銀。人。請。除。禍

災。捧。以。金。刀。請。延。帝。祚。呪。曰。東。至。扶。桑。西。至。虞。淵。南。至。  
災。光。北。至。弱。水。千。城。百。國。精。治。万。歲。万。歲。万。歲。

東文忌寸云々 東西をやまどかふちと訓むゆゑは學令に東西史部(謂在皇城、  
左右二故)曰東西也前代以來奕世子繼業或爲史官或爲博士因以賜姓  
總謂之史也とある如く此ころの皇城は大和にありて其、東、方にあたるは大  
和ノ國にて西にあたるは河内ノ國なるが故に東西をばやまどかふちとは唱ふるあり  
文は氏ノ名にて忌寸はかばねなりさて大和の文氏は應神天皇の御時百濟國より參  
來し阿直岐が未裔にて河内なるは同じ御時に同國より參來し王仁が未裔あり獻  
横刀二時咒とは神祇令に凡六月十二月晦日ノ大祓ニハ者云々東西文部上ニ祓ノ刀  
讀ニ祓ノ詞(謂文部漢音所讀ノ者)也訖、百官男女聚ニ集、祓ノ所ニ中臣宣、祓、  
詞ノ下部爲ニ解除トある如く中臣が大祓ノ詞を宣り下部が祓ノ業をさす前に東西の  
文部等が朝廷の御庭に參り祓の横刀をたてまつりて後漢音に讀むところの祝詞

なり

謹請皇天上帝 謹請とは謹て乞ひ祈ぎ申すといふ意あり皇天上帝とはわが 古典  
 に皇祖天神など記されたるに同じくして一神をさし定めて申せるには非ず天上にま  
 す皇祖神たちを汎く申せるなり○三極大君とは支那にていはゆる三台星の事なり  
 今此をわが神代のことと當てゝいはゞ皇祖神の下に屬させせる神々の中にて主々  
 しき神たちのことを申せるなり○日月星辰 重胤翁云辰は時あり書、洪範に五紀  
 四曰星辰とある傳に二十八宿迭見以叙節氣とある其をいふなり 正裕按  
 に此は日月星辰を掌り給ふ神たちを申すには非ざりて各其物躰をさして云るゑ  
 り其故は上なる皇天上帝の中に此神等のこもりませる事はいふも更なれば重ねて  
 申すべき理なくまた三極大君の次に尊き日月の神を申すべきにも非ざればなり  
 ○八方諸神 八方は方位にかゝはりていふには非ざり天地間にあらゆる多くの神等  
 をとり總て申せるにて八百萬神など申す意なり○司命司籍 司命は人民の生命  
 を掌る星名ある由漢籍に見えたりとも司籍はいかあるものによ詳かゝらず此

も必星名あるべけれども未だ見當らねば定めがたし○左東王父 平田大人云  
 十州記に扶桑地方萬里上有太帝宮一太真東王父所治之處也とありて此の太真東  
 王父は太真伏羲氏なり○右西王母 同大人云此は諸書に太真西王母とも見えたる  
 が太真東王父の伏羲氏なるに准へてこれ即ち女媧氏にてぞありける云々○五方五  
 帝 同大人云五行大義に皇伯皇仲皇叔皇季皇少此五帝並天上神下治於世  
 次第相接治大微宮云々とある是あり○四時四氣 四時は春夏秋冬を主とする神  
 なり四氣は四時相當に行はるゝ氣を主する神あり○捧以銀人云々 捧とは上なる神  
 々に献つるをいふ銀人は銀を塗たる人像にて此は天皇の御災を除きまつらむ爲の  
 被物なり○捧以金刀 金刀は金もてよろへる刀にて此もまた天皇の妖事をはら  
 ひ奉らんための被物とするあり○請延帝祚とは天皇の御位を千代萬代に守り給  
 へど神祇に請ひ奉るよしなり○呪曰 呪は字典に通作祝とあれば言祝申すこ  
 となり○扶桑とは皇國の事を漢國より稱せる號なり文部が祖先は漢人なるが故に  
 彼國にていふ號を其まゝに用ひたるあり○虞淵は文選吳都賦に虞淵日所入也

とありて西のはてなる國をいふ稱なり○災光は南海のはてある遠き國あり○弱水  
は北海の極にある水の名あり但し右の四つは東西南北の極めて遠き地を大凡にい  
へるのみなれば扶桑ころは皇國の事に違ふけれども餘の在所は甚々たしかな  
らねば大かたに心得なくべきなり○千城百國云々とは天下ことごとく安らるるに  
あれかしとの祝言なり

祝詞正訓講義録上巻 終

祝詞正訓講義録下巻

角田忠行 関  
阪正裕 編

○鎮火祭

高天原爾神留坐皇親神漏義神漏美能命持氏皇御孫命波  
豊葦原乃水穗國乎安國止平久所知食止天下所寄奉志時  
爾事寄奉志天都詞太詞事乎以氏申久神伊佐奈伎伊佐奈  
美乃命妹背二柱嫁繼給氏國乃八十國嶋能八十嶋乎生給  
比八百万神等乎生給比麻奈弟子爾火結神生給氏美保止  
被燒氏石隱坐氏夜七夜晝七日吾乎奈見給比吾奈妹乃命

止申給比此七日爾不足氏隱坐事寄止見所行須時火乎生  
 給氏御保止乎所燒坐支如是時爾吾名妖乃命能吾乎見給  
 布奈止申乎吾乎見阿波多志給比津申給氏吾名妖能命波  
 上津國乎所知食倍志吾波下津國乎所知牟白氏石隱給氏與  
 美津枚坂爾至坐氏所思食久吾名妖命能所知食上津國爾  
 心惡子乎生置氏來奴宣氏返坐氏更生子水神匏川菜埴山  
 姫四種物乎生給氏此能心惡子乃心荒比爾水神匏埴山姫  
 川菜乎持氏鎮奉禮止事教悟給支依此氏稱辭竟奉者皇御孫  
 能朝廷爾御心一速比給波志爲氏進物波明妙照妙和妙荒

妙五色物乎備奉氏青海原爾住物者鱒廣物鱒狹物奥津海  
 菜邊津海菜爾至万氏御酒者應邊高知應腹滿雙氏和稻荒  
 稻爾至万氏如横山置高成氏天津祝詞乃太祝詞事以氏稱  
 辭竟奉久申止

鎮火祭 此は六月十二月晦日の夜に入りてより卜部の人火をうちて宮城の外廓  
 なる四隅にて行ふ事なり其は今日大祓を行はれて天下の罪穢のことくく除こり  
 清まりたる時に當りて火の災を防ぎ鎮めむがために更に清火に鑽り改めて行は  
 る祭あるが故に鎮火祭といふあり

天ノ下とは此、現國のことなり○天都詞太詞事 事は借字にて言なりさて此は天ツ  
 神の御口づから事依し給へる太祝詞あるをこの國にて天都詞といふ語を加へてか  
 くは云るにて其、太祝詞は次なる神伊佐奈伎伊佐奈美乃命といふより鎮奉禮とい

ふまでの文なり○神伊佐奈伎伊佐奈美 名義神は稱辭なり伊佐は誘ふ詞にて此二神適合まして國土を生みなむと互に誘ひ給へりしより負ひませるる奈は之なりさて忠行翁の説に伎は子の轉語にて男子の稱名。美は女の轉語にて女子の稱名なりといはれたるが此は誠に然るべき考なり○妹背 古は男女相並ぶ時は夫婦にても他人にても兄弟にてもみな女をば妹といひ男をば背といひしありされば此は夫婦といふに同じ事あり○嫁繼は就處の意にて夫婦ともに臥處に就きて適合ますことをいふ○國能八十國云々とは多くの國々嶋々を生給へる由あり 忠行云此二神の生坐る嶋國の數を古事記には十四嶋とし日本紀には大八嶋のみ生坐る由に記せれといはゆる五大洲も此二柱大神の葦船に載て流し給ひし蛭子に泥沙のより着てなれるものあれば此もまた生給りところ申すべけれさればこの八十國八十嶋は地球上ある萬國をいふなりけり○八百萬神等とはたゞ多くの神たちといふことなり文字にかはるべからず○麻奈弟子 麻奈は眞之にて最末の子といふ事なり○火結神 御名義。結は祈年祭大御巫詞なる神魂高御魂の下に

いへる牟須理の意と同じく此神のつかざどり給ふ火は萬物を産し成す奇靈ある徳あるものなるが故にかくは御名にねひませるなり○美保止は御陰あり保止てふ言、意は保は布保の約にて合あり止は處なりかくて火結神を生み給へるによりて其御陰をしも焼かれ給へる故は此神の御身やがて火にて其火やがて火結神なればあり○石隠坐座とは御産舎にあて給ひし石屋の戸を閉て其内に幽居ます由なり其は此たびの御産の有狀の常あらぬ事を豫て知しめしてその狀を男神に見せ給はじとの御心しらびあり○夜七夜晝七日とはたゞ七日七夜といふことなり○吾平奈見給比言とは吾がさし幽り居る七日七夜の間は石屋の内をば必も伺ひ見給ふこと勿れと約りたまへるなり○吾奈妹乃命とは女神伊佐奈美命より男神伊佐奈伎命をさして申し給へる稱にて吾とは親しみていふ詞。奈は汝なり勢は上にも云る如く男女相並ぶ時に男を尊みて呼ぶ稱なり○此七日爾波不足氏とは彼の女神の約りれき給へりし七日七夜のいまだ經過畢せして其日數の足らざるうちにといふ意なり○隱坐事奇止氏とはこれまで多くの神たちまた國々嶋々なども生み給



へりし時などにはかく石隠りまし、事はなかりしを此度限りて斯る事をな給ひしかば奇しとは思はし給へりしなり○見所行須とは石屋の戸を引開きて其内を見給ふをいふ○火乎生給氏即ち火結神を生み給へりしなり○見阿波多志 忠行云阿波多志は淡なにして淡々しく爲すをいふなどとはハナス、キをハタス、キといふ類にて共に通ふ例ありさてろの阿波は俗にミツクサキなどいふ意の詞なり○上津國乎云々 上津國とは黄泉國よりこの顯國を呼ぶ稱あり下津國はうれに對へて顯國より黄泉國をさしていふ稱なり○石隠給氏とは彼の石屋にさしこもりて御形を現はし給はざりし如くに此顯國を去りて御身を黄泉國にかくし給へるをいふにて此はまことに石屋隠し給へるをいふには非ざるなり○與美都枚坂 忠行云與美は黄泉にて都は之あり枚坂は洞坂の義なるべし然いふ故はこの坂は黄泉國と顯國と往來する道にありて其道は地球の中心を貫き通りて洞の状をせるが故に其中にある坂をば洞坂とは名けたるなり○所思食久とは思しめすにはといふ義なり○心惡子とは火結神をさしたまへるあり此御子はろの性ははめて

健く鋭くましますが故に母神と雖もろの御稜威を畏み給ひてかくはのり給へるにて心あらき子といふ意なり○反坐氏は枚坂よりもとすみ坐せりし所へ歸りますなり○水神は古事記に彌都波能賣神とある是あり○龍は俗に夕貌、瓢、布久倍などいふもの、總名にて水を汲みとるもの○川菜は今、世に水苔とて植木の根を纏ひて水を含ましむる物の類にて川に生る藻の一種なり○埴山姫は古事記に波邇夜須里賣神とある是あり埴は俗にねば土といふ物にて此神は此をつかさどり給ふが故に斯る御名あるあり○心荒比曾波 曾波は勢波といふに同じ○水神龍埴山姫川菜乎持氏 平田大人云水神は龍を持ちといふべきをかく云るは古文云々水神に此を依し給へるは此を以て水を汲て火を鎮せとの事なりさて又川菜を土、神に依し給へるは此と埴とを和合して火を防げとの御量あるべし○事教悟給支とは上の事どもを水神と埴山姫とに教へ悟し給へりしとなり○依此氏云々は上なる天の詞の太詞事をうけていふあり○一速比 一速は稜威疾あり比は夫利の約にて其状をいふ辞なりされば此は火神の御稜威たけく荒び給ふことをいふなり○天津

祝詞乃云々 此は上に天下所寄奉志時爾事寄奉志天都詞大詞事乎以申久とある結  
びなり

○道饗祭

高天之原爾事始氏皇御孫之命止稱辭竟奉大八衢爾湯津  
磐村之如久塞坐皇神等之前爾申久八衢比古八衢比賣久  
那斗止御名者申氏辭竟奉久根國底國與蟲備疎備來物爾  
相率相口會事無氏下行者下乎守理上往者上乎守理夜之  
守日之守爾守奉齋奉進幣帛者明妙照妙和妙荒妙爾備  
奉御酒者懸邊高知懸腹滿雙氏汁爾穎爾山野爾住物者毛  
能<sub>母</sub>和物毛能<sub>母</sub>荒物青海原爾住物者<sub>母</sub>緒乃廣物<sub>母</sub>緒乃狹物與津

海菜邊津海菜爾至<sub>爾</sub>方<sub>爾</sub>横山之如久置所足氏進宇豆乃幣  
帛乎平<sub>久</sub>聞食氏大八衢爾湯津磐村之如久塞坐氏皇御孫  
命乎堅磐爾常磐爾齋奉茂御世爾幸閉奉給止申又親王王  
等臣等百官人等天下公民爾至<sub>爾</sub>万<sub>爾</sub>氏平久齋給<sub>止</sub>部<sub>爾</sub>神官天津  
祝詞乃太祝詞事乎以氏稱辭竟奉止申

道饗祭 此はかの大祝の神事終りて次に京城の外廓なる四角に於て八衢の神を祭  
りて妖神どもを止め退くる祭ありさてまた地方の國々にて疫病などの行はるゝ時  
には其國の堺にてこの祭を行ふなりかくて他神等を祭るにはるれくの社前にて  
行はるゝ事なるを此ノ妖神等はるの時々に他方より入り來るものなる故に其を防  
ぎ止め給ふ八衢ノ神には道上に於て供物を備へ饗し奉りてるの御靈幸ひを乞ひま  
つる事なる故に此ノ祭の稱をば道饗祭とはいふなり

高天原之原爾事始スミヤカノハラ 皇孫適々藝命之天降スミヤカノミコトノタマシ として此御國を知しめし、事は高天原にまず産靈大神と天照大御神との御議に事始りて其後の天皇たちの大御世しるしめす方の御政事は即て皇祖神たちの定め給ひし掟のまに、行ひ給へることにて此道靈祭もろの御依しに基つぎ給へることなるが故にかくはいへるあり○皇御孫之命止とは皇孫の御言とてといふ意にて命は借字ありされば上文より引續きたる意は高天原にまず御祖神たちの事始め給ひしまに、大御世知しめす皇御孫の御言として稱辭竟奉といふが如きなり○稱辭竟奉とは齋まつるといふ意なること既に云るが如し○大八衢 八は彌にて數の多きをいふ詞。衢は道股の義ありされば大八衢とは大なる道の股となりていくつにも分れ通りたる所といふなり○湯津磐村之如久 この詞の意は祈年祭御門神、條に云り○八衢比古八衢比賣は道反大神とも申して此神は黄泉國と顯國との堺の所に塞りまして彼國より荒び来る妖鬼をも防ぎ退け給ふ御功德ある神なるを此國の衢に齋ひ祭るより稱へ申せる御名にて比古は男。比賣は女の尊稱なり○久那斗は布那斗神とも申して

此神も黄泉と顯國とのさかひに坐まして妖鬼どもを塞へ止め給ふ神あり御名、義は久那と布那とを合せていへば此處を經て此方へ來莫といふ意にて斗は處といふことありされば此より此方へ來莫と障留むべき處にまず神といふ意なり○根國底國とは此地球の根となりて底方にある國といふ事にて黄泉國のことなり○與美は夜見の義にて即ち月界の事なり○靈備疎備來物とは荒びたけびつゝ天皇に禰をなし奉らんとして寄り来る妖鬼をいふ○相率相口會事無氏云々 此等の言の意は祈年祭御門神、詞また御門祭などの下にいへり○守奉齋奉禮伊波比は伊美を延たるにて凡ての物事を忌清むる意ありさて黄泉國は穢き國なる故に其國より来る穢き神の口もて云ひ棄もてする穢き禰事を衢神の忌避給ひて交らしめ給はざると云 平田大人云此所にかく嚴重に齋奉れと令せ給へる故は始め皇祖神の皇御孫、命を天降し給ひし時に此神等を祭む時には如斯いへと詔傳へ坐る太祝詞言のまゝにてうれ即て天神の衢、神に令せ給へる御言あるべくと思はるゝ云々さて守奉齋奉禮は皇孫、命となり○堅磐常磐爾云々 此等の言の意は祈年祭大御巫、祭

神の詞にいへり○親王云々 この道饗祭は始にもいへる如く京城の四隅に於て  
行はるゝが常例なれば天皇は申すに及ばず京師の内に住む人の爲のみに限れるが  
如くなれども然らずこゝに天下公民爾至万民爾云々とあるから凡ての公民も鬼  
魅に相交はり相口會ふまじき爲に行はせ給ふことあり○平久齋給部とは諸の災  
く安くおらしめ給へとの意あり○神官 此はこの祭を預り行ふ卜部をいふ○天津  
祝詞乃云々 重胤翁云天津祝詞乃太祝詞事とは上に大八衢爾湯津磐村之如久とい  
ふより守奉齋奉禮とあるまでの文にて其れより下なるは當今行はせ給ふ祝詞の文  
なるものなり

### ○大嘗祭

集侍神主祝部等諸聞食登宣

高天原爾神留坐皇睦神漏伎神漏彌命以天社國社登敷坐  
留皇神等前爾白久今年十一月中卯日爾天都御食乃長御

食能遠御食登皇御孫命乃大嘗聞食牟爲故爾皇神等相宇  
豆乃比奉氏堅磐爾常磐爾齋比奉利茂御世爾幸閉奉依  
志氏千秋五百秋爾平久安久聞食氏豐明爾明坐牟皇御孫命  
能宇豆乃幣帛乎明妙照妙和妙荒妙爾備奉氏朝日豐榮登  
爾稱辭竟奉久諸聞食登宣  
事別忌部能弱肩爾太禰取挂氏持由麻波利仕奉幣帛乎  
神主祝部等請氏事不落捧持氏奉登宣

大嘗祭 中世より後は大嘗祭と新嘗祭とを分ちて大嘗祭は天皇御一代に一度を  
限りて御即位の初に行はるゝ事とし新嘗祭は毎年十一月の中卯日に行はるゝ事  
としたれども上代には大嘗をも新嘗といひ新嘗をも大嘗といひて其名の別はな

ありしなり然れども御一代に一度のみ行はるゝ大嘗祭は踐祚大嘗祭式に見えたる如く悠紀主基の國郡卜定の事などを始として國司及び諸司の行事もありて諸事嚴重に仕へ奉らるゝ事にて殊更なる大祀なるが此、祝詞なる大嘗祭は毎年十一月ノ中卯日に神祇官の官人等が其齋院に於て事を行ひ幣を案上に奠つる神三百四座に幣帛を班たるゝ御定めなり 本居大人云すべて大嘗新嘗は天皇の聞し食すを主とすることにて神に奉り給ふも天皇の聞し食さむとするに就てまつたてまつり給ふなり云々此、祝詞は其、由を申させ給ふ祝詞にころわれ神に大嘗を奉り給ふ祝詞には非ざ大嘗によりて幣帛を奉り給ふ祭といふことなり

高天原爾云々皇神等とは天上なる天祖の大詔によりて皇御孫、命の定め給へる社々を掌どり給ふ天神地祇といふ意なり 正裕云これらの言、意は上なる祈年祭の下にいへるを見よ○天都御食乃とは天照大御神の天上にて聞食し、御御の如くといふ意にて天皇の聞食す御食は其、初め天照大御神の天、忍穗耳、命に依し給へるものゝ故に御代々々の天皇の新嘗さこし食し初る時の大御食を其、に擬へ

てかくは言祝ぎ申せるなり○長御食能 遠御食登は御命を長く遠く保らますべし御食としてといふ意なる事既にもいへるが如し○宇豆乃比は諸合といふと同じ意にて諾と心を合するよしありされば此は俗に神の納受し給ふといふに當れる詞あり ○茂御世爾幸閉奉幸止依志氏とは此、大嘗祭はもと祈年祭大忌祭おとに稻穀の豊饒を祈り給ひし報賽のために行はせ給ふ祭なるが故に上なる相宇豆乃比云々より續く意は天、神國、神の御祈の趣を納受し給ひて天皇の御命を常磐の如く堅磐の如くにあらしめ奉りまた御代をば嚴の御代と靈幸ひまつらむとしてかく御稻豊かに熟しめて天皇に依し奉り給ふによりてといふ意なり○千秋五百秋爾云々とは上に大嘗聞食幸爲故爾とあるろの大嘗を千年五百年の後に至る迄も平らけく安らけく聞食してといふなり○豊明爾明坐幸とは祈年祭なる水分、神、詞また大忌祭、詞あどに赤丹穗爾聞食幸とあると同じ事にて豊は稱辭明は御饌または御酒を食して御顔の赤らみませるをいふされば此は大嘗の御食を聞食して御顔色うるはしく大御身すこやかに千年五百年の後までも生存へます由の祝言なり○荒妙爾備奉幸 この爾

といふ辭の下に至迄爾といふ詞を加へて心得へし○事別云々 この一段またく  
祈年祭なる辭別と同じければ詞の意はすべて彼處に云るを見よ

○鎮御魂齋戸祭中宮春宮齋戸祭亦同

高天原爾神留坐須皇親神漏伎神漏美能命乎以氏皇御孫  
之命波豐葦原能水穗國乎安國止定奉氏下津磐根爾宮柱  
太敷立高天之原爾千木高知氏天之御蔭日之御蔭止稱辭  
竟奉氏奉御衣波上下備奉氏宇豆乃幣帛波明妙照妙和妙  
荒妙五色物御酒波颯邊高知颯腹滿雙氏山野物波甘菜辛  
菜青海原物波鯖廣物鯖狹物奧津海菜邊津海菜爾至萬氏  
雜物乎如横山置高成氏獻留宇豆乃幣帛乎安幣帛能足幣

帛止平久聞食氏皇朝廷乎常磐爾堅磐爾齋奉茂御世爾  
幸閉奉給氏自此十二月始來十二月爾至萬氏平久御坐所  
令御坐給止今年十二月某日齋比鎮奉止申

鎮御魂齋戸祭 御魂とは天皇。皇后。皇太子の御魂をいふあり齋戸の戸は處の意に  
て神祇官齋院にある神殿あり其は御魂を齋ひ鎮むる處ある故に齋戸とはいふあ  
りさて此祭の前月すまはち十一月中、寅日に宮内省にて行はる、鎮魂祭ある上に  
また重ねて此祭ある故は十一月なる鎮魂祭は御魂を招ぎ奉りて結び留めたる御  
魂、緒を御魂箱に収むるための神事にて此齋戸祭は其の御魂箱を十二月に至りて  
神祇官なる齋戸に鎮め奉りて去年収めおきたる舊き御魂箱に易るを以て主旨とし  
其につきて彼の天皇の御壽命の御守神とます八柱の神を祭らせ給ふ祝詞なりか  
くて此祭は毎年十二月に行はる、事にはわれども殊に定れる日とてはあらざるが  
故に公事の暇あるよき日を見はからひ定めて行はる、ことなり○中宮とは皇后

の事にて春宮とは皇太子の御事なり

高天之原爾云々安國止定奉氏 此は皇孫命のこの國を知し食すべく皇祖神の定め給へりし最初のことといへる之安國止定奉氏とは安く知し食すべき國と定め申してといふ意之さて此までは天皇にかゝれる御事を申し此より以下は八神殿の御事を申せるなり○下津磐根爾云々 此は神祇官なる八神殿の御事なりさて上よりつゞく意は水穂國を安國と定め給ひし其國の下津磐根爾云々といふ文のさまなり  
○天之御蔭云々とは天の御蔭日の御蔭として隠りますべく作り奉れる神殿に齋さ祭りてといふ意あり○奉御衣とは天皇。中宮。春宮ともに大御身づから召させ給ふべき大御衣をか御魂箱とともに齋戸へ齋ひ納めらるゝをいふなり○上下備奉氏上下とは天皇または春宮のならば御袍と御袴との類をいひ中宮のあらば御唐衣と御裳との類をいふあり備奉とは何れも上下ともに取揃へて足はぬ事なく備へとのへたるをいふあり○自此十二月始云々 去年のふるま御魂箱を今年の新しい御魂箱と改め替るによりて今年のはすなはち來年の料あり此故に來十二月爾云々

々とはいへるあり○御坐所云々とは彼の御魂箱を齋戸に平らけく大坐まとしめ給へど祈申させ給ふにて御坐所とは齋戸の御事あり

○伊勢太神宮

○二月祈年。六月十二月月次祭。

天皇我御命以氏。度會乃宇治乃五十鈴川上乃下津石根爾  
稱辭竟奉留。皇太神能大前爾申久。常毛進流二月祈年  
以六月月次。大幣帛乎。某官位姓名乎。爲使天。令捧持氏進給布。  
之辭相換。御命乎申給久止申。

伊勢太神宮はかけまくも畏き天照大御神の御靈とます八咫鏡を齋き祭れる大宮にしてこの御鏡は皇孫御降臨の時より以來崇神天皇の御代に至るまでは同じ大殿に

鎮りませしを故わりて同天皇の六年大和國笠縫里に齋き奉り給ひしを次の御世  
垂仁天皇の二十五年に大御神の教へ給ひしまに、伊勢國度會郡五十鈴川上  
に移し齋ひ奉り給ひしより以後は今に至るまで千代萬代に動きまゝ其處に鎮り  
ますこと皆人の知るが如くなり

二月祈年云々 大御神に申す祈年祭。月次祭の詞は既に上に出たるをこゝに又此、  
詞ある故は他の諸社へ献らる、幣帛は皆その社々の神主祝部等を神祇官へ召し上  
せ給ひて其れ等に頒ちて献らる、事あるを大神宮には殊に御使を遣はして献らせ  
給ふが故にその御使の宣り申すために此詞は作られたるなりさて祈年祭と月次祭  
とは全く同じ詞あるが故にかく一ツの詞に二ツの祭の名を兼て擧たるなり

度會乃云々は今も大神宮のある所なり○下津石根爾稱辭竟奉留とは下津石根に宮  
柱つきたて、齋きまつるといふことなり○常毛進流とは年々に献つる事恒の例と  
なりてあるが故にかくいへるなり○令捧持氏とは幣帛を御使に捧げもたしむるを  
いふ○進給布は大御神に天皇の献り給ふ由なり○御命とは常毛進流二月祈年大幣

帛乎云々進給布とあるをさしていふなり

○豊受宮

天皇我御命以氏度會乃山田原乃下津石根爾稱辭竟奉流。

豊受皇神爾申久常毛進流二月祈年月次祭唯以六月大幣帛

乎某官位姓名乎爲使天令捧持氏進給布御命乎申給久申止

豊受宮 登由氣は登與宇氣の約にて豊は稱言。宇氣は食なりこの大宮は皆人のよ

く知れる如く伊勢國度會郡山田里にありて五穀の祖神とます豊受姫大神を齋  
ひ祭れるところある故に豊受宮とは申すなりさて此大神は延暦儀式帳に見えら  
る如く始は丹波國なる比沼の眞奈井といふ所に鎮りませしを雄略天皇の御世に  
天照大御神の天皇にさとし給へりし御夢の御誨によりて今の度會宮に移しはひ  
祭り給ひしなり 縣居大人云此所に右同祭といふ言わらしものなり 正裕云上卷



ある祈年祭と月次祭とに主とある此、大神に申す詞を別に擧られざるはいふに  
いふに其は御年、皇神等に申す詞と御縣、神に申す詞とは此、大神を主として祭ら  
る、詞なるが故に其、詞をもにゆづりて省かれたるものなるべしされば此、詞も上  
なる大神宮に申す詞と同じく幣帛たてまつりに遣はさる、御使の宣り申すために  
作られたるなり

度會乃山田原 此、所今は家居おほく立ならびて大なる街衢とこれたれど此、大神の  
此、所へ移りませし頃はうちはれたる野原なりしからに山田、原とはいへるなり  
正裕云此、詞の意はすべて大神宮に申す詞と同じきを以てはふけり

○四月神衣祭九月

度會乃 宇治五十鈴川上爾 大宮柱太敷立天 高天原爾 千木  
高知天 稱辭竟奉留 天照坐皇太神乃 大前爾 申久 服織麻績  
乃人等乃 常毛奉仕留 和妙荒妙乃 織乃 御衣乎 進事乎 申給

止申荒祭官爾如是申天進止宣補宜内  
人稱唯

四月神衣祭 此祭は四月九月ともに十四日にて大神宮と荒祭宮にかぎりて行はる  
、神事ありさて神衣とは神のめし給ふ御衣といふ事にて其は伊勢、國多氣、郡ある  
服部氏と麻績氏とが織りたる絹と麻とをたてまつる事なり  
服織は姓氏録に服部、連、天、御杵、命之後也とありて此は神衣の絹織布を織る部な  
るが故に波多於利をつめて波登利とはいへるなり○麻績は姓氏録に神麻績、連、  
天、物知、命之後也とありて此は麻を績みて神衣の麻布を織る故に麻績を約めて乎  
美といふ○常毛奉仕留とは毎年此、祭のたびごとに織りまつるをいふ○織は布  
帛の總名なり○申給止申とは大御神に向ひて宮司の申すよしなり○荒祭宮爾モ云  
々 此は右の祝詞を宮司の申し畢りて後に大神宮の禰宜内人に宣りて荒祭宮にも  
如此祝詞申して神御衣を献つれと命するありさて荒祭宮は天照大御神の荒魂を齋  
き祭れる宮にして今も大神宮の傍にあり

○六月月次祭十二月ハス

度會乃宇治五十鈴乃川上爾。大宮柱太敷立天。高天原爾千  
 木高知天稱辭竟奉留。天照坐皇太神乃大前爾。申進留。天津  
 祝詞乃太祝詞乎神主部物忌等諸聞食止宣。禰宜内人  
 天皇我御命爾坐御壽乎手長乃御壽止。湯津如磐村常磐堅  
 磐爾。伊賀志御世爾幸閉給比。阿禮坐皇子等乎惠給比。百官  
 人等天下四方國能百姓爾至万長平久。作食留五穀乎豐爾  
 令榮給比。護惠比幸給止。三郡國々處々爾寄奉留。神戶人等  
 能常毛進留御調絲。由貴能御酒御費乎。如横山置足成天。大

中臣太玉串爾。隱侍天。今年六月十七日乃朝日乃豐榮登爾

稱申事乎。神主部物忌等諸聞食止宣。神主部 荒祭官。月讀官  
 爾。如是久。申進止宣。神主部 亦稱唯。

六月月次祭 縣居大人云上に二月祈年。六月々次祭と標して祝詞あるは最初に出  
 たる神祇官の二月と六月の祭と同じ祝詞あるが如し然るを此所に重ねて六月々次  
 祭とて祝詞の異なるをれもふに上なるは天皇の御使中臣の宣る詔刀言こゝに擧た  
 るは大前宮司の申す祝詞なり 重胤翁云此、詞は上ある二月祈年。六月十二月々  
 次祭、詞を御使の申し畢りて後に大前宮司の宣るところあり此を宮司より神主物  
 忌に宣聞すれば此に於て稱唯ありて共々に皇大神の大前にるの天津祝詞の太祝詞  
 を申すなり

天津祝詞乃太祝詞は次なる御壽乎手長乃御壽止湯津如磐村云々といふより以下の  
 詞をさしていふなりさて天津祝詞乃太祝詞とはもと天皇祖神の皇孫命に言よさ

し給ひし詔詞の事なれどもすべて神を祭る詞はるの太祝詞を本として申すことなる故に何れをも天津祝詞乃太祝詞とたへたるものにてこゝも即ちるれなり○神主部物忌等云々 神主は姓にて禰宜神主と内人神主と物忌神主との三種あるが故に部といへる之部は群といふことにて神主姓なるものをとりすべていふ言なり禰宜。内人。物忌はともに職名なり然るに此所にて物忌のみ稱唯せざるは物忌にて神主姓なるは禰宜。内人の二に屬てあるが故なり○御壽乎云々常磐堅磐爾とは天皇の御壽をば足り長き御壽として五百都の磐群の如く常しへにわらしめ給へとの祈言あり○伊賀志御世爾云々 伊賀志御世とは既にも云る如く天皇の御稜威の天下に滿ち行はるゝ御世をいふなり然れば此は御世の御祭を祈りて如此わらしめ給へと禰宜申せるあり○阿禮坐とは生れますといふことあり○惠給比とは愛で慈しみて守り幸はへ給へと○長平久作食留五穀乎モ云々とはゆく末長く平ふけく世をわくりつゝ田作りして食ふ五穀をもたかに榮えしめ給へとなり食ふ事をタブルといふは今の俗言にタヘルといふ是なり○三郡は大御神の御縣にて伊勢、國な

る度會多氣飯野の三郡をいふなりなほ此外にも飯高、志、安濃、鈴鹿、河曲、桑名の六郡あれど其中にて主とある所を舉たるなり○國々は、大和、伊賀、志摩、尾張、參河、遠江等の國をいふなり此等の國々には各、神戸あり○處々とは大和、國守陀、郡、伊賀、國伊賀、郡、伊勢、國桑名、郡、鈴鹿、郡、安濃、郡、壹志、郡、飯野、郡、度會、郡等にある大御神の大御田をいふ○神戸とは神の領し給ふ料の物を供へまつらむために朝廷より定め置きたまへる處々家々の部をいふなりさて次に神戸人等とあるは即ちろの神戸のうちにある人民どもをいへるあり○由貴能御酒御費 由貴とは齋み慎しみて清めつくしたる意にて此は御酒と御費とにかゝれりさて大神宮と豐受宮との例祭の中にて六月と十二月との月次祭と九月、神嘗祭とを合せて三節祭と稱して殊更におもくせらるゝ御祭なるが故にろの供進物をばすべて由貴といふまかり御酒は黒酒、白酒の二種をいひ御費は御饌を始として海山れふる食物をとりすべていふあり○大中臣は大神宮の官司をいふ○太玉串は延喜式に着ツ木綿賢木是名太玉串とありて太は美辭なり玉串は手向串にて神に手向くる串といふ

意あり○隠侍天とは太王串を捧げ持てるの串に覆はれたるさまをいふあり○十七日は大神宮の當日にて豊受宮は十六日なり○荒祭宮云々 重胤翁云こは右の二宮にもこの天津祝詞を申して幣帛をたてまつれど大神宮の禰宜内人等に宣るなり(度會)宮には多賀宮爾毛云々と言を換て申すなるべし)かくて此、詞を其、祭日にもち参りて其、大前に申すことなり

○九月神嘗祭

皇御孫命御命以伊勢能度會五十鈴河上爾稱辭竟奉流天照坐皇太神能大前爾申給久常毛進流九月之神嘗乃大幣帛乎其官某位某王中臣某官某位某姓名乎爲使氏忌部弱肩爾太禰取懸持齋波令捧持氏進給布御命乎申給久申

九月神嘗祭は大神宮式九月神嘗祭の條に右、月、十六日祭、度會、宮、十七日祭、大神

宮とあり前にもいへる如く此、兩宮ともに年中諸祭の中にては三節祭をいみじき御祭とせらるゝ事なるがまた其三節祭の中にては此、神嘗祭を以て殊に重くせらるゝ事、斯てこの御祭は大神宮と豊受宮とに新穀の初穂をもて大御饌に炊ぎまた白酒黒酒に醸して供へまつるをもて主とする神事なるが故に神嘗といへるにて天皇の聞し食す大嘗と全く其義おなじくて此は右兩宮にのみ限れる御事とさて其、始は甚も久しき神世に起りたる事にて皇大神の崇神天皇の御代まで同じ大殿にましくし程は天皇の新嘗と皇大神の神嘗と同じ時に行はれし事なるを皇大神、宮を伊勢に定められしより以來皇大神の神嘗は九月を以てたてまつらせ給ひ天皇の新嘗は十一月に聞し食す御事とはなれるなり  
申給久とは天皇の申し給ふよしなり下あるも同じ○某官某位某王云々は四時祭式神嘗祭の條に右當月十一日、平旦、天皇臨、大殿、後殿、奉、幣、其使、諸王、五位以上及神祇官、中臣忌部、官各一人、給、當色、云々とありて王は天皇の御手代として中臣は祝詞申し忌部は幣帛さぐる爲に遣はさるゝあり

○豐受宮同祭

天皇我御命以氏度會能山田原爾稱辭竟奉流皇神前爾申給久常毛進留九月之神嘗能大幣帛乎某官某位某王中臣某官某位某姓名乎爲使氏忌部弱肩爾太禰取懸持齋波令捧持氏進給布御命乎申給久申

豐受宮同祭 この大宮の御事また此御祭の事ならびに詞の意はすべて上にいへる

が如し

○同神嘗祭

度會乃宇治能五十鈴乃川上爾大宮柱太敷立氏高天原爾千木高知天稱辭竟奉留天照坐皇太神乃大前爾申進留天

津祝詞乃太祝詞乎神主部物忌等諸聞食止宣  
禰宜内人  
天皇我御命爾坐御壽乎手長乃御壽止湯津如磐村常磐堅磐爾伊賀志御世爾幸閉給比阿禮坐皇子等乎惠給比百官人等天下四方國乃百姓爾至天長平久護惠美幸倍給止三郡國々處々寄奉留神戶人等能常毛進留由紀能御酒御費懸稅千稅餘五百稅乎如横山久置足成天大中臣太玉串爾隱侍天今年九月十七日朝日豐榮登爾天津祝詞乃太祝詞辭乎稱申事乎神主部物忌等諸聞食止宣禰宜内人荒祭官月讀宮爾如此久申進止宣神主部共稱唯

同神嘗祭 此は太神宮と豊受宮と共に通して用ふる詞にてこゝなる同、字は上の二ツを合せて受けたるものなり斯て上なる二ツの神嘗祭詞は御使の中臣が申す料にして幣帛の事のみをいひ此、詞は大神宮司の宣り申す料にして御酒御贄懸税のことをわけて神嘗の由をいへるなり

度會乃宇治能云々川上爾 此は太神宮に申す時の躰あり故れ豊受宮に申す時には度會乃山田原爾とあらたむべし○天照坐皇太神 此も豊受宮に申すときには豊受皇大神と換ふべきなり○申進留 申は祝詞にかゝり進留は下なる御酒御贄懸税どもにかゝれる詞之○天皇我御命爾坐 この詞の意は春日祭の下に出たり○御壽乎云々 此より以下の詞の意は大かた上なる六月々次祭、詞にいへり立ちかへりて見るべし○懸税 税とは稻のことありさて此は縣居大人の説に懸税といふこといふかしくて伊勢人に問ふに此、祭には新稻の額を束ねて竹に着てあまた献つるといへりさらば其の懸けてたてまつりしを大前に立てれくをも如三横山といふべしと云れたるに従ふべし○千税餘五百税とは税の数の多きをいふなり○十七日は大

神宮の當日にて豊受宮は十六日なること上に云るが如し

○齋内親王奉入時

進神嘗幣詞申畢次即申云辭別氏申給久今進流齋内親王波依恒例氏三年齋比清麻波理氏御杖代止定氏進給事波皇御孫之尊乎天地日月止共爾常磐堅磐爾平安久御座志米御杖代止進給布御命乎大中臣茂樺中取持氏恐美武止申給久申毛

齋内親王奉入時 齋内親王と申すは天皇の御手代として天照大御神を齋さ祭らせ給ふ由によれる稱にてこの齋内親王の改まり立ちたまふ時は京にて三年の間潔齋し給ひてその終の年の八月の末に京を立ちいで給ひて九月の初のほどに伊勢の齋宮へ下り着させまして初めてこの神嘗祭に仕へ奉り給ふ御定めなりとれ故に神嘗祭

仕へまつる詞に次てこの詞を辭別として申させ給へるなり

進神嘗幣詞申畢云々 上に云へる如く此詞は神嘗祭の詞を申し畢りて次に申させ給ふが故に先づ始にかくいひ出でたるものなり○辭別氏云々 此の詞は上なる九月神嘗祭の詞に屬て申させ給ふが故に辭別氏とは云るなり○今進流 今とは新に任され給へる齋内親王の初めて仕へ奉り給ふ神嘗祭の當時をいふなり○三年齋比清麻波理氏とは上にもいへる如く新に任され給へる齋内親王は先づ京にて三年の間潔齋し給ひて後に伊勢へ下り給ふことなるが故にかくはいへるなり○御杖代重胤翁云御杖代は御杖實なり云々さて御杖とは皇大神宮の御杖代と申すことにて天皇の御杖の意にあらざ此はるの御手につきてかしづき奉る事をいふあり云々然れば代は物實禮代などの如く其下に添へいふにて御杖は皇大神にかゝり代は齋内親王にかゝりたること明かなり○御座志米武止 此は今、本の訓わろし本居大人のオホマシマサシメムトとよまれたるに従ふへし○御命とは天皇の命を承けて御使の中臣が皇大神の大前に申し奉る此の詞をいふあり○大中臣は御使の中臣なり

○茂梓中取持氏 茂梓は嚴矛にて嚴は美言なりさて矛は柄の中央を握り持つものなるが故に中臣が神と君との御中を執りて事よろしく計りなし申す由に譬へたるあり

○遷奉太神宮祝詞 豊受宮 准之

皇御孫命能御命乎以氏皇太御神能大前爾申給久常方例  
爾依氏廿年爾一遍比大宮新仕奉氏雜御裝束物五十四種  
神寶廿一種乎儲備天祓清賣持忌波理氏預供奉辨官某位  
某姓名乎差使氏進給狀乎申給久申止

遷奉太神宮祝詞 天照大御神の大宮は二十年毎に新に作り奉る御定にてるの儀式など種々の事は大神宮式に委しければ就て見るべしかくて此の祝詞はるの新に作りまつれる新宮へ大御神を遷し奉るとて奏す詞なり

廿年爾一遍比云々 かく廿年に一度づゝ更め作り奉ることに定め給ひしは天武天皇の御代より始れる御事にて其後の御代々々大かたこの御定のまに〜行はせ給ふが故に此詞にも常乃例爾依氏とは申せるなり○御裝束物云々神寶云々 この御裝束物神寶ともに大神宮式にくはし 正裕按にこゝある五十四種廿一種を今本にはイツクサアマリヨクサ。ハタクサアマリヒトクサとよまれたるを正訓なる故れ今はしかよみイソチマリヨクサ。ハタチマリヒトクサとよまれたるを正訓なる故れ今はしかよみ改めつ○儲備天云々とはかく數多の幣帛をとり設け備へて其をすかくしく祝ひ清め忌み慎しみて供へ献つるといふことあり○辨官云々 此は右の御裝束物神寶あどを送り奉るために太政官より辨、大夫一人のはか下官とも數人さし遣はさるゝ事なるが故にかくいへるなり

○遷却崇神祭

高天之原爾神留坐氏事始給志神漏伎神漏美能命以氏天

之高市爾八百萬神等乎神集集給比神議議給比我皇御孫之尊波豐葦原能水穗之國乎安國止平氣所知食止天之磐座放氏天之八重雲乎伊頭之千別千別氏天降所寄奉志時爾誰神乎先遣水穗國能荒振神等乎神攘攘平氣武神議議給時爾諸神等皆量申久天穗日之命乎遣而平氣武申支是以天降遣時爾此神波返言不申氏次遣志健三熊之命毛隨父事氏返言不申又遣志天若彥毛返言不申氏高津鳥殃爾依氏立處爾身亡支是以天津神能御言以氏更量給氏經津主命健雷命二柱神等乎天降給比荒振神等乎神攘攘



給比神和給氏語問志磐根樹立草之片葉毛語止皇御  
 孫之尊乎天降所寄奉支如此久天降所寄奉志四方之國中  
 止大倭日高見之國乎安國止定奉氏下津磐根爾宮柱太敷  
 立高天之原爾千木高知氏天之御蔭日之御蔭止仕奉氏安  
 國止平氣所知食武皇御孫之尊乃天御舍之内仁坐須皇神  
 等波荒備給比健比給比崇給事無志高天之原爾始志事乎  
 神奈我良毛所知食氏神直日大直日爾直志給比自此地波  
 四方乎見霽山川能清地爾遷出坐氏吾地止宇須波伎坐  
 進幣帛者明妙照妙和妙荒妙爾備奉氏見明物止鏡翫物止

玉射放物止弓矢打斷物止太刀馳出物止御馬御酒者噫戶  
 高知噫腹滿雙氏米爾穎山爾住物者毛乃和物毛能荒物  
 大野原爾生物者甘菜辛菜青海原爾住物者鰭廣物鰭狹物  
 奥津海菜邊津海菜爾至万氏橫山之如久凡物爾置所足氏  
 奉留宇豆乃幣帛乎皇神等乃御心毛明爾安幣帛乃足幣帛  
 止平久聞食氏崇給比健備給事無志山川之廣久清地爾遷  
 出坐氏神奈我良鎮坐止辭稱竟奉止申

遷却崇神祭 重胤翁の説に臨時祭式に見えたる霹靂神祭疫神祭などは何れも崇神  
 の心もて行はれしむる所の不正の妖氣を攘ひ逐ふを以て主旨とする祭なるがすべ  
 て此類なる崇神の心を和め鎮むべき祭にはみあ此詞を用らるゝものと見ゆる

が故に同式に遷<sup>ニ</sup>却<sup>ニ</sup>崇<sup>ニ</sup>神<sup>一</sup>祭といふ條は立られざりし由くはしく論はれ又この祭は  
霹<sup>イカサチ</sup>靂<sup>ハヤシキ</sup>或は疫病<sup>ハヤシキ</sup>などの行はるゝ時にあたりて其<sup>ソノ</sup>妖<sup>マカシ</sup>神<sup>カミ</sup>の荒<sup>ウラ</sup>び健<sup>タカ</sup>ぶる神<sup>カミ</sup>靈<sup>ミヤ</sup>を外<sup>ソト</sup>に遷<sup>ニ</sup>  
出<sup>イ</sup>してろの内<sup>ウチ</sup>にある所の妖<sup>マカシ</sup>氣<sup>キ</sup>をはらひやらふ事なりと云れたるが如し

高天<sup>タカ</sup>之<sup>ノ</sup>原<sup>ノ</sup>爾<sup>ニ</sup>云々事始<sup>コト</sup>給<sup>ル</sup>志<sup>ス</sup>とは高天<sup>タカ</sup>ノ原<sup>ノ</sup>に鎮<sup>シ</sup>りまして天地<sup>アメノチ</sup>の萬<sup>マン</sup>の事<sup>コト</sup>を起<sup>オコ</sup>し始<sup>ハジ</sup>めたまひ  
し神<sup>カミ</sup>漏<sup>ル</sup>伎<sup>キ</sup>神<sup>カミ</sup>漏<sup>ル</sup>美<sup>ミ</sup>といふ意<sup>イ</sup>につゞけて見るべし○天之<sup>アメノ</sup>高<sup>タカ</sup>市<sup>シ</sup> 多<sup>タ</sup>氣<sup>キ</sup>知<sup>チ</sup>は多加<sup>タカ</sup>伊<sup>イ</sup>知<sup>チ</sup>を約<sup>ヨク</sup>  
たるにて高<sup>タカ</sup>はほめていふ言<sup>コト</sup>之<sup>ノ</sup>市<sup>シ</sup>とは神<sup>カミ</sup>にまれ人<sup>ヒト</sup>にまれ寄<sup>ヨ</sup>集<sup>ツ</sup>ふ所<sup>トコロ</sup>をいふ稱<sup>ナ</sup>なり○八  
百<sup>ヤ</sup>萬<sup>マン</sup>神<sup>カミ</sup>等<sup>ト</sup>乎<sup>ニ</sup>云々 この言<sup>コト</sup>ども<sup>ノ</sup>意<sup>イ</sup>は上<sup>ウ</sup>なる大<sup>オホ</sup>祓<sup>ハヒ</sup>詞<sup>ハヒ</sup>にいへり○皆<sup>ミ</sup>量<sup>リヤウ</sup>申<sup>マウ</sup>久<sup>キウ</sup> この量<sup>リヤウ</sup>  
上<sup>ウ</sup>なる神<sup>カミ</sup>議<sup>ギ</sup>の議<sup>ギ</sup>と<sup>ト</sup>同<sup>ト</sup>じく<sup>ク</sup>て俗<sup>ソク</sup>に相<sup>サウ</sup>談<sup>タン</sup>するといふこと○天<sup>アメ</sup>穗<sup>ホ</sup>日<sup>ヒ</sup>之<sup>ノ</sup>命<sup>ミコト</sup>は天<sup>アメ</sup>照<sup>テ</sup>大<sup>オホ</sup>御<sup>ミ</sup>神<sup>カミ</sup>  
と須<sup>ス</sup>佐<sup>サ</sup>之<sup>ノ</sup>男<sup>ヲ</sup>命<sup>ミコト</sup>との御<sup>ミ</sup>誓<sup>チカヒ</sup>のをりに大<sup>オホ</sup>御<sup>ミ</sup>神<sup>カミ</sup>の持<sup>モ</sup>たせ給<sup>ル</sup>ひし御<sup>ミ</sup>統<sup>トウ</sup>玉<sup>タマ</sup>によりて須<sup>ス</sup>佐<sup>サ</sup>之<sup>ノ</sup>男<sup>ヲ</sup>  
命<sup>ミコト</sup>の吹<sup>フキ</sup>生<sup>ナ</sup>したまへりし御<sup>ミ</sup>子<sup>コ</sup>之<sup>ノ</sup>○健<sup>タカ</sup>三<sup>サン</sup>熊<sup>クマ</sup>之<sup>ノ</sup>命<sup>ミコト</sup>は天<sup>アメ</sup>穗<sup>ホ</sup>日<sup>ヒ</sup>之<sup>ノ</sup>命<sup>ミコト</sup>の御<sup>ミ</sup>子<sup>コ</sup>なり此<sup>コノ</sup>神<sup>カミ</sup>の事<sup>コト</sup>は  
古<sup>コノ</sup>史<sup>シ</sup>傳<sup>デン</sup>に詳<sup>シユ</sup>なれば披<sup>ヒ</sup>き見るべし○隨<sup>ス</sup>父<sup>フ</sup>事<sup>コト</sup>氏<sup>ウヂ</sup> 事<sup>コト</sup>は借<sup>カ</sup>字<sup>ジ</sup>にて言<sup>コト</sup>なり父<sup>フ</sup>神<sup>カミ</sup>の宣<sup>ノボ</sup>りたま  
ひし言<sup>コト</sup>のまに／＼つぎ從<sup>ス</sup>ひ給<sup>ル</sup>ひてといふこと○天<sup>アメ</sup>若<sup>ニギハヤヒ</sup>彦<sup>ヒコ</sup>が事<sup>コト</sup>は古<sup>コノ</sup>事<sup>コト</sup>記<sup>キ</sup>日本<sup>ニッポン</sup>紀<sup>キ</sup>に委<sup>カ</sup>  
しく見<sup>ミ</sup>えて人も大<sup>オホ</sup>かたしれるが如<sup>カ</sup>し○高<sup>タカ</sup>津<sup>ツ</sup>鳥<sup>トリ</sup>殃<sup>ヤク</sup>爾<sup>ニ</sup>依<sup>ヨ</sup>氏<sup>ウヂ</sup>云々 重<sup>オモ</sup>胤<sup>ヒコ</sup>翁<sup>ウヂ</sup>云<sup>ク</sup>こは天<sup>アメ</sup>ノ神<sup>カミ</sup>

の御<sup>ミ</sup>誓<sup>チカヒ</sup>なれば殃<sup>ヤク</sup>といふべきならぬとも云々此<sup>コノ</sup>は國<sup>クニ</sup>ノ神<sup>カミ</sup>のさる所<sup>トコロ</sup>由<sup>ユ</sup>は知<sup>チ</sup>らざる間<sup>マ</sup>の  
謠<sup>ウタ</sup>をもて傳<sup>ツ</sup>へたるなり○經<sup>キヤウ</sup>津<sup>ツ</sup>主<sup>ヌ</sup>命<sup>ミコト</sup>健<sup>タカ</sup>雷<sup>ライ</sup>命<sup>ミコト</sup> この二<sup>ニ</sup>神<sup>カミ</sup>のこは日本<sup>ニッポン</sup>紀<sup>キ</sup>に詳<sup>シユ</sup>なり○神<sup>カミ</sup>  
撰<sup>セン</sup>々<sup>ツ</sup>給<sup>ル</sup>比<sup>ヒ</sup>云々とは天<sup>アメ</sup>ノ神<sup>カミ</sup>の勅<sup>オウ</sup>命<sup>ミコト</sup>にたがふ者は斬<sup>ツ</sup>り掃<sup>ハ</sup>ひ或<sup>シ</sup>はなごめ和<sup>ヤス</sup>らげて順<sup>ノボ</sup>はし  
め給<sup>ル</sup>ふといふ○如此<sup>コノ</sup>久<sup>キウ</sup>天<sup>アメ</sup>降<sup>クワ</sup>所<sup>トコロ</sup>寄<sup>ヨ</sup>奉<sup>ホウ</sup>志<sup>ス</sup>云々 このあたり<sup>あたり</sup>の言<sup>コト</sup>どもは全く大<sup>オホ</sup>祓<sup>ハヒ</sup>詞<sup>ハヒ</sup>に  
ありて其<sup>ソノ</sup>意<sup>イ</sup>は其<sup>ソノ</sup>所<sup>トコロ</sup>にいへりつゞけて見るべし○天<sup>アメ</sup>之<sup>ノ</sup>御<sup>ミ</sup>蔭<sup>カゲ</sup>云々 重<sup>オモ</sup>胤<sup>ヒコ</sup>翁<sup>ウヂ</sup>云<sup>ク</sup>この上<sup>ウ</sup>に  
天<sup>アメ</sup>ノ御<sup>ミ</sup>舍<sup>ヤ</sup>の事<sup>コト</sup>あるべきを其<sup>ソノ</sup>下<sup>シタ</sup>へ廻<sup>マ</sup>してろの用<sup>ヨウ</sup>ある所<sup>トコロ</sup>にたきて此<sup>コノ</sup>所<sup>トコロ</sup>はかくいひて  
其<sup>ソノ</sup>天<sup>アメ</sup>ノ御<sup>ミ</sup>舍<sup>ヤ</sup>を造<sup>ツク</sup>り仕<sup>シ</sup>へ奉<sup>ホウ</sup>る事<sup>コト</sup>を申<sup>マウ</sup>せる○天<sup>アメ</sup>御<sup>ミ</sup>舍<sup>ヤ</sup>之内<sup>ウチ</sup>爾<sup>ニ</sup>云々 天<sup>アメ</sup>とはすべて天<sup>アメ</sup>  
上<sup>ウ</sup>の物<sup>モノ</sup>は美<sup>ミ</sup>たく麗<sup>ウツク</sup>はしさが故<sup>ユ</sup>に此<sup>コノ</sup>國<sup>クニ</sup>にてもるれに擬<sup>ナ</sup>へて作<sup>ツク</sup>れる物<sup>モノ</sup>をほめていふ  
言<sup>コト</sup>なりさてこの句<sup>ク</sup>の意<sup>イ</sup>は天<sup>アメ</sup>皇<sup>ミコ</sup>の御<sup>ミ</sup>殿<sup>テン</sup>の内<sup>ウチ</sup>に祟<sup>ヒ</sup>をなし坐<sup>イ</sup>す皇<sup>ミコ</sup>神<sup>カミ</sup>たらといふほどのこ  
となり○高<sup>タカ</sup>天<sup>アメ</sup>之<sup>ノ</sup>原<sup>ノ</sup>爾<sup>ニ</sup>始<sup>ハジ</sup>志<sup>ス</sup>事<sup>コト</sup>乎<sup>ニ</sup>とは吾<sup>オレ</sup>天<sup>アメ</sup>皇<sup>ミコ</sup>の御<sup>ミ</sup>代<sup>ヤ</sup>々々天<sup>アメ</sup>ノ下<sup>シタ</sup>に布<sup>フ</sup>き行<sup>ユク</sup>はせ給<sup>ル</sup>御<sup>ミ</sup>政<sup>テイ</sup>事<sup>コト</sup>  
は天<sup>アメ</sup>ノ社<sup>ヤ</sup>國<sup>クニ</sup>ノ社<sup>ヤ</sup>をいつき祭<sup>マツル</sup>らせ給<sup>ル</sup>御<sup>ミ</sup>業<sup>ゴウ</sup>を始<sup>ハジ</sup>としてすべての事<sup>コト</sup>みも皇<sup>ミコ</sup>祖<sup>ソ</sup>天<sup>アメ</sup>神<sup>カミ</sup>の高<sup>タカ</sup>天<sup>アメ</sup>  
之<sup>ノ</sup>原<sup>ノ</sup>に事<sup>コト</sup>始<sup>ハジ</sup>て傳<sup>ツ</sup>へ給<sup>ル</sup>ひしまに／＼行<sup>ユク</sup>はせ給<sup>ル</sup>事<sup>コト</sup>にてこの祟<sup>ヒ</sup>神<sup>カミ</sup>を遷<sup>ニ</sup>し却<sup>ニ</sup>ふ事<sup>コト</sup>ももど  
より皇<sup>ミコ</sup>祖<sup>ソ</sup>神<sup>カミ</sup>の始<sup>ハジ</sup>め給<sup>ル</sup>事<sup>コト</sup>なるが故<sup>ユ</sup>にかくは云<sup>ク</sup>るなり○神<sup>カミ</sup>奈<sup>ナ</sup>我<sup>ガ</sup>良<sup>ラ</sup>毛<sup>モ</sup>所<sup>トコロ</sup>知<sup>チ</sup>食<sup>シ</sup>氏<sup>ウヂ</sup>とは祟<sup>ヒ</sup>

をなす神も神にればしませんがまゝにこの高天原にて皇祖神の始め給ひし事を疾く  
しろしめし辨へさせ給ひてといふ意なり○神直日爾云々 正裕按に此は神直日、  
神。太直日、神の禍事を轉して善事に直し給ふ如くに崇神の荒び健ひ給ふ禍心を和  
め直し給ひてといふ意なるべし○自此地波 此地とは天皇の大宮所をいふ○四方  
乎見露云々遷出坐底とは四方の打晴れて見渡さるゝ處のろの邊にある山と川との  
清くさやかなる地へうつし出し奉るまに／＼出で行かせ給ひてといふ事なり 久  
保季茲翁云山川は山と川となれば川を清てよむべし濁りて訓めば山の川といふ事  
になるなり○宇須波伎坐世止 宇須は主にて波伎とは身に着て持つ意なりされば  
此は其、處の主とありて傾き知し食しませとてといふ義なり○見明物止鏡 鏡  
は物の形を寫し見て心をばらし明らむるものなる故にかく云りさて止は止志氏と  
いふ意の辭之次なるもみなこれに同じ○斷物止玉とは玉は目に見手に弄びて愛る  
物としてたてまつる由なり○射放物止弓矢とは弓は引張て矢を射放ち物を捕る具を  
る故にかくいふなり○打斷物止太刀 太刀は切斷の意にて其名の如くに物をうち斷

つものなればかくいへるあり○馳出物止御馬とは馬は乗りて走出る料のものとし  
て献つるよしなり○凡物 凡は机の略字にて此は幣帛を載する臺なり○皇神等と  
は崇をなす神たちをいふ○御心毛明爾とは大宮所より山川の清き地に遷し却らる  
ゝに依りて献らるゝ幣帛を御心に限なく明かに聞食してといふ義なり

○遣唐使時奉幣

皇御孫尊乃御命以氏住吉爾稱辭竟奉留皇神等乃前爾申  
賜久大唐爾使遣佐牟為爾依船居無氏播磨國與船乘為氏  
使者遣佐牟所念行間爾皇神命以氏船居波吾作止教悟給  
地教悟給比那我良船居作給部禮悅備嘉志禮代乃幣帛乎  
官位姓名爾令捧持氏進奉久申

遣唐使時奉幣 此は奉幣の下に祭字か詞字の落たるなるべしさて唐國に御使を遣はさるゝ事の始は推古天皇十五年、紀に大禮小野、臣妹子遣<sub>ス</sub>於唐國<sub>ニ</sub>とある是りかくて此、詞は御使をいで立しむるとて住吉の神に幣帛を献らるゝ時に宣り申さるゝなり

住吉爾云々 此は伊邪那岐、命筑紫の檣原に身滌し給ひし時に生れませる底箇男、中箇男、表箇男の三神を齋祭れる社にして神名式に舞津、國住、吉、郡住、吉、坐、神社四座とある是なり其は右の三神の外に其後齋ひ祭れる神功皇后を合せて四座とは申せるなりさて此神たちはたゞに船路を守り給へるのみならず凡て外國の事に預り給ふべき謂れあるが故に唐國に御使つかはさるゝ時に臨みてかく幣帛たてまつらるゝなり○使遣佐牟止 使とは遣唐使をいふなり次なるも同じ○船居とは船を泊めて居え置くところにて即ち湊の事あるが此頃には遣唐使の船乗すべき都近くのみき湊の損ねたりしなり故これ、に依船居無<sub>ト</sub>とは申せるなり○所念行間とはれもはしめす間<sub>ト</sub>といふことなり○皇神命以<sub>レ</sub>は住吉の神の御言もちてなり

○教悟給比那我良とは教へ悟したまふまゝにといふ事なり○船居作給部禮波 縣居大人云この頃難波の湊ふさがれる事ありて播摩の津より發んと議り給ひしほどにこの皇神の御誨ありて忽ち船津の開けし時の事と見えたり○禮代とは敬禮の表として献つる物實をいふ○官位姓名爾云々 此は臨時祭式に開<sub>テ</sub>遣<sub>テ</sub>唐<sub>ニ</sub>船居祭云々右神祇官差<sub>レ</sub>使<sub>テ</sub>向<sub>テ</sub>社<sub>ニ</sub>祭<sub>ル</sub>之<sub>ト</sub>と見えたるこれあり○進奉久止申 此は御使の宣る詞なり 本居大人云この祝詞は語と、のひて古し此は古の御代にこの云々の事ありし時に作れりし祝詞なるを後まで用ひられしにや 忠行云遣唐使は推古天皇の御時麻戸太子の戎風を好ませ給ふによりて小野、妹子を遣はし給ひしに起りしが此は國軀を損じて益なき事なる故に宇多天皇の寛平六年に菅原公の奏言によりて止められたり但し垂仁天皇の御時田道間守を遣はし給ひしはこれと異なり此はひたすらに彼、國の狀態を窺はしむるが爲にして彼<sub>レ</sub>にへつらふには非ざればあり

○出雲國造神賀詞 出雲國造者穗日命之後也。